

令和5年度

地方税に関する参考計数資料

令和5年2月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	地方税及び地方譲与税収入見込額（令和5年度）	1
2	税制改正による増減収見込額（令和5年度）	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	38
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	40
13	市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和4年度）	42
14	超過課税の状況	46
15	法定外税の実施状況（令和4年度）	48
16	政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（令和3年度）	58
17	地方税の税率等の推移	60
18	都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（令和3年度）	172
19	道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（令和3年度）	174
20	道府県税収入等の都道府県別所在状況（令和3年度）	176
21	市町村税収入等の都道府県別所在状況（令和3年度）	184
	（参考）超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況（令和3年度）	194
22	県民経済計算	196
23	主要経済指標の推移	198

1 地方税及び地方譲与税収入見込額（令和5年度）

I 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区 分	令和4年度 当初見込額 (A)	令 和 5 年 度							(G) の 構成割合 (%)		
		令和4年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和4年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)			
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)					
1.道府県税	189,892	10,446	200,338	△	2	△	2	200,336	10,444	105.5	46.7
2.市町村税	223,181	5,881	229,062	△	1	△	1	229,061	5,880	102.6	53.3
3.合 計	413,073	16,327	429,400	△	3	△	3	429,397	16,324	104.0	100.0

(参考1) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	令和4年度 当初見込額 (A)	令 和 5 年 度							(G) の 構成割合 (%)		
		令和4年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和4年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)			
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)					
1.道府県税	152,302	7,113	159,415	△	1	△	1	159,414	7,112	104.7	37.1
2.市町村税	260,771	9,214	269,985	△	2	△	2	269,983	9,212	103.5	62.9
3.合 計	413,073	16,327	429,400	△	3	△	3	429,397	16,324	104.0	100.0

(参考2) 特別法人事業譲与税を含めた場合の合計金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

特別法人事業譲与税	19,986	151	20,137					20,137	151	100.8
再 計 (特別法人事業譲与税を含む)	433,059	16,478	449,537	△	3	△	3	449,534	16,475	103.8

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	令和5年度								
	令和4年度 当初見込額 (A)	令和4年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和4年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) — ×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	52,714	1,512	54,226				54,226	1,512	102.9
{ <ul style="list-style-type: none"> 個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 利子割 配当割 株式等譲渡所得割 	965	5	970				970	5	100.5
	44,042	1,068	45,110				45,110	1,068	102.4
	1,463	21	1,484				1,484	21	101.4
	1,963	137	2,100				2,100	137	107.0
	267	△ 56	211				211	△ 56	79.0
	1,614	994	2,608				2,608	994	161.6
	2,400	△ 657	1,743				1,743	△ 657	72.6
2. 事業税	46,170	2,483	48,653				48,653	2,483	105.4
{ <ul style="list-style-type: none"> 個人 法人 	2,258	136	2,394				2,394	136	106.0
	43,912	2,347	46,259				46,259	2,347	105.3
3. 地方消費税	59,167	6,715	65,882				65,882	6,715	111.3
{ <ul style="list-style-type: none"> 譲渡割 貨物割 	39,649	1,947	41,596				41,596	1,947	104.9
	19,518	4,768	24,286				24,286	4,768	124.4
4. 不動産取得税	3,911	293	4,204				4,204	293	107.5
5. 道府県たばこ税	1,446	25	1,471				1,471	25	101.7
6. ゴルフ場利用税	407	25	432				432	25	106.1
7. 軽油引取税	9,307	△ 32	9,275				9,275	△ 32	99.7
8. 自動車税	16,765	△ 585	16,180	△ 2		△ 2	16,178	△ 587	96.5
{ <ul style="list-style-type: none"> 環境性能割 種別割 	1,482	△ 443	1,039	△ 2		△ 2	1,037	△ 445	70.0
	15,283	△ 142	15,141				15,141	△ 142	99.1
9. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0
10. 固定資産税(特例分等)	51	△ 1	50				50	△ 1	98.0
普通税計	189,941	10,435	200,376	△ 2		△ 2	200,374	10,433	105.5
(II) 目的税									
1. 狩猟税	7	0	7				7	0	100.0
目的税計	7	0	7				7	0	100.0
(III) 道府県税小計	189,948	10,435	200,383	△ 2		△ 2	200,381	10,433	105.5
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 56	11	△ 45				△ 45	—	—
(V) 道府県税計	189,892	10,446	200,338	△ 2		△ 2	200,336	10,444	105.5

(単位：億円)

区 分	令和5年度								
	令和4年度 当初見込額 (A)	令和4年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和4年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) — ×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B市町村税									
(I) 普通税									
1. 市町村民税	98,753	2,666	101,419				101,419	2,666	102.7
個人均等割	2,249	12	2,261				2,261	12	100.5
	所得割	80,641	1,981	82,622			82,622	1,981	102.5
	法人均等割	4,536	35	4,571			4,571	35	100.8
	法人税割	11,327	638	11,965			11,965	638	105.6
2. 固定資産税	95,087	2,494	97,581				97,581	2,494	102.6
土地	35,524	831	36,355				36,355	831	102.3
	家屋	40,895	1,175	42,070			42,070	1,175	102.9
	償却資産	17,779	492	18,271			18,271	492	102.8
純固定資産税小計	94,198	2,498	96,696				96,696	2,498	102.7
交付金	889△	4	885				885△	4	99.6
3. 軽自動車税	3,118	59	3,177				3,177	59	101.9
環境性能割	175	0	175				175	0	100.0
	種別割	2,943	59	3,002			3,002	59	102.0
4. 市町村たばこ税	8,819	189	9,008				9,008	189	102.1
5. 鉱産税	18△	2	16				16△	2	88.9
6. 特別土地保有税	1△	1	0				0△	1	0.0
普通税計	205,796	5,405	211,201				211,201	5,405	102.6
(II) 目的税									
1. 入湯税	158	54	212				212	54	134.2
2. 事業所税	3,913	49	3,962△	1		△	3,961	48	101.2
3. 都市計画税	13,570	303	13,873				13,873	303	102.2
4. 水利地益税等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	17,641	406	18,047△	1		△	18,046	405	102.3
(III) 市町村税小計	223,437	5,811	229,248△	1		△	229,247	5,810	102.6
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 256	70	△ 186				△ 186	—	—
(V) 市町村税計	223,181	5,881	229,062△	1		△	229,061	5,880	102.6

(参考)

(単位：億円)

個人住民税	132,178	3,347	135,525				135,525	3,347	102.5
地方法人二税 + 特別法人事業譲与税	83,187	3,329	86,516				86,516	3,329	104.0
地方法人二税	63,201	3,178	66,379				66,379	3,178	105.0
	特別法人事業譲与税	19,986	151	20,137			20,137	151	100.8

※ 「個人住民税」は、個人道府県民税（均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額である。

※ 「地方法人二税」は、法人道府県民税（均等割及び法人税割）、法人市町村民税（均等割及び法人税割）及び法人事業税の合計額である。

II 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	令和4年度 当初見込額 (A)	令 和 5 年 度					(E) — ×100 (A) (%)
		令和4年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	制度改正に よる増減 (△) 収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C) + (D) (E)	令和4年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E) - (A)	
1.地方揮発油譲与税	2,291	△ 127	2,164		2,164	△ 127	94.5
2.石油ガス譲与税	48	2	50		50	2	104.2
3.自動車重量譲与税	2,891	△ 17	2,874		2,874	△ 17	99.4
4.航空機燃料譲与税	149	3	152		152	3	102.0
5.特別とん譲与税	113	11	124		124	11	109.7
6.森林環境譲与税	500	0	500		500	0	100.0
7.特別法人事業譲与税	19,986	151	20,137		20,137	151	100.8
合 計	25,978	23	26,001		26,001	23	100.1

2 税制改正による増減収見込額（令和5年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 法人事業税 （株）脱炭素化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の創設	△ 3 △ 3		△ 3 △ 3			
2 不動産取得税 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充等	△ 1 △ 1		△ 1 △ 1			
3 車体課税 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長	△ 2 △ 2		△ 2 △ 2	△ 2 △ 2		△ 2 △ 2
4 固定資産税 （1）中小企業等の生産性向上や賃上げの促進に資する償却資産の導入に係る特例措置の創設 （2）福島国際研究教育機構に係る税制上の優遇措置の創設 （3）その他		△ 35 △ 15 △ 9 △ 11	△ 35 △ 15 △ 9 △ 11			
5 事業所税 博物館に係る非課税措置の拡充		△ 1 △ 1	△ 1 △ 1		△ 1 △ 1	△ 1 △ 1
合 計	△ 6	△ 36	△ 41	△ 2	△ 1	△ 3
国税の税制改正に伴うもの 個人住民税 法人事業税	△ 47 △ 50 3		△ 47 △ 50 3			
再 計	△ 53	△ 36	△ 89	△ 2	△ 1	△ 3

（注1） 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。

（注2） 令和5年度改正における環境性能割の税率区分の見直し及びグリーン化特例（軽課）の見直しによる増収見込額は平年度450億円、初年度68億円。他方、令和3年度から令和5年度にかけて追加的に発生した環境性能割における減収見込額は△374億円程度。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

年度	区分	国内総生産（名目）		国民所得	
		実数	対前年度伸長率(%)	実数	対前年度伸長率(%)
昭和27年度		-	-	52,159	117.6
28		-	-	60,015	115.1
29		-	-	65,917	109.8
30		85,979	-	69,733	105.8
31		96,477	112.2	78,962	113.2
32		110,641	114.7	88,681	112.3
33		118,451	107.1	93,829	105.8
34		138,970	117.3	110,421	117.7
35		166,806	120.0	134,967	122.2
36		201,708	120.9	160,819	119.2
37		223,288	110.7	178,933	111.3
38		262,286	117.5	210,993	117.9
39		303,997	115.9	240,514	114.0
40		337,653	111.1	268,270	111.5
41		396,989	117.6	316,448	118.0
42		464,454	117.0	375,477	118.7
43		549,470	118.3	437,209	116.4
44		650,614	118.4	521,178	119.2
45		752,985	115.7	610,297	117.1
46		828,993	110.1	659,105	108.0
47		964,863	116.4	779,369	118.2
48		1,167,150	121.0	958,396	123.0
49		1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50		1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51		1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52		1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53		2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54		2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55		2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56		2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57		2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58		2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59		3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60		3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61		3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62		3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63		3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平成元年度		4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2		4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3		4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4		4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5		4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6		5,119,588	104.2	3,729,768	100.4
7		5,252,995	102.6	3,801,581	101.9
8		5,386,596	102.5	3,940,248	103.6
9		5,425,080	100.7	3,909,431	99.2
10		5,345,641	98.5	3,793,939	97.0
11		5,302,986	99.2	3,780,885	99.7
12		5,376,142	101.4	3,901,638	103.2
13		5,274,105	98.1	3,761,387	96.4
14		5,234,659	99.3	3,742,479	99.5
15		5,262,199	100.5	3,815,556	102.0
16		5,296,379	100.6	3,885,761	101.8
17		5,341,062	100.8	3,881,164	99.9
18		5,372,579	100.6	3,949,897	101.8
19		5,384,855	100.2	3,948,132	100.0
20		5,161,749	95.9	3,643,680	92.3
21		4,973,642	96.4	3,527,011	96.8
22		5,048,737	101.5	3,646,882	103.4
23		5,000,462	99.0	3,574,735	98.0
24		4,994,206	99.9	3,581,562	100.2
25		5,126,775	102.7	3,725,700	104.0
26		5,234,228	102.1	3,766,776	101.1
27		5,407,408	103.3	3,926,293	104.2
28		5,448,299	100.8	3,922,939	99.9
29		5,557,125	102.0	4,006,215	102.1
30		5,565,705	100.2	4,030,991	100.6
令和元年度		5,568,363	100.0	4,020,267	99.7
2		5,375,615	96.5	3,753,887	93.4
3		5,505,304	102.4	3,959,324	105.5
4実績見込		5,602,000	101.8	4,099,000	103.5
5見込		5,719,000	102.1	4,214,000	102.8

(注) 1 国内総生産（名目）は、令和3年度までは「国民経済計算」による実績、令和4年度実績見込及び令和5年度見込は「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和5年1月23日閣議決定）における額である。
 2 国民所得は、令和3年度までは実績、令和4年度実績見込及び令和5年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。
 3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成27年＝100を基準とした年度の指数（総合）である。なお、令和3年度までは実績、令和4年度実績見込及び令和5年度見込は(注)1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

(単位 億円)

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分 年度
指数27年=100	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和 27 年度
5.8	-	10,362	125.0	3,361	109.2	28
6.0	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	29
6.8	111.7	11,369	100.7	3,815	104.3	30
8.2	124.1	12,061	106.1	4,499	117.9	31
9.4	112.5	13,425	111.3	5,272	117.2	32
9.4	102.8	14,556	108.4	5,439	103.2	33
11.7	125.2	16,239	111.6	6,109	112.3	34
14.3	122.5	19,249	118.5	7,442	121.8	35
17.0	118.5	23,911	124.2	9,065	121.8	36
17.8	104.7	28,874	120.8	10,567	116.6	37
20.7	115.3	33,088	114.6	12,129	114.8	38
23.2	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4	39
24.0	103.2	43,651	114.2	15,494	110.7	40
28.1	117.1	50,262	115.1	17,686	114.1	41
33.3	118.6	57,255	113.9	21,495	121.5	42
38.2	117.2	67,296	117.5	25,801	120.0	43
44.6	116.7	80,339	119.4	30,902	119.8	44
49.5	110.8	98,149	122.2	37,507	121.4	45
50.4	102.0	119,095	121.3	42,358	112.9	46
55.6	110.8	146,183	122.7	50,044	118.1	47
62.5	114.8	174,739	119.5	64,913	129.7	48
56.4	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9	49
53.9	95.6	256,545	112.1	81,548	99.0	50
59.8	110.8	289,070	112.7	95,641	117.3	51
61.7	103.2	333,621	115.4	110,052	115.1	52
66.0	107.0	383,470	114.9	122,371	111.2	53
71.3	108.0	420,779	109.7	140,315	114.7	54
72.7	102.2	457,808	108.8	158,938	113.3	55
74.2	102.0	491,653	107.4	173,255	109.0	56
73.8	99.4	511,333	104.0	186,286	107.5	57
78.0	106.4	523,069	102.3	198,413	106.5	58
84.5	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	59
86.5	102.5	562,935	104.5	233,165	108.5	60
86.4	99.8	587,171	104.3	246,282	105.6	61
91.6	105.9	632,201	107.7	272,040	110.5	62
99.6	108.9	664,016	105.0	301,169	110.7	63
103.9	104.3	727,290	109.5	317,951	105.6	平成 元 年度
109.0	105.0	784,732	107.9	334,504	105.2	2
108.3	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	3
101.9	93.7	895,597	106.9	345,683	98.6	4
98.1	96.0	930,764	103.9	335,913	97.2	5
101.2	103.0	938,178	100.8	325,391	96.9	6
103.3	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	7
106.8	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2	8
108.0	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	9
100.6	93.0	1,001,975	102.6	359,222	99.4	10
103.3	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	11
107.7	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	12
97.8	90.9	974,317	99.8	355,488	100.0	13
100.7	102.8	948,394	97.3	333,785	93.9	14
103.6	103.5	925,818	97.6	326,657	97.9	15
107.6	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	16
109.3	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17
114.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	18
117.5	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	19
102.8	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	20
93.0	90.5	961,064	107.2	351,830	88.9	21
				(358,234)	(90.6)	
101.2	108.8	947,750	98.6	343,163	97.5	22
				(357,323)	(99.7)	
100.5	99.3	970,026	102.4	341,714	99.6	23
				(357,142)	(99.9)	
97.8	97.1	964,186	99.4	344,608	100.8	24
				(361,317)	(101.2)	
101.1	103.4	974,120	101.0	353,743	102.7	25
				(373,545)	(103.4)	
100.5	99.4	985,228	101.1	367,855	104.0	26
				(391,733)	(104.9)	
99.8	99.3	984,052	99.9	390,986	106.3	27
				(412,012)	(105.2)	
100.6	100.8	981,415	99.7	393,924	100.8	28
				(411,700)	(99.9)	
103.5	102.9	979,984	99.9	399,044	101.3	29
				(417,496)	(101.4)	
103.8	100.3	980,206	100.0	407,514	102.1	30
				(428,379)	(102.6)	
99.9	96.2	997,022	101.7	412,115	101.1	令和 元 年度
				(432,541)	(101.0)	
90.3	90.4	1,254,588	125.8	408,256	99.1	2
				(424,862)	(98.2)	
95.5	105.8	1,233,677	98.3	424,089	103.9	3
				(442,624)	(104.2)	
-	104.0	909,928	73.8	440,201	103.8	4 実績見込
				(461,240)	(104.2)	
-	102.3	923,584	101.5	439,758	99.9	5 見込
				(459,895)	(99.7)	

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から令和3年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を除く。）、令和4年度実績見込及び令和5年度見込は地方財政計画額である。

5 地方税収入総額は、令和3年度までは決算額、令和4年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和5年度見込は地方財政計画額に計画外税収見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税		
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)		
昭和5年度		1,103			64.7	
		1,002			64.3	
		1,202			65.5	
	8	2,933			79.5	
	10	4,931	(4,508)		84.9 (77.6)	
	14	11,541	(10,693)		92.1 (85.4)	
	16	5,702	(4,617)		75.2 (60.9)	
	20	9,363	(7,542)		71.1 (57.2)	
	25	10,862	(8,975)		70.7 (58.4)	
	30	12,015	(9,690)		69.5 (56.1)	
	31	11,904	(9,340)		68.6 (53.9)	
	32	13,714	(10,796)		69.2 (54.5)	
	33	18,010	(14,538)		70.8 (57.1)	
	34	22,269	(17,797)		71.1 (56.8)	
	35	23,897	(18,714)		69.3 (54.3)	
	36	27,306	(21,143)		69.2 (53.6)	
	37	31,592	(24,646)		69.3 (54.1)	
	38	32,785	(25,123)		67.9 (52.0)	
	39	36,630	(27,740)		67.4 (51.1)	
	40	43,946	(33,404)		67.2 (51.0)	
	41	53,220	(41,359)		67.3 (52.3)	
	42	64,532	(48,868)		67.6 (51.2)	
	43	77,732	(58,548)		67.5 (50.8)	
	44	84,426	(63,370)		66.6 (50.0)	
	45	103,977	(78,313)		67.5 (50.8)	
	46	140,473	(106,237)		68.4 (51.7)	
	47	157,544	(113,332)		65.7 (47.2)	
	48	145,043	(109,051)		64.0 (48.1)	
	49	168,020	(126,260)		63.7 (47.9)	
	50	184,341	(134,090)		62.6 (45.5)	
	51	232,239	(173,275)		65.5 (48.9)	
	52	249,566	(188,325)		64.0 (48.3)	
	53	283,688	(203,478)		64.1 (46.0)	
54	304,551	(214,685)		63.7 (44.9)		
55	320,031	(241,185)		63.2 (47.6)		
56	341,621	(263,473)		63.3 (48.8)		
57	367,748	(274,004)		63.1 (47.0)		
58	391,502	(288,694)		62.7 (46.2)		
59	428,510	(326,334)		63.5 (48.4)		
60	478,068	(362,080)		63.7 (48.3)		
61	521,938	(389,953)		63.4 (47.4)		
62	571,361	(403,288)		64.2 (45.3)		
63	627,798	(451,860)		65.2 (47.0)		
平成元年度	2	632,110	(456,915)		64.3 (46.5)	
	3	573,964	(413,149)		62.4 (44.9)	
	4	571,142	(411,418)		63.0 (45.4)	
	5	540,007	(400,270)		62.4 (46.3)	
	6	549,630	(407,207)		62.0 (45.9)	
	7	552,261	(395,767)		61.1 (43.8)	
	8	556,007	(387,457)		60.6 (42.2)	
	9	511,977	(362,975)		58.8 (41.7)	
	10	492,139	<367,165>	(355,206)	58.4 <43.6>	(42.2)
	11	527,209	<379,358>	(368,005)	59.7 <43.0>	(41.7)
	12	499,684	<356,149>	(321,060)	58.4 <41.6>	(37.5)
	13	458,442	<334,172>	(287,309)	57.9 <42.2>	(36.3)
	14	453,694	<340,612>	(272,765)	58.1 <43.6>	(35.0)
	15	481,029	<343,833>	(303,113)	58.9 <42.1>	(37.1)
	16	522,905	<364,797>	(332,569)	60.0 <41.9>	(38.2)
	17	541,169	<357,191>	(339,172)	59.7 <39.4>	(37.4)
	18	526,558	<376,208>	(360,754)	56.7 <40.5>	(38.8)
	19	458,309	<329,594>	(288,858)	53.7 <38.6>	(33.8)
	20	402,433	<300,653>	(223,734)	53.4 <39.9>	(29.7)
	21	[395,693]			[52.5]	
	22	437,074	<308,602>	(238,603)	56.0 <39.6>	(30.6)
23	[422,875]			[54.2]		
24	451,754	<315,890>	(246,665)	56.9 <39.8>	(31.1)	
25	[436,194]			[55.0]		
26	470,492	<338,819>	(273,022)	57.7 <41.6>	(33.5)	
27	[453,794]			[55.7]		
28	512,274	<366,583>	(313,801)	59.2 <42.3>	(36.2)	
29	[492,264]			[56.9]		
30	578,492	<420,536>	(376,032)	61.1 <44.4>	(39.7)	
31	[554,547]			[58.6]		
32	599,694	<422,005>	(400,082)	60.5 <42.6>	(40.4)	
33	[578,888]			[58.4]		
34	589,563	<421,937>	(391,830)	59.9 <42.9>	(39.8)	
35	[571,747]			[58.1]		
36	623,803	<451,990>	(433,704)	61.0 <44.2>	(42.4)	
37	[605,225]			[59.2]		
38	642,241	<457,305>	(448,954)	61.2 <43.6>	(42.8)	
39	[621,362]			[59.2]		
40	621,751	<442,356>	(423,329)	60.1 <42.8>	(40.9)	
41	[601,315]			[58.2]		
42	649,330	<487,884>	(456,598)	61.4 <46.1>	(43.2)	
43	[632,836]			[59.8]		
44	718,811	<504,353>	(487,951)	62.9 <44.1>	(42.7)	
45	[700,142]			[61.3]		
46	734,048	<514,275>	(513,573)	62.5 <43.8>	(43.7)	
47	[713,009]			[60.7]		
48	744,290	<537,701>	(520,137)	62.9 <45.4>	(43.9)	
49	[724,197]			[61.2]		
令和元年度	2					
	3					
4 実績見込						
5 見 込						

(注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、令和3年度までは決算額、令和4年度実績見込は補正後予算額、令和5年度見込は当初予算額である。
 2 地方税は、令和3年度までは決算額、令和4年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和5年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
 3 国税欄の < > 内は、国税から地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の < > 内は、地方税に地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。
 4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別

地 方 税				租 税 総 額		区分
税 額	B	租税総額に対する割合B/C(%)	税 額	C	年度	
601 百万円		35.3	1,704 百万円		昭和5年度	
557		35.7	1,559		8	
632		34.5	1,834		10	
757		20.5	3,690		14	
879	(1,302)	15.1 (22.4)	5,810		16	
986	(1,834)	7.9 (14.6)	12,527		20	
1,883 億円	(2,968)	24.8 (39.1)	7,585 億円		25	
3,815	(5,636)	28.9 (42.8)	13,178		30	
4,499	(6,386)	29.3 (41.6)	15,361		31	
5,272	(7,597)	30.5 (43.9)	17,287		32	
5,439	(8,003)	31.4 (46.1)	17,343		33	
6,109	(9,027)	30.8 (45.5)	19,823		34	
7,442	(10,914)	29.2 (42.9)	25,452		35	
9,065	(13,537)	28.9 (43.2)	31,334		36	
10,567	(15,750)	30.7 (45.7)	34,464		37	
12,129	(18,292)	30.8 (46.4)	39,435		38	
13,996	(20,942)	30.7 (45.9)	45,588		39	
15,494	(23,156)	32.1 (48.0)	48,279		40	
17,686	(26,576)	32.6 (48.9)	54,316		41	
21,495	(32,037)	32.8 (49.0)	65,441		42	
25,801	(37,662)	32.7 (47.7)	79,021		43	
30,902	(46,566)	32.4 (48.8)	95,434		44	
37,507	(56,691)	32.5 (49.2)	115,239		45	
42,358	(63,414)	33.4 (50.0)	126,784		46	
50,044	(75,708)	32.5 (49.2)	154,021		47	
64,913	(99,149)	31.6 (48.3)	205,386		48	
82,375	(126,587)	34.3 (52.8)	239,919		49	
81,548	(117,540)	36.0 (51.9)	226,591		50	
95,641	(137,401)	36.3 (52.1)	263,661		51	
110,052	(160,303)	37.4 (54.5)	294,393		52	
122,371	(181,335)	34.5 (51.1)	354,610		53	
140,315	(201,556)	36.0 (51.7)	389,881		54	
158,938	(239,148)	35.9 (54.0)	442,626		55	
173,255	(263,121)	36.3 (55.1)	477,806		56	
186,286	(265,132)	36.8 (52.4)	506,317		57	
198,413	(276,561)	36.7 (51.2)	540,034		58	
214,939	(308,683)	36.9 (53.0)	582,687		59	
233,165	(335,973)	37.3 (53.8)	624,667		60	
246,282	(348,458)	36.5 (51.6)	674,792		61	
272,040	(388,028)	36.3 (51.7)	750,108		62	
301,169	(433,154)	36.6 (52.6)	823,107		63	
317,951	(486,024)	35.8 (54.7)	889,312		平成元年度	
334,504	(510,442)	34.8 (53.0)	962,302		2	
350,727	(525,922)	35.7 (53.5)	982,837		3	
345,683	(506,498)	37.6 (55.1)	919,647		4	
335,913	(495,637)	37.0 (54.6)	907,055		5	
325,391	(465,128)	37.6 (53.7)	865,398		6	
336,750	(479,173)	38.0 (54.1)	886,380		7	
350,937	(507,431)	38.9 (56.2)	903,198		8	
361,555	(530,105)	39.4 (57.8)	917,562		9	
359,222	(508,224)	41.2 (58.3)	871,199		10	
350,261 <475,235>	(487,194)	41.6 <56.4> (57.8)	842,400		11	
355,464 <503,315>	(514,668)	40.3 <57.0> (58.3)	882,673		12	
355,488 <499,023>	(534,112)	41.6 <58.4> (62.5)	855,172		13	
333,785 <458,055>	(504,918)	42.1 <57.8> (63.7)	792,227		14	
326,657 <439,739>	(507,586)	41.9 <56.4> (65.0)	780,351		15	
335,388 <472,584>	(513,304)	41.1 <57.9> (62.9)	816,417		16	
348,044 <506,152>	(538,380)	40.0 <58.1> (61.8)	870,949		17	
365,062 <549,040>	(567,059)	40.3 <60.6> (62.6)	906,231		18	
402,668 <553,018>	(568,472)	43.3 <59.5> (61.2)	929,226		19	
395,585 <524,300>	(565,036)	46.3 <61.4> (66.2)	853,894		20	
351,830 <453,609>	(530,528)	46.6 <60.1> (70.3)	754,262		21	
【 358,234 】		【 47.5 】	【 753,928 】			
343,163 <471,635>	(541,634)	44.0 <60.4> (69.4)	780,237		22	
【 357,323 】		【 45.8 】	【 780,198 】			
341,714 <477,578>	(546,803)	43.1 <60.2> (68.9)	793,468		23	
【 357,142 】		【 45.0 】	【 793,336 】			
344,608 <476,281>	(542,078)	42.3 <58.4> (66.5)	815,100		24	
【 361,317 】		【 44.3 】	【 815,111 】			
353,743 <499,434>	(552,216)	40.8 <57.7> (63.8)	866,017		25	
【 373,545 】		【 43.1 】	【 865,809 】			
367,855 <525,810>	(570,314)	38.9 <55.6> (60.3)	946,346		26	
【 391,733 】		【 41.4 】	【 946,280 】			
390,986 <568,675>	(590,598)	39.5 <57.4> (59.6)	990,679		27	
【 412,012 】		【 41.6 】	【 990,900 】			
393,924 <561,549>	(591,656)	40.1 <57.1> (60.2)	983,486		28	
【 411,700 】		【 41.9 】	【 983,447 】			
399,044 <570,857>	(589,143)	39.0 <55.8> (57.6)	1,022,847		29	
【 417,496 】		【 40.8 】	【 1,022,721 】			
407,514 <592,451>	(600,802)	38.8 <56.4> (57.2)	1,049,756		30	
【 428,379 】		【 40.8 】	【 1,049,742 】			
412,115 <591,510>	(610,537)	39.9 <57.2> (59.1)	1,033,866		令和元年度	
【 432,541 】		【 41.8 】	【 1,033,857 】			
408,256 <569,702>	(600,988)	38.6 <53.9> (56.8)	1,057,586		2	
【 424,862 】		【 40.2 】	【 1,057,698 】			
424,089 <638,547>	(654,949)	37.1 <55.9> (57.3)	1,142,900		3	
【 442,624 】		【 38.7 】	【 1,142,766 】			
440,201 <659,974>	(660,676)	37.5 <56.2> (56.3)	1,174,249		4 実績見込	
【 461,240 】		【 39.3 】	【 1,174,249 】			
439,758 <646,347>	(663,911)	37.1 <54.6> (56.1)	1,184,048		5 見 込	
【 459,895 】		【 38.8 】	【 1,184,092 】			

事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金並びに令和3年度から令和5年度における新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含む。)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金並びに令和3年度から令和5年度における新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含む。)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税及び特別法人事業税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3
34	14,950	16,239	108.6
35	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和37年度	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22	953,123	947,750	99.4
23	1,007,154	970,026	96.3
24	970,872	964,186	99.3
25	1,001,889	974,120	97.2
26	988,135	985,228	99.7
27	982,303	984,052	100.2
28	975,418	981,415	100.6
29	981,156	979,984	99.9
30	989,747	980,206	99.0
令和元年度	1,013,665	997,022	98.4
2	1,475,974	1,254,588	85.0
3	1,446,495	1,233,677	85.3
4実績見込	1,392,196	909,928	65.4
5見 込	1,143,812	923,584	80.7

- (注) 1 国の歳出は令和3年度までは決算額、令和4年度実績見込は補正後予算額、令和5年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。
- 2 地方の歳出は、令和3年度までは決算額（ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額）、令和4年度実績見込及び令和5年度見込は地方財政計画額であり、その会計区分は次のとおりである。
- 明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計
大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計
昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計
昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～令和3年度 普通会計の純計
- 3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)		(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,729,768	540,007	325,391	865,398	14.5	8.7	23.2
7	3,801,581	549,630	336,750	886,380	14.5	8.9	23.3
8	3,940,248	552,261	350,937	903,198	14.0	8.9	22.9
9	3,909,431	556,007	361,555	917,562	14.2	9.2	23.5
10	3,793,939	511,977	359,222	871,199	13.5	9.5	23.0
11	3,780,885	492,139	350,261	842,400	13.0	9.3	22.3
12	3,901,638	527,209	355,464	882,673	13.5	9.1	22.6
13	3,761,387	499,684	355,488	855,172	13.3	9.5	22.7
14	3,742,479	458,442	333,785	792,227	12.2	8.9	21.2
15	3,815,556	453,694	326,657	780,351	11.9	8.6	20.5
16	3,885,761	481,029	335,388	816,417	12.4	8.6	21.0
17	3,881,164	522,905	348,044	870,949	13.5	9.0	22.4
18	3,949,897	541,169	365,062	906,231	13.7	9.2	22.9
19	3,948,132	526,558	402,668	929,226	13.3	10.2	23.5
20	3,643,680	458,309	395,585	853,894	12.6	10.9	23.4
21	3,527,011	402,433	351,830	754,262	11.4	10.0	21.4
		(395,693)	(358,234)	(753,928)	(11.2)	(10.2)	(21.4)
22	3,646,882	437,074	343,163	780,237	12.0	9.4	21.4
		(422,875)	(357,323)	(780,198)	(11.6)	(9.8)	(21.4)
23	3,574,735	451,754	341,714	793,468	12.6	9.6	22.2
		(436,194)	(357,142)	(793,336)	(12.2)	(10.0)	(22.2)
24	3,581,562	470,492	344,608	815,100	13.1	9.6	22.8
		(453,794)	(361,317)	(815,111)	(12.7)	(10.1)	(22.8)
25	3,725,700	512,274	353,743	866,017	13.7	9.5	23.2
		(492,264)	(373,545)	(865,809)	(13.2)	(10.0)	(23.2)
26	3,766,776	578,492	367,855	946,346	15.4	9.8	25.1
		(554,547)	(391,733)	(946,280)	(14.7)	(10.4)	(25.1)
27	3,926,293	599,694	390,986	990,679	15.3	10.0	25.2
		(578,888)	(412,012)	(990,900)	(14.7)	(10.5)	(25.2)
28	3,922,939	589,563	393,924	983,486	15.0	10.0	25.1
		(571,747)	(411,700)	(983,447)	(14.6)	(10.5)	(25.1)
29	4,006,215	623,803	399,044	1,022,847	15.6	10.0	25.5
		(605,225)	(417,496)	(1,022,721)	(15.1)	(10.4)	(25.5)
30	4,030,991	642,241	407,514	1,049,756	15.9	10.1	26.0
		(621,362)	(428,379)	(1,049,742)	(15.4)	(10.6)	(26.0)
令和元年度	4,020,267	621,751	412,115	1,033,866	15.5	10.3	25.7
		(601,315)	(432,541)	(1,033,857)	(15.0)	(10.8)	(25.7)
2	3,753,887	649,330	408,256	1,057,586	17.3	10.9	28.2
		(632,836)	(424,862)	(1,057,698)	(16.9)	(11.3)	(28.2)
3	3,959,324	718,811	424,089	1,142,900	18.2	10.7	28.9
		(700,142)	(442,624)	(1,142,766)	(17.7)	(11.2)	(28.9)
4実績見込	4,099,000	734,048	440,201	1,174,249	17.9	10.7	28.6
		(713,009)	(461,240)	(1,174,249)	(17.4)	(11.3)	(28.6)
5見込	4,214,000	744,290	439,758	1,184,048	17.7	10.4	28.1
		(724,197)	(459,895)	(1,184,092)	(17.2)	(10.9)	(28.1)

- (注) 1 国民所得は、令和3年度までは実績、令和4年度実績見込額及び令和5年度見込は「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和5年1月23日閣議決定)における額である。
- 2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、令和3年度までは決算額、令和4年度は補正後予算額、令和5年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。
- 3 地方税は、令和3年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、令和4年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、令和5年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
- 4 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税及び特別法人事業税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合である。
- 5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
25	6,854	2,263	9,117	11,396
30	10,311	4,201	14,512	18,140
35	18,772	7,757	26,529	33,161
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	(311,427)	(281,946)	(593,374)	(741,718)
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	(333,143)	(281,501)	(614,644)	(768,305)
23	356,668	269,789	626,457	783,071
	(344,383)	(281,970)	(626,352)	(782,940)
24	371,462	272,074	643,535	804,419
	(358,278)	(285,266)	(643,544)	(804,430)
25	398,848	275,419	674,267	842,834
	(383,269)	(290,836)	(674,105)	(842,631)
26	451,149	286,879	738,027	922,534
	(432,475)	(305,501)	(737,975)	(922,469)
27	468,269	305,300	773,568	966,960
	(452,022)	(321,718)	(773,740)	(967,175)
28	460,931	307,977	768,907	961,134
	(447,002)	(321,874)	(768,876)	(961,095)
29	488,463	312,468	800,931	1,001,164
	(473,916)	(326,916)	(800,832)	(1,001,040)
30	503,941	319,760	823,703	1,029,629
	(487,559)	(336,132)	(823,692)	(1,029,615)
令 和 元 年 度	489,036	324,148	813,184	1,016,480
	(472,962)	(340,214)	(813,177)	(1,016,471)
2	512,679	322,339	835,018	1,043,773
	(499,656)	(335,450)	(835,107)	(1,043,884)
3	570,812	336,771	907,583	1,134,479
	(555,986)	(351,490)	(907,476)	(1,134,345)
4 実 績 見 込	582,911	349,566	932,477	1,165,596
	(566,204)	(366,273)	(932,477)	(1,165,596)
5 見 込	591,045	349,214	940,259	1,175,324
	(575,089)	(365,205)	(940,294)	(1,175,368)

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(ウ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(エ) 昭和42年度から平成24年度までは、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口

(オ) 平成25年度以降は、各年度の1月1日現在住民基本台帳人口。ただし、令和4年度及び令和5年度は、令和4年1月1日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区分 年度	租税総額						
	租		税		間接税等		
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	
昭和10年度 15 25 30 35 40 45 50 55 60	1,834	100.0	1,008	55.0	826	45.0	
	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7	
	7,585	100.0	4,737	62.5	2,848	37.5	
	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3	
	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9	
	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9	
	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0	
	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9	
	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2	
	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4	
	平成2年度 7 12 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
		886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
		882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
		780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8
		816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9
870,949		100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	
906,231		100.0	640,998	70.7	265,233	29.3	
929,226		100.0	668,234	71.9	260,992	28.1	
853,894		100.0	606,048	71.0	247,845	29.0	
754,262		100.0	513,770	68.1	240,492	31.9	
(753,928)		(100.0)	(513,435)	(68.1)	(240,492)	(31.9)	
780,237		100.0	536,362	68.7	243,875	31.3	
(780,198)		(100.0)	(536,321)	(68.7)	(243,875)	(31.3)	
793,468		100.0	547,423	69.0	246,046	31.0	
(793,336)		(100.0)	(547,288)	(69.0)	(246,045)	(31.0)	
815,100	100.0	567,792	69.7	247,309	30.3		
(815,111)	(100.0)	(567,802)	(69.7)	(247,307)	(30.3)		
866,017	100.0	611,064	70.6	254,952	29.4		
(865,809)	(100.0)	(610,857)	(70.6)	(254,952)	(29.4)		
946,346	100.0	639,488	67.6	306,858	32.4		
(946,280)	(100.0)	(639,422)	(67.6)	(306,858)	(32.4)		
990,679	100.0	650,499	65.7	340,180	34.3		
(990,900)	(100.0)	(650,720)	(65.7)	(340,180)	(34.3)		
983,486	100.0	648,865	66.0	334,622	34.0		
(983,447)	(100.0)	(648,825)	(66.0)	(334,622)	(34.0)		
1,022,847	100.0	685,740	67.0	337,107	33.0		
(1,022,721)	(100.0)	(685,614)	(67.0)	(337,107)	(33.0)		
1,049,756	100.0	709,933	67.6	339,823	32.4		
(1,049,742)	(100.0)	(709,919)	(67.6)	(339,823)	(32.4)		
1,033,866	100.0	691,537	66.9	342,329	33.1		
(1,033,857)	(100.0)	(691,528)	(66.9)	(342,329)	(33.1)		
令和元年度 2 3	1,057,586	100.0	692,639	65.5	364,947	34.5	
	(1,057,698)	(100.0)	(692,751)	(65.5)	(364,947)	(34.5)	
	1,142,900	100.0	757,750	66.3	385,151	33.7	
	(1,142,766)	(100.0)	(757,615)	(66.3)	(385,151)	(33.7)	
	1,174,249	100.0	781,735	66.6	392,514	33.4	
4 実績見込 5 見込	(1,174,249)	(100.0)	(781,735)	(66.6)	(392,514)	(33.4)	
	1,184,048	100.0	776,290	65.6	407,758	34.4	
(1,184,092)	(100.0)	(776,334)	(65.6)	(407,758)	(34.4)		

区分 年度	国						
	租		税		間接税等		
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	
昭和10年度 15 25 30 35 40 45 50 55 60	1,202	100.0	421	35.0	781	65.0	
	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1	
	5,702	100.0	3,136	55.0	2,566	45.0	
	9,364	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6	
	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7	
	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8	
	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9	
	145,042	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7	
	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9	
	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2	
	平成2年度 7 12 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
		549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
		527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
		453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9
		481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8
522,905		100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	
541,169		100.0	335,007	61.9	206,162	38.1	
526,558		100.0	323,273	61.4	203,285	38.6	
458,309		100.0	264,507	57.7	193,802	42.3	
402,433		100.0	212,941	52.9	189,492	47.1	
(395,693)		(100.0)	(206,201)	(52.1)	(189,492)	(47.9)	
437,074		100.0	246,225	56.3	190,849	43.7	
(422,875)		(100.0)	(232,025)	(54.9)	(190,849)	(45.1)	
451,754		100.0	258,581	57.2	193,173	42.8	
(436,194)		(100.0)	(243,020)	(55.7)	(193,172)	(44.3)	
470,492	100.0	276,251	58.7	194,241	41.3		
(453,794)	(100.0)	(259,553)	(57.2)	(194,239)	(42.8)		
512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2		
(492,264)	(100.0)	(291,371)	(59.2)	(200,893)	(40.8)		
578,492	100.0	328,821	56.8	249,670	43.2		
(554,547)	(100.0)	(304,876)	(55.0)	(249,670)	(45.0)		
599,694	100.0	335,753	56.0	263,941	44.0		
(578,887)	(100.0)	(314,947)	(54.4)	(263,941)	(45.6)		
589,563	100.0	328,527	55.7	261,035	44.3		
(571,747)	(100.0)	(310,712)	(54.3)	(261,035)	(45.7)		
623,803	100.0	360,767	57.8	263,036	42.2		
(605,225)	(100.0)	(342,189)	(56.5)	(263,036)	(43.5)		
642,241	100.0	377,375	58.8	264,866	41.2		
(621,362)	(100.0)	(356,496)	(57.4)	(264,866)	(42.6)		
621,751	100.0	353,168	56.8	268,584	43.2		
(601,315)	(100.0)	(332,732)	(55.3)	(268,584)	(44.7)		
649,330	100.0	362,085	55.8	287,245	44.2		
(632,836)	(100.0)	(345,591)	(54.6)	(287,245)	(45.4)		
718,811	100.0	419,902	58.4	298,909	41.6		
(700,142)	(100.0)	(401,233)	(57.3)	(298,909)	(42.7)		
4 実績見込 5 見込	734,048	100.0	430,326	58.6	303,722	41.4	
	(713,009)	(100.0)	(409,287)	(57.4)	(303,722)	(42.6)	
744,290	100.0	427,692	57.5	316,598	42.5		
(724,197)	(100.0)	(407,599)	(56.3)	(316,598)	(43.7)		

地 方 税						区 分
総 額		直 接 税		間 接 税 等		
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	年 度
632 百万円	100.0 %	587 百万円	92.9 %	45 百万円	7.1 %	昭 和 10 年 度
784	100.0	721	92.0	63	8.0	15
1,883 億円	100.0	1,601 億円	85.0	282 億円	15.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8	30
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4	35
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7	45
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4	50
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1	平 成 2 年 度
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0	7
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0	12
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4	15
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6	16
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7	17
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2	18
402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3	19
395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7	20
351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5	21
(358,234)	(100.0)	(307,234)	(85.8)	(51,000)	(14.2)	
343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5	22
(357,323)	(100.0)	(304,296)	(85.2)	(53,026)	(14.8)	
341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5	23
(357,142)	(100.0)	(304,268)	(85.2)	(52,873)	(14.8)	
344,608	100.0	291,540	84.6	53,068	15.4	24
(361,317)	(100.0)	(308,249)	(85.3)	(53,068)	(14.7)	
353,743	100.0	299,683	84.7	54,059	15.3	25
(373,545)	(100.0)	(319,486)	(85.5)	(54,059)	(14.5)	
367,855	100.0	310,667	84.5	57,188	15.5	26
(391,733)	(100.0)	(334,546)	(85.4)	(57,188)	(14.6)	
390,986	100.0	314,746	80.5	76,239	19.5	27
(412,012)	(100.0)	(335,773)	(81.5)	(76,239)	(18.5)	
393,924	100.0	320,337	81.3	73,587	18.7	28
(411,700)	(100.0)	(338,113)	(82.1)	(73,587)	(17.9)	
399,044	100.0	324,973	81.4	74,071	18.6	29
(417,496)	(100.0)	(343,425)	(82.3)	(74,071)	(17.7)	
407,514	100.0	332,558	81.6	74,956	18.4	30
(428,379)	(100.0)	(353,423)	(82.5)	(74,956)	(17.5)	
412,115	100.0	338,370	82.1	73,745	17.9	令 和 元 年 度
(432,541)	(100.0)	(358,796)	(83.0)	(73,745)	(17.0)	
408,256	100.0	330,554	81.0	77,702	19.0	2
(424,862)	(100.0)	(347,160)	(81.7)	(77,702)	(18.3)	
424,089	100.0	337,848	79.7	86,242	20.3	3
(442,624)	(100.0)	(356,382)	(80.5)	(86,242)	(19.5)	
440,201	100.0	351,409	79.8	88,792	20.2	4 実 績 見 込
(461,240)	(100.0)	(372,448)	(80.7)	(88,792)	(19.3)	
439,758	100.0	348,598	79.3	91,160	20.7	5 見 込
(459,895)	(100.0)	(368,735)	(80.2)	(91,160)	(19.8)	

(注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、令和3年度までは決算額、令和4年度実績見込は補正後予算額、令和5年度見込は当初予算額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人特別税、特別法人事業税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、釵区税、釵業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等：直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まず、令和3年度までは決算額、令和4年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和5年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、釵区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、釵産税、特別土地保有税、目的税（平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等：直接税以外の諸税

5 平成21年度以降の（ ）内は、国税の直接税から地方法人特別税及び特別法人事業税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

- (注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。
2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。
3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地 方 譲 与 税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	国 庫 支 出 金
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	そ の 他
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	小 計
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	地 方 債
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	繰 越 金
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地 方 譲 与 税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	国 県 支 出 金
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	そ の 他
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	小 計
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	地 方 債
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	繰 越 金
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	市 町 村 計
												合計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	国 庫 支 出 金 等
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	そ の 他
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	小 計
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	地 方 債
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	繰 越 金
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	合 計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国県支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 県 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	都道府県
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地 方 税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地 方 譲 与 税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	地 方 交 付 税
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	国 庫 支 出 金
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	そ の 他
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	小 計
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	地 方 債
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地 方 税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地 方 交 付 税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国 県 支 出 金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ の 他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小 計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地 方 債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰 越 金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市 町 村 計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地 方 税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地 方 交 付 税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ の 他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小 計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地 方 債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰 越 金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合 計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成17年度			平成22年度			
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
都道府県													
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	15,932,318	31.8	38.3	
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	1,593,264	3.2	3.8	
地方特例交付金等	—	—	—	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	156,631	0.3	0.4	
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,766,464	17.5	21.1	
国 庫 支 出 金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	6,253,231	12.5	15.0	
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	8,853,942	17.7	21.3	
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	41,555,850	83.0	100.0	
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	5,709,473	11.7	—	7,809,867	15.6	—	
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	794,318	1.6	—	700,395	1.4	—	
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,694,518	100.0	—	50,066,112	100.0	—	
市町村													
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	18,384,012	34.1	38.9	
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	475,925	0.9	1.0	
地方特例交付金等	—	—	—	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	226,534	0.4	0.5	
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	8,427,087	15.6	17.8	
国 庫 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	10,973,476	20.4	23.2	
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	8,815,047	16.4	18.6	
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	47,302,081	87.8	100.0	
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	4,718,975	9.3	—	5,184,960	9.6	—	
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,366,984	2.5	—	
市 町 村 計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,478,606	100.0	—	53,854,025	100.0	—	
純計													
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	34,804,409	37.4	43.3	34,316,330	35.2	41.6	
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,848,962	2.0	2.3	2,069,189	2.1	2.5	
地方特例交付金等	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,518,006	1.6	1.9	383,165	0.4	0.5	
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	17,193,551	17.6	20.8	
国 庫 支 出 金 等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	14,234,558	14.6	17.3	
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	14,277,809	14.6	17.3	
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	82,474,602	84.6	100.0	
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	10,376,345	11.2	—	12,969,520	13.3	—	
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,093,812	2.3	—	2,067,379	2.1	—	
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	92,936,469	100.0	—	97,511,501	100.0	—	

(単位 百万円)

平成27年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
20,142,594	38.7	44.7	20,703,561	40.7	47.1	20,524,577	33.2	38.3	22,203,878	32.5	37.2	地 方 税
2,257,839	4.3	5.0	2,184,808	4.3	5.0	1,799,994	2.9	3.4	1,998,906	2.9	3.4	地 方 譲 与 税
47,547	0.1	0.1	155,782	0.3	0.4	84,289	0.1	0.2	99,503	0.1	0.2	地方特例交付金等
8,845,703	17.0	19.6	8,631,283	17.0	19.7	8,878,057	14.3	16.5	10,210,393	14.9	17.1	地 方 交 付 税
6,264,392	12.0	13.9	5,925,184	11.6	13.5	12,349,337	20.0	23.0	16,175,669	23.7	27.1	国 庫 支 出 金
7,497,741	14.4	16.6	6,312,585	12.4	14.4	10,016,685	16.2	18.7	8,974,879	13.1	15.0	そ の 他
45,055,816	86.6	100.0	43,913,203	86.2	100.0	53,652,939	86.7	100.0	59,663,228	87.3	100.0	小 計
5,528,081	10.6	—	5,600,896	11.0	—	6,706,327	10.8	—	6,542,400	9.6	—	地 方 債
1,465,987	2.8	—	1,399,866	2.7	—	1,534,835	2.5	—	2,118,707	3.1	—	繰 越 金
52,049,884	100.0	—	50,913,965	100.0	—	61,894,101	100.0	—	68,324,335	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
18,955,969	32.3	36.7	20,507,890	33.4	37.7	20,301,044	26.0	28.7	20,205,060	28.7	32.0	地 方 税
421,408	0.7	0.8	429,033	0.7	0.8	432,341	0.6	0.6	447,861	0.6	0.7	地 方 譲 与 税
71,321	0.1	0.1	312,488	0.5	0.6	141,320	0.2	0.2	355,204	0.5	0.6	地方特例交付金等
8,544,937	14.5	16.5	8,107,964	13.2	14.9	8,110,895	10.4	11.5	9,294,486	13.2	14.7	地 方 交 付 税
12,902,014	22.0	25.0	14,026,179	22.8	25.8	29,622,837	38.0	41.9	20,440,289	29.0	32.4	国 県 支 出 金
10,795,362	18.4	20.9	11,020,469	17.9	20.3	12,080,123	15.5	17.1	12,385,832	17.6	19.6	そ の 他
51,691,011	88.0	100.0	54,404,023	88.6	100.0	70,688,560	90.6	100.0	63,128,732	89.5	100.0	小 計
5,187,137	8.8	—	5,294,787	8.6	—	5,577,324	7.1	—	5,226,689	7.4	—	地 方 債
1,850,534	3.2	—	1,706,278	2.8	—	1,768,230	2.3	—	2,147,218	3.0	—	繰 越 金
58,728,682	100.0	—	61,405,088	100.0	—	78,034,114	100.0	—	70,502,639	100.0	—	市 町 村 計
												純計
39,098,563	38.4	44.5	41,211,450	39.9	46.2	40,825,620	31.4	35.7	42,408,938	33.1	37.8	地 方 税
2,679,246	2.6	3.0	2,613,842	2.5	2.9	2,232,335	1.7	1.9	2,446,767	1.9	2.2	地 方 譲 与 税
118,868	0.1	0.1	468,271	0.5	0.5	225,609	0.2	0.2	454,707	0.4	0.4	地方特例交付金等
17,390,640	17.1	19.8	16,739,246	16.2	18.8	16,988,952	13.1	14.8	19,504,879	15.2	17.4	地 方 交 付 税
15,221,213	14.9	17.3	15,785,432	15.3	17.7	37,402,395	28.8	32.7	32,020,607	25.0	28.5	国 庫 支 出 金 等
13,404,435	13.2	15.2	12,450,949	12.1	13.9	16,808,545	12.9	14.7	15,443,869	12.0	13.8	そ の 他
87,912,965	86.3	100.0	89,269,190	86.5	100.0	114,483,456	88.0	100.0	112,279,767	87.5	100.0	小 計
10,688,010	10.5	—	10,870,548	10.5	—	12,260,718	9.4	—	11,745,371	9.2	—	地 方 債
3,316,521	3.3	—	3,106,143	3.0	—	3,303,065	2.5	—	4,265,925	3.3	—	繰 越 金
101,917,496	100.0	—	103,245,881	100.0	—	130,047,239	100.0	—	128,291,063	100.0	—	合 計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鉱区税	274	—	335	—	329	—	383	—	414	—
漁業権税	48	—	50	—	—	—	—	—	—	—
狩猟者税	294	—	366	—	308	—	351	—	315	—
法定外普通税	220	11.8	264	2.3	339	1.3	251	0.9	261	3.8
道府県固定資産税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旧法による税	7,331	—	1,782	—	672	—	258	—	4,580	—
水利地益税	50	—	23	—	5	—	2	—	—	—
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	—	—	—	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土地	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家屋	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
償却資産	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
純固定資産税小計	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車税	1,685	2.4	1,887	2.0	2,126	1.8	2,400	1.8	—	—
荷車税	1,175	—	1,189	—	1,229	—	1,245	—	—	—
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鉱産税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告税	166	166.0	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客人税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294	—	484	—	323	—	814	—	843	—
旧法による	13,820	11.9	5,556	4.0	2,652	1.6	1,281	1.0	722	0.7
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226	—	303	—	349	—	339	—	305	—
共同施設税	8	0.2	17	0.2	22	0.2	21	0.2	18	0.1
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

- (注) 1 各年度とも決算額である。
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。
 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。
 5 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道 府 県 民 税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個人分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法人分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事 業 税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個人分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法人分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特 別 所 得 税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不 動 産 取 得 税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道 府 県 た ば こ 消 費 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 場 税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	料 理 飲 食 等 消 費 税
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	(遊興飲食税)
474	—	542	—	605	—	694	—	810	—	自 動 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鉦 区 税
331	—	341	—	351	—	373	—	387	—	漁 業 権 税
321	2.4	408	2.3	730	1.9	690	2.2	387	1.8	狩 猟 者 税
2,155	—	2,819	—	2,373	—	3,087	—	3,099	—	法 定 外 普 通 税
260	—	141	—	361	—	62	—	51	—	道 府 県 固 定 資 産 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	水 利 地 益 税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	計
										市 町 村 税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市 町 村 民 税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個 人 均 等 割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所 得 割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法 人 均 等 割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法 人 税 割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固 定 資 産 税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土 地 税
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家 屋 税
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	償 却 資 産 税
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	純 固 定 資 産 税 小 計
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	交 付 金
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	納 付 金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自 転 車 荷 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 転 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷 車 税
—	—	—	—	—	—	2,042	0.6	2,744	0.8	軽 自 動 車 税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電 気 ガ ス 税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	鉦 産 税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木 材 引 取 税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入 湯 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	広 告 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接 客 人 税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法 定 外 普 通 税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧 法 に よ る 税
—	—	—	—	350	—	441	—	547	—	入 湯 税 (目的税)
—	—	3,149	—	6,858	—	8,197	—	9,053	—	都 市 計 画 税
318	—	284	—	279	—	267	—	280	—	水 利 地 益 税
19	0.1	17	—	33	—	17	—	16	—	共 同 施 設 税
234,432	100.0	264,808	100.0	296,995	100.0	316,550	100.0	347,075	100.0	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地 方 税

- 6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。
- 7 昭和54年度において狩猟免許税は狩猟者登録税に改称され、平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税が創設された。
- 8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税は、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。
- 9 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。
- 10 平成21年度において自動車取得税及び軽油引取税は目的税から普通税に改められた。
- 11 令和元年度において自動車取得税が廃止された。また、従来の自動車税、軽自動車税を自動車税・軽自動車税種別割とするほか、自動車税・軽自動車税環境性能割が創設された。
- 12 構成比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鉱 区 税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	430		539		600		341		355	
法定外普通税	422		474		558		561		586	
道府県固定資産税	4,105	}	4,926	}	5,824	}	4,545	}	4,441	}
旧法による税	33		77		40		18		20	
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	—	—	299		305	
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鉱 産 税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16	}	18	}	20	}	21	}	26	}
計	395,288		462,297		534,098		607,417		689,937	
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分	
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率		
	%		%		%		%		%	道府県税	
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道府県民税	
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	{ 個人均等割 所得割	
								197,116	11.4		
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	{ 法人均等割 法人税割	
								125,112	7.2		
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事業税	
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個人分)	
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法人分)	
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不動産取得税	
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道府県たばこ消費税	
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娯楽施設利用税	
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	{ 料理飲食等消費税 (遊興飲食税)	
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	自動車税	
825	} 0.7	802	} 0.7	846	} 0.4	878	} 0.3	861	} 0.3	}	鉾 区 税
393		435		491		546		604			狩猟者登録税 (狩猟免許税)
635		520		645		317		48			法定外普通税
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815			道府県固定資産税
15		2		1		1		15			旧法による税
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	自動車取得税	
64,890	} 8.3	77,954	} 8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	軽油引取税	
327		357		393	431	473	0.0	0.0	0.0	入 猟 税	
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	計	
										市町村税	
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市町村民税	
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個人均等割	
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所得割	
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法人均等割	
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法人税割	
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固定資産税	
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土地	
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋	
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償却資産	
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純固定資産税小計	
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交付金	
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納付金	
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽自動車税	
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市町村たばこ消費税	
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電気ガス税	
2,420	} 0.6	2,506	} 0.6	2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	}	鉾 産 税
2,497		2,628		2,709	2,711	2,595	0.2	0.2	0.2		木材引取税
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法定外普通税	
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧法による税	
1,356	} 2.7	1,469	} 3.0	1,646	} 3.3	1,869	} 3.9	2,047	} 4.0	}	入 湯 税
19,012		24,208		31,759		43,457		52,785			都市計画税
302		297		290		306		300			水利地益税
26		4		3		3		3			共同施設税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計	
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地方税	

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉦区税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入 猟 税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電気税 （電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガス税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉦産税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入湯税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地方税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分		
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率			
	%		%		%		%		%	道府県税		
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道府県民税		
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,885	0.2	個人均等割		
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所得割		
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法人均等割		
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法人税割		
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事業税		
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個人分)		
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法人分)		
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不動産取得税		
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道府県たばこ消費税		
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯楽施設利用税		
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料理飲食等消費税		
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自動車税		
592	0.1	530	0.1	993	0.2	961	0.2	1,029	0.2	1,029	0.2	鉦区税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		3,577		狩猟者登録税 (狩猟免許税)
183		355		821		3,401		4,589		4,589		法定外普通税
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		4,790		道府県固定資産税
6		4		1		3		0		0		旧法による税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	自動車取得税		
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	軽油引取税		
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	入 猟 税		
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	計		
										市町村税		
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市町村民税		
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個人均等割		
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所得割		
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法人均等割		
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法人税割		
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固定資産税		
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土地		
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	家屋		
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	償却資産		
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	純固定資産税小計		
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	交付金		
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	納付金		
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	軽自動車税		
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	市町村たばこ消費税		
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	電気税		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(電気ガス税)		
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	ガス税		
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	鉦産税		
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	木材引取税		
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	特別土地保有税		
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	法定外普通税		
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	旧法による税		
7,153	5.1	8,790	6.2	9,318	6.2	12,677	7.5	13,172	7.4	13,172	7.4	入湯税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		113,084		事業所税
195,498		224,990		252,487		372,479		424,715		424,715		都市計画税
265		257		267		282		294		294		水利地益税
—		—		—		—		—		—		共同施設税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	計		
8,154,841	—	9,564,091	—	11,005,216	—	12,237,054	—	14,031,511	—	地方税		

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個人均等割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所得割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法人均等割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法人税割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（個人分）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（法人分）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不動産取得税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自動車税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉦区税	1,009	} 0.2	967	} 0.2	910	} 0.3	958	} 0.3	935	} 0.3
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140		5,111		8,661		11,575		14,700	
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2	0	0	0	0					
自動車取得税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽油引取税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入猟税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個人均等割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所得割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法人均等割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法人税割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固定資産税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償却資産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交付金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納付金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽自動車税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電気税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガス税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉦産税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木材引取税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法定外普通税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	13,024	} 7.3	13,021	} 7.1	13,232	} 7.2	13,001	} 7.3	13,533	} 7.2
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084		495,211		554,396		616,356		655,370	
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—	—	—	—	—					
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	(個 人 分)
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	(法 人 分)
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892		855		758		719		鉦 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348	0.4	16,628	0.4	23,055	0.4	20,880	0.3	法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉦 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957		14,886		15,699		16,217		入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084	7.1	791,002	7.3	828,762	7.1	844,335	6.9	都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,919,205	19.7	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉦区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入猟税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉦産税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道 府 県 民 税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個人均等割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所得割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法人均等割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法人税割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利子割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事業税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個人分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法人分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地方消費税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲渡割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨物割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不動産取得税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道府県たばこ税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴルフ場利用税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特別地方消費税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自動車税
613	0.3	594	0.2	580	0.2	537	0.2	492	0.3	鉾 区 税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩猟者登録税
23,903		21,256		21,980		20,467		20,211		法定外普通税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道府県固定資産税
679		515		398		207		110		旧法による税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自動車取得税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽油引取税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入 猟 税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市 町 村 税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市 町 村 民 税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個人均等割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所得割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法人均等割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法人税割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固定資産税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土 地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家 屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償 却 資 産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純固定資産税小計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交 付 金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽自動車税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市町村たばこ税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉾 産 税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特別土地保有税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法定外普通税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧法による税
20,006	8.2	20,823	8.3	21,733	8.3	22,207	7.9	22,612	8.2	入 湯 税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事業所税
1,227,515		1,304,476		1,369,145		1,325,671		1,352,233		都市計画税
184		184		168		167		160		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		49		76		48		46	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道府県民税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個人均等割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所得割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法人均等割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法人税割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	法子割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配当割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株式等譲渡所得割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事業税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個人分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法人分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地方消費税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲渡割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨物割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不動産取得税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道府県たばこ税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴルフ場利用税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特別地方消費税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自動車税
409		407		407		401		396		鉦区税
—		—		—		—		—		狩猟者登録税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	32,875	0.3	法定外普通税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道府県固定資産税
22		15		4		5		3		旧法による税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自動車取得税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽油引取税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入猟税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩猟税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法定外目的税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市町村税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市町村民税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個人均等割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所得割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法人均等割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法人税割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固定資産税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償却資産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純固定資産税小計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交付金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納付金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽自動車税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市町村たばこ税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉦産税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特別土地保有税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法定外普通税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧法による税
24,195		24,366		25,011		24,686		23,704		入湯税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事業所税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	1,224,964	7.3	都市計画税
94		53		51		47		42		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法定外目的税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	5,766,272	39.3	5,476,739	39.0	5,408,221	39.2	5,628,848	39.8	5,943,248	40.2
個人均等割	78,067	0.5	77,056	0.5	77,958	0.6	79,772	0.6	79,920	0.5
所得割	4,767,910	32.5	4,413,481	31.5	4,336,804	31.4	4,512,792	31.9	4,561,214	30.9
法人均等割	143,319	1.0	146,424	1.0	146,405	1.1	146,077	1.0	148,176	1.0
法人税割	543,516	3.7	611,452	4.4	639,074	4.6	685,947	4.8	692,118	4.7
利子割	165,147	1.1	150,245	1.1	126,587	0.9	115,091	0.8	114,943	0.8
配当割	46,174	0.3	58,118	0.4	64,804	0.5	70,398	0.5	130,083	0.9
株式等譲渡所得割	22,140	0.2	19,962	0.1	16,589	0.1	18,771	0.1	216,794	1.5
事業税	2,904,803	19.8	2,437,057	17.4	2,419,689	17.5	2,531,276	17.9	2,855,220	19.3
（個人分）	203,747	1.4	184,014	1.3	179,311	1.3	177,618	1.3	181,344	1.2
（法人分）	2,701,056	18.4	2,253,043	16.1	2,240,378	16.2	2,353,658	16.6	2,673,876	18.1
地方消費税	2,413,077	16.5	2,641,903	18.8	2,550,334	18.5	2,551,109	18.0	2,649,639	17.9
譲渡割	1,904,111	13.0	2,075,281	14.8	1,936,362	14.0	1,910,111	13.5	1,907,592	12.9
貨物割	508,966	3.5	566,622	4.0	613,972	4.5	640,998	4.5	742,047	5.0
不動産取得税	404,183	2.8	378,892	2.7	341,526	2.5	335,563	2.4	356,954	2.4
道府県たばこ税	249,666	1.7	256,123	1.8	293,347	2.1	288,934	2.0	172,537	1.2
ゴルフ場利用税	58,355	0.4	54,648	0.4	50,623	0.4	50,670	0.4	49,316	0.3
自動車取得税	231,032	1.6	191,582	1.4	167,795	1.2	210,433	1.5	193,426	1.3
軽油引取税	908,336	6.2	917,958	6.5	931,832	6.8	924,854	6.5	943,273	6.4
自動車税	1,654,390	11.3	1,615,469	11.5	1,597,169	11.6	1,585,966	11.2	1,574,379	10.7
鉱区税	394		393		386		368		346	
法定外普通税	36,222	0.4	40,412	0.3	20,215	0.2	25,604	0.2	24,170	0.2
道府県固定資産税	18,551		5,193		3,131		2,298		1,689	
旧法による税	12		7		5		6		2	
狩猟税	1,993	0.0	1,871	0.0	1,779	0.0	1,685	0.0	1,579	0.0
法定外目的税	7,253	0.0	7,988	0.1	7,989	0.1	7,972	0.1	8,074	0.1
計	14,654,541	100.0	14,026,237	100.0	13,794,040	100.0	14,145,587	100.0	14,773,853	100.0
市町村税										
市町村民税	9,124,144	44.4	8,748,480	43.1	8,698,342	42.7	9,070,771	44.7	9,171,988	44.5
個人均等割	181,583	0.9	179,354	0.9	179,217	0.9	180,052	0.9	181,813	0.9
所得割	7,167,340	34.9	6,615,627	32.6	6,508,379	31.9	6,762,066	33.3	6,832,817	33.2
法人均等割	401,725	2.0	412,633	2.0	412,987	2.0	413,617	2.0	416,669	2.0
法人税割	1,373,495	6.7	1,540,867	7.6	1,597,759	7.8	1,715,035	8.4	1,740,690	8.4
固定資産税	8,874,438	43.2	8,961,250	44.2	8,965,898	44.0	8,580,408	42.2	8,652,577	42.0
土地	3,467,441	16.9	3,476,159	17.1	3,436,470	16.9	3,399,016	16.7	3,373,994	16.4
家屋	3,664,150	17.8	3,781,568	18.6	3,868,179	19.0	3,551,372	17.5	3,648,443	17.7
償却資産	1,647,317	8.0	1,607,212	7.9	1,564,516	7.7	1,538,656	7.6	1,539,964	7.5
純固定資産税小計	8,778,908	42.8	8,864,938	43.7	8,869,164	43.5	8,489,044	41.8	8,562,401	41.6
交付金	95,530	0.5	96,311	0.5	96,734	0.5	91,364	0.4	90,176	0.4
軽自動車税	173,939	0.8	177,577	0.9	180,370	0.9	184,272	0.9	189,193	0.9
市町村たばこ税	766,630	3.7	787,615	3.9	899,464	4.4	887,112	4.4	983,229	4.8
鉱産税	1,950	0.0	1,754	0.0	1,889	0.0	1,979	0.0	1,947	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0	2,923	0.0	687	0.0	731	0.0	1,067	0.0
法定外普通税	1,218	0.0	1,407	0.0	1,374	0.0	1,386	0.0	1,918	0.0
旧法による税	4	0.0	4	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0
入湯税	22,790		22,349		20,863		21,799		22,062	
事業所税	327,465		329,464		338,988		349,796		348,399	
都市計画税	1,232,527	7.7	1,255,486	7.9	1,267,491	8.0	1,215,485	7.8	1,226,719	7.8
水利地益税	37		34		33		29		29	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	1,253	0.0	1,751	0.0	1,976	0.0	1,405	0.0	1,305	0.0
計	20,528,413	100.0	20,290,093	100.0	20,377,377	100.0	20,315,173	100.0	20,600,433	100.0
地方税	35,182,954	—	34,316,330	—	34,171,416	—	34,460,760	—	35,374,285	—

(単位 百万円)

平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
6,177,423	39.4	6,110,535	33.9	5,891,366	32.5	6,138,128	33.4	5,697,595	31.1	道府県民税
111,212	0.7	113,219	0.6	117,012	0.6	118,065	0.6	119,995	0.7	個人均等割
4,606,089	29.4	4,680,022	26.0	4,771,769	26.3	4,840,593	26.3	4,420,423	24.1	所得割
148,140	0.9	148,123	0.8	152,630	0.8	152,975	0.8	154,466	0.8	法人均等割
814,417	5.2	695,344	3.9	600,832	3.3	609,399	3.3	680,396	3.7	法人税割
112,372	0.7	95,383	0.5	44,451	0.2	59,315	0.3	55,808	0.3	利子割
243,137	1.6	189,760	1.1	128,160	0.7	175,726	1.0	144,694	0.8	配当割
142,056	0.9	188,685	1.0	76,513	0.4	182,056	1.0	121,813	0.7	株式等譲渡所得割
3,203,201	20.4	3,703,388	20.5	4,261,279	23.5	4,193,929	22.8	4,450,479	24.3	事業税
186,410	1.2	193,883	1.1	197,961	1.1	202,482	1.1	207,353	1.1	(個人分)
3,016,791	19.2	3,509,505	19.5	4,063,318	22.4	3,991,446	21.7	4,243,126	23.2	(法人分)
3,106,400	19.8	4,974,195	27.6	4,702,828	26.0	4,735,276	25.7	4,815,475	26.3	地方消費税
1,989,740	12.7	3,707,659	20.6	3,606,631	19.9	3,597,961	19.6	3,583,856	19.6	譲渡割
1,116,660	7.1	1,266,536	7.0	1,096,197	6.1	1,137,315	6.2	1,231,619	6.7	貨物割
371,713	2.4	376,758	2.1	396,717	2.2	406,547	2.2	403,623	2.2	不動産取得税
155,341	1.0	153,023	0.8	148,901	0.8	140,948	0.8	138,941	0.8	道府県たばこ税
47,888	0.3	47,538	0.3	45,940	0.3	44,728	0.2	43,322	0.2	ゴルフ場利用税
86,274	0.6	137,298	0.8	146,060	0.8	189,680	1.0	198,230	1.1	自動車取得税
935,633	6.0	924,579	5.1	933,188	5.2	948,729	5.2	958,420	5.2	軽油引取税
1,556,198	9.9	1,542,803	8.6	1,534,927	8.5	1,540,464	8.4	1,550,446	8.5	自動車税
332		327		331		332		327		鉦区税
31,162	0.2	39,658	0.2	39,887	0.2	42,884	0.3	48,759	0.3	法定外普通税
1,692		2,261		2,793		4,430		10,890		道府県固定資産税
1		1		1		1		0		旧法による税
1,487	0.0	935	0.0	881	0.0	848	0.0	813	0.0	狩猟税
8,751	0.1	8,939	0.0	8,931	0.0	9,731	0.1	10,670	0.1	法定外目的税
15,683,495	100.0	18,022,240	100.0	18,114,031	100.0	18,396,655	100.0	18,327,990	100.0	計
										市町村税
9,559,374	45.3	9,547,965	45.3	9,573,613	45.0	9,694,910	45.1	10,532,436	47.0	市町村民税
211,296	1.0	213,856	1.0	217,192	1.0	220,007	1.0	222,468	1.0	個人均等割
6,903,010	32.7	7,009,842	33.3	7,147,938	33.6	7,250,783	33.7	7,883,187	35.2	所得割
418,828	2.0	419,143	2.0	433,264	2.0	439,852	2.0	442,282	2.0	法人均等割
2,026,239	9.6	1,905,124	9.0	1,775,220	8.3	1,784,269	8.3	1,984,500	8.9	法人税割
8,768,572	41.6	8,754,987	41.5	8,893,464	41.8	9,025,405	42.0	9,083,165	40.5	固定資産税
3,381,983	16.0	3,395,164	16.1	3,392,738	15.9	3,387,198	15.7	3,447,783	15.4	土地
3,745,791	17.8	3,691,111	17.5	3,787,032	17.8	3,882,528	18.1	3,849,771	17.2	家屋
1,547,423	7.3	1,577,585	7.5	1,623,442	7.6	1,667,580	7.8	1,698,208	7.6	償却資産
8,675,197	41.1	8,663,860	41.1	8,803,212	41.4	8,937,307	41.6	8,995,762	40.1	純固定資産税小計
93,375	0.4	91,127	0.4	90,252	0.4	88,098	0.4	87,403	0.4	交付金
195,066	0.9	200,254	1.0	238,411	1.1	248,597	1.2	258,116	1.2	軽自動車税
950,247	4.5	936,121	4.4	910,876	4.3	862,315	4.0	850,246	3.8	市町村たばこ税
1,978	0.0	2,071	0.0	1,856	0.0	1,737	0.0	1,648	0.0	鉦産税
1,788	0.0	3,309	0.0	7,211	0.0	585	0.0	169	0.0	特別土地保有税
1,777	0.0	1,830	0.0	1,738	0.0	1,889	0.0	2,254	0.0	法定外普通税
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	旧法による税
22,373		22,743		22,427		22,689		22,364		入湯税
355,597		361,325		365,941		371,200		378,270		事業所税
1,243,919	7.7	1,244,437	7.7	1,261,635	7.8	1,276,694	7.8	1,291,420	7.5	都市計画税
29		28		28		27		25		水利地益税
-		-		-		-		-		共同施設税
1,236	0.0	1,254	0.0	1,160	0.0	1,699	0.0	3,338	0.0	法定外目的税
21,101,956	100.0	21,076,323	100.0	21,278,361	100.0	21,507,747	100.0	22,423,452	100.0	計
36,785,451	-	39,098,563	-	39,392,391	-	39,904,402	-	40,751,442	-	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その8）

(単位 百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%
道府県民税	5,661,125	30.9	5,502,528	30.0	5,565,788	28.0
個人均等割	121,112	0.7	122,464	0.7	122,488	0.6
所得割	4,423,121	24.1	4,471,049	24.3	4,415,461	22.2
法人均等割	155,237	0.8	152,817	0.8	159,579	0.8
法人税割	665,961	3.6	395,201	2.2	352,075	1.8
利子割	30,295	0.2	32,540	0.2	25,966	0.1
配当割	167,028	0.9	152,195	0.8	223,882	1.1
株式等譲渡所得割	98,371	0.5	176,263	1.0	266,337	1.3
事業	4,596,553	25.1	4,298,256	23.4	4,967,336	25.0
（個人分）	211,433	1.2	215,970	1.2	224,498	1.1
（法人分）	4,385,121	23.9	4,082,286	22.2	4,742,838	23.8
地方消費税	4,795,548	26.1	5,423,752	29.5	6,170,271	31.0
譲渡割	3,522,602	19.2	4,051,104	22.1	4,477,623	22.5
貨物割	1,272,946	6.9	1,372,648	7.5	1,692,648	8.5
不動産取得税	404,198	2.2	374,327	2.0	392,076	2.0
道府県たばこ税	139,535	0.8	133,459	0.7	142,297	0.7
ゴルフ場利用税	43,075	0.2	39,361	0.2	44,402	0.2
自動車取得税	103,867	0.6	—	—	—	—
軽油引取税	944,857	5.2	910,147	5.0	926,533	4.7
自動車税	1,588,140	8.7	1,623,403	8.8	1,613,957	8.1
自動車税(～R1.9)	1,530,266	8.3	—	—	—	—
環境性能割	45,844	0.2	93,230	0.5	94,156	0.5
種別割	12,030	0.1	1,530,173	8.3	1,519,801	7.6
鉱区税	327		319		315	
法定外普通税	46,385	0.3	45,152	0.3	47,172	0.3
道府県固定資産税	7,995		9,383		7,555	
旧法による税	0		5		3	
狩猟税	767	0.0	748	0.0	740	0.0
法定外目的税	11,283	0.1	7,825	0.0	8,377	0.0
計	18,343,655	100.0	18,368,664	100.0	19,886,822	100.0
市町村税						
市町村民税	10,720,345	46.9	10,239,274	45.6	10,287,931	45.7
個人均等割	225,147	1.0	227,556	1.0	227,601	1.0
所得割	8,099,988	35.4	8,199,125	36.5	8,103,938	36.0
法人均等割	445,686	1.9	436,147	1.9	450,424	2.0
法人税割	1,949,524	8.5	1,376,446	6.1	1,505,968	6.7
固定資産税	9,286,049	40.6	9,380,072	41.8	9,322,079	41.4
土地	3,485,345	15.2	3,479,313	15.5	3,512,037	15.6
家屋	3,957,813	17.3	4,040,303	18.0	3,937,814	17.5
償却資産	1,755,643	7.7	1,773,944	7.9	1,784,630	7.9
純固定資産税小計	9,198,802	40.2	9,293,560	41.4	9,234,482	41.0
交付金	87,247	0.4	86,512	0.4	87,598	0.4
軽自動車税	269,231	1.2	285,425	1.3	294,323	1.3
軽自動車税(～R1.9)	266,176	1.2	—	—	—	—
環境性能割	3,056	0.0	10,393	0.0	11,608	0.1
種別割	—	—	275,032	1.2	282,715	1.3
市町村たばこ税	853,879	3.7	817,068	3.6	871,125	3.9
鉱産税	1,770	0.0	1,802	0.0	1,627	0.0
特別土地保有税	192	0.0	82	0.0	90	0.0
法定外普通税	2,334	0.0	2,570	0.0	2,870	0.0
旧法による税	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	22,498		12,357		14,109	
事業所税	386,702		384,463		397,283	
都市計画税	1,317,728	7.6	1,329,627	7.7	1,325,708	7.7
水利地益税	25		25		25	
共同施設税	—		—		—	
法定外目的税	7,041	0.0	4,193	0.0	4,946	0.0
計	22,867,795	100.0	22,456,957	100.0	22,522,117	100.0
地方税	41,211,450	—	40,825,620	—	42,408,938	—

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

区 分		年 度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
		均 等 割	所 得 割	26,101,086 人	30,098,726 人	34,047,436 人	36,014,253 人	36,086,421 人	38,092,169 人	41,047,866 人	45,441,915 人
				13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337	45,691,945	51,050,417

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、令和4年度にお
 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条
 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の
 年度以前と同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18

(2) 個人事業税

区 分		年 度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
		事 業 種	所得 税 課 税 者	837,247 人	1,118,007 人	1,536,370 人	501,105 人	646,873 人	924,940 人	1,464,048 人	1,319,743 人
	所得 税 失 格 者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546	13,187	11,115		
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486	1,477,235	1,330,858		
事 業 種	所得 税 課 税 者	4,838 人	6,716 人	5,930 人	2,023 人	1,728 人	1,683 人	2,119 人	1,601 人		
	所得 税 失 格 者	1,656	1,926	1,815	28	7	9	26	59		
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692	2,145	1,660		
事 業 種	所得 税 課 税 者	83,549 人	109,529 人	166,452 人	72,232 人	116,766 人	163,550 人	227,493 人	218,623 人		
	所得 税 失 格 者	22,817	38,661	43,664	263	200	575	2,377	2,429		
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125	229,870	221,052		
総 計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303	1,709,250	1,553,570		

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による納税義務者数である。ただし、令和3年度においては速報値である。

(3) 法人事業税

区 分		年 度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
		法 人 通	分 割 法 人	19,375 人	31,545 人	46,799 人	65,385 人	78,290 人	87,319 人	102,099 人	114,527 人
	県 内 法 人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395	2,002,180	2,298,605		
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714	2,104,279	2,413,132		
特 別 法 人		19,816 人	43,775 人	48,534 人	55,356 人	61,581 人	64,283 人	69,397 人	77,022 人		
公 益 法 人 等		1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764	24,730	28,114		
人 格 な き 社 団 等		407	974	1,407	2,506	2,665	3,887	4,384	5,565		
清 算 法 人		1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884	11,553	18,003		
特 定 信 託											
課 収 税 入 法 金 人 額	分 割 法 人	93 人	103 人	113 人	115 人	119 人	118 人	116 人	116 人		
	県 内 法 人	91	140	154	209	243	264	282	269		
	計	184	243	267	324	362	382	398	385		
総 計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914	2,214,741	2,542,221		

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。ただし、令和3年度においては速報値である。
 2 事業年度が年2回の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

区 分		年 度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
		法 人 均 等 割		616,259 人	903,732 人	1,218,772 人	1,671,957 人	2,054,770 人	2,389,564 人	2,810,888 人	3,339,390 人
法 人 税 割		585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708	2,737,275	3,238,327		
固 定 資 産 税		18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147	38,154,255	39,469,959		

- (注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、令和4年度においては速報値である。

12	17	22	27	29	30	令和元年度	2	3	4
46,570,162人	55,400,971人	59,359,667人	60,589,276人	62,299,242人	63,045,227人	63,752,432人	64,195,908人	64,249,644人	64,498,152人
51,634,930	51,361,677	54,773,740	55,877,140	57,592,663	58,279,528	58,953,854	59,398,579	59,513,515	59,786,991

いては速報値である。

例で定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。

非課税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50

年度までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務のある者の数である。

12	17	22	27	29	30	令和元年度	2	3
1,030,237人	909,915人	684,352人	766,012人	785,290人	794,039人	804,660人	822,690人	846,481人
32,695	21,033	20,950	16,333	16,722	17,298	18,500	19,249	20,645
1,062,932	930,948	705,302	782,345	802,012	811,337	823,160	841,939	867,126
1,355人	1,021人	898人	1,357人	1,499人	1,473人	1,312人	1,270人	1,274人
81	34	20	23	22	22	32	26	30
1,436	1,055	918	1,380	1,521	1,495	1,344	1,296	1,304
194,654人	181,613人	159,715人	170,487人	182,790人	187,519人	191,344人	200,094人	222,216人
6,450	4,406	5,151	4,115	4,501	4,889	5,289	5,487	5,683
201,104	186,019	164,866	174,602	187,291	192,408	196,633	205,581	227,899
1,265,472	1,118,022	871,086	958,327	990,824	1,005,240	1,021,137	1,048,816	1,096,329

12	17	22	27	29	30	令和元年度	2	3
122,128人	126,662人	128,048人	133,850人	137,999人	140,676人	143,124人	145,578人	149,539人
2,354,731	2,381,754	2,366,730	2,399,020	2,440,865	2,467,862	2,491,895	2,512,387	2,565,525
2,476,859	2,508,416	2,494,778	2,532,870	2,578,864	2,608,538	2,635,019	2,657,965	2,715,064
87,289人	89,462人	92,726人	95,611人	97,491人	98,442人	99,080人	99,610人	100,415人
31,792	43,080	52,503	59,490	64,807	66,656	67,449	67,578	68,846
7,158	12,151	12,820	16,036	19,782	20,858	21,544	22,148	23,131
30,692	34,111	37,272	33,923	36,081	36,385	38,465	36,234	36,410
	416							
149人	142人	186人	301人	506人	605人	688人	813人	1,098人
950	1,218	1,674	6,260	10,756	12,723	14,778	17,002	19,971
1,099	1,360	1,860	6,561	11,262	13,328	15,466	17,815	21,069
2,634,889	2,688,996	2,691,959	2,744,491	2,808,287	2,844,207	2,877,023	2,901,350	2,964,935

12	17	22	27	29	30	令和元年度	2	3	4
3,563,841人	3,670,576人	3,741,322人	3,770,523人	3,886,264人	3,942,368人	4,051,291人	4,101,092人	4,170,148人	4,261,003人
3,412,841	3,508,610	3,586,740	3,653,441	3,749,299	3,799,720	3,852,467	3,897,439	3,957,471	4,037,167
43,096,333	45,551,292	47,530,329	48,610,079	49,033,269	49,365,589	49,309,756	49,696,701	49,749,708	50,107,017

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和4年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%又は8%)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(令和4年4月1日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(注) 3 令和4年4月1日現在の所得割超過税率採用団体
豊岡市6.1%(平成21年度から)

(注) 4 令和4年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体
名古屋市7.7%(平成24年度から5.7%としていたが、平成30年度から県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲分2.0%上乗せ)
田尻町5.4%(平成29年度から)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500円)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,737	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1,2に同じ。

(注) 2 令和4年4月1日現在の均等割超過税率採用団体
横浜市4,400円(平成21年度から) 神戸市3,900円(令和元年度から)

(注) 3 令和4年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体
名古屋市3,300円(平成24年度から) 田尻町3,200円(平成29年度から)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団 体	合 計
			6.1% ~6.8%	6.9% ~7.6%	7.7% ~8.3%	8.4%				
人口50万以上の市	—	2	—	—	—	5	5	20	27	
人口5万以上 50万未満の市	—	84	4	6	3	227	240	148	472	
人口5万未満の市	—	67	5	5	1	190	201	25	293	
町 村	—	550	6	9	16	318	349	27	926	
合 計	—	703	15	20	20	740	795	220	1,718	
構 成 比	0.0%	40.9%	0.9%	1.2%	1.2%	43.1%	46.3%	12.8%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団 体	合 計
			50,100円~ 54,900円	55,000円~ 57,900円	58,000円~ 59,900円	60,000円			
人口50万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	352	—	—	—	120	120	—	472
人口5万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,338	1	2	—	377	380	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.9%	0.1%	0.1%	0.0%	21.9%	22.1%	0.0%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第312条第1項第2号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100円～ 131,900円	132,000円～ 138,900円	139,000円～ 143,900円	144,000円				
人口50万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27	
人口5万以上 50万未満の市	—	345	—	1	—	126	127	—	472	
人口5万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293	
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926	
合 計	—	1,331	1	3	—	383	387	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.2%	0.0%	22.3%	22.5%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第312条第1項第3号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100円～ 142,900円	143,000円～ 149,900円	150,000円～ 155,900円	156,000円			
人口50万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	345	—	—	—	127	127	—	472
人口5万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第312条第1項第4号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100円～ 164,900円	165,000円～ 173,900円	174,000円～ 179,900円	180,000円			
人口50万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	345	—	—	—	127	127	—	472
人口5万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第312条第1項第5号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100円～ 175,900円	176,000円～ 184,900円	185,000円～ 191,900円	192,000円			
人口50万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	343	—	—	—	129	129	—	472
人口5万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準 税 率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27	
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	343	—	—	—	129	129	—	472	
人口 5 万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293	
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926	
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準 税 率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	343	—	—	—	129	129	—	472
人口 5 万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準 税 率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	343	—	—	—	129	129	—	472
人口 5 万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準 税 率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	343	—	—	—	129	129	—	472
人口 5 万未満の市	—	211	—	1	—	81	82	—	293
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	市町村数	比 率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	18
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	443	93.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	31	6.5	475	100.0	243
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	1	0.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	32	6.7			
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	236	81.4	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	51	17.6	290	100.0	219
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.0			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	54	18.6			
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	861	93.0	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	50	5.4	926	100.0	330
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	65	7.0			
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,568	91.2	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	132	7.7	1,719	100.0	810
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	19	1.1			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	151	8.8			

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

税目	昭和40年度	昭和49年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
	決算	決算	超過	決算	超過	決算	超過	決算	超過	決算	超過	決算	超過	決算	超過	決算	超過	決算	超過
道府県民税																			
個人均等割																			
所得割																			
法人均等割																			
法人税割																			
事業税																			
法人																			
自動車税																			
合計																			

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。
 2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。
 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都独自の制度を実施しているが、平成13～15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とし

(2) 市町村税

税目	昭和40年度	昭和45年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	309,964	282,903	253,361
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	43	35	24
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	14,702	14,709	14,290
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	295,219	268,159	239,047
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,683	39,969	41,068
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,025	12,092	12,337
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,590	16,763	17,571
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,068	11,114	11,160
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	385	411	436
釵産税	48	96	144	217	190	88	51	47	37	32
入湯税	4	141	35	24	61	30	30	30	27	28
合計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	351,109	323,347	294,925

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

税目	昭和40年度	昭和45年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	580,067	539,952	482,364

税目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算
合計	419,773	467,725	471,883	501,883	525,933	592,291	608,115	651,480	631,022	702,499

(単位 百万円)

平成7年度 決算		平成8年度 決算		平成9年度 決算		平成10年度 決算		平成11年度 決算		平成12年度 決算		平成13年度 決算		平成14年度 決算		平成15年度 決算		平成16年度 決算		税 目
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	115	2	459	道府県民税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,117	1	4,776	1	5,154	3	5,327	個人均等割
45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	46	92,688	46	76,537	46	83,385	46	95,251	法人均等割
7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	7	94,314	7	77,492	7	84,338	7	98,216	事業税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	53	法人
-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	-	188,119	-	158,805	-	172,992	-	199,306	自動車税
																				合 計

平成27年度 決算		平成28年度 決算		平成29年度 決算		平成30年度 決算		令和元年度 決算		令和2年度 決算		令和3年度 決算		令和4年度 決算見込		税 目				
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額					
35	21,987	37	23,878	37	24,361	37	24,619	37	24,879	37	25,118	37	25,083	37	24,760	道府県民税				
1	2,563	1	2,609	1	2,647	1	2,731	1	2,766	1	2,860	1	2,763	1	2,985	個人均等割				
35	10,122	35	10,309	35	10,345	35	10,397	35	10,213	35	10,126	35	10,374	35	10,106	法人均等割				
46	109,483	46	118,199	46	119,318	46	134,251	46	131,818	46	99,781	46	148,737	46	152,522	法人税割				
8	142,486	8	160,021	8	131,589	8	159,570	8	165,728	8	145,043	8	168,892	8	187,694	事業税				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法人
-	286,640	-	315,016	-	288,260	-	331,569	-	335,403	-	282,927	-	355,850	-	378,067	-	-	-	-	自動車税
																				合 計

-

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
223,930	239,376	241,074	199,842	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	市町村民税
26	22	20	19	20	-	-	-	2	2	個人均等割
-	-	-	-	-	-	-	-	29	24	所得割
14,020	13,990	14,058	13,576	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	法人均等割
209,884	225,364	226,996	186,247	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	法人税割
42,419	40,858	41,470	41,710	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	固定資産税
12,614	12,733	12,820	12,809	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	土地
18,351	17,067	17,684	18,238	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	家屋
11,454	11,058	10,966	10,663	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	償却資産
439	443	457	468	483	501	528	497	509	564	軽自動車税
11	11	13	5	9	9	9	9	9	7	鉱産税
24	22	24	26	25	21	24	23	23	24	入湯税
266,823	280,710	283,038	242,051	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	合 計

令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算見込
333,549	275,812	379,317	427,874
1,998	2,058	2,065	2,093
52	52	52	53
16,553	16,341	16,921	17,530
314,946	257,361	360,278	408,198
35,539	35,286	34,184	35,624
9,847	9,678	9,553	9,747
15,721	15,739	14,687	15,493
9,971	9,870	9,944	10,384
310	276	224	192
7	7	7	7
187	173	223	296
369,592	311,554	413,955	463,993

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
419,590	462,972	471,157	400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	合 計

令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算見込
704,995	594,481	769,805	842,060

15 法定外税の実施状況（令和4年度）

(1) 道府県法定外普通税

令和5年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格調整税	元売業者の揮発油の販売	揮発油の販売に係る数量から規則で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (R4.4.1) 898
2	福井県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51.11.10施行 (R3.11.10) 10,901
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②51,200円/千kW(3か月)(廃止措置中は2分の1)	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③375円/kg(3か月)	
3	愛媛県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.1.16施行 (H31.1.16) 1,738
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②44,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可後は22,000円/千kW/課税期間(3か月))	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③500円/kg	
4	佐賀県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.4.1施行 (H31.4.1) 2,911
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②46,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円/千kW/課税期間(3か月))	
			③発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵	③使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの			③500円/kg	
5	島根県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (R2.4.1) 748
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②41,100円/千kW(3か月)(発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間(3か月))	
6	静岡県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (R2.4.1) 1,240
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②29,500円/千kW(3か月)	
7	鹿児島県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58.6.1施行 (H30.6.1) 1,551
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②48,450円/千kW(3か月)	
8	宮城県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の12	S58.6.21施行 (H30.6.21) 181
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②7,000円/千kW(3か月)	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円)
9	新潟県	核燃料料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の4.5	S59.11.15施行 (R1.11.15) 4,713
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②48,450円/千kW(3か月)	
10	北海道	核燃料料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S63.9.1施行 (H30.9.1) 900
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②37,750円/千kW(3か月)	
11	石川県	核燃料料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4.10.8施行 (R4.10.8) 770
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34,900円/千kW(3か月)	
12	茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	①30,500円/千kW(3か月)	S53.10.18施行 (H31.4.1) 1,229
			②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5	
			③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③再処理事業者		③60,100円/kg	
			④使用済燃料の保管	④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④1,500円/kg	
			⑤高放射性廃液の保管	⑤高放射性廃液の数量	⑤再処理事業者		⑤1,594,000円/m ³	
			⑥ガラス固化体の保管	⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥再処理事業者		⑥1,219,000円/本	
			⑦プルトニウムの保管	⑦プルトニウムの重量	⑦原子力事業者		⑦5,100円/kg	
			⑧放射性廃棄物の発生	⑧放射性廃棄物の容器の容量	⑧原子力事業者		⑧106,000円/m ³	
			⑨放射性廃棄物の保管	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨5,100円/m ³	
13	青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①36,500円/kg	H3.9.28施行 (H31.4.1) 19,391
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②38,250円/千kW(3か月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の8.5	
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④19,400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵	⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,300円/kg (当分の間8,300円/kg)	
			⑥廃棄物の埋設	⑥廃棄物埋設に係る廃棄物に係る容器の容量	⑥廃棄物埋設事業者		⑥52,400円/m ³	
			⑦廃棄物の管理	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦廃棄物管理事業者		⑦1,614,600円/本	

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(2) 市町村法定外普通税

令和5年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円)
1	静岡県 熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51.4.1施行 (R3.3.31) 526
2	神奈川県 山北町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1㎡…10円 砂利 1㎡…15円	S57.4.1施行 (R4.4.1失効) 5
3	福岡県 太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く)…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15.5.23施行 (R3.5.23) 48
4	鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	270,000円/体	H15.11.1施行 (H31.1.5) 513
5	愛媛県 伊方町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量(使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。)	発電用原子炉の設置者	申告納付	500円/kg	H30.4.1施行 331
6	新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	①発電用原子炉施設における使用済核燃料の保管 ②発電用原子炉施設における搬出が可能になった年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料(ただし、保管開始から15年を経過しないものを除く。)	賦課期日において保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	①620円/kg ②使用済核燃料が使用済核燃料貯蔵施設等へ搬出されるまでの間、重量1kgにつき次の額を加算 1年目:50円 2年目:100円 3年目:150円 4年目:200円 5年目:250円 (5年が上限)	R2.10.1施行 747
7	東京都 豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(専用面積30㎡未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16.6.1施行 486
8	大阪府 泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で行き空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で行く回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25.3.30施行 (R4.8.1) 213

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円)
9	広島県 廿日市市	宮島訪問 税	船舶により宮島町の区域に訪 問(※)をする行為 (※)訪問とは、宮島町以外の区域(公 有水面を除く。)から宮島町の区域 (公有水面を除く。)に入域すること をいう。	船舶により宮島町の区域へ の訪問をする回数	訪問者(※) (※)訪問者とは、旅客船舶により訪問 をする旅客その他の者(旅客船舶の乗 員を除く。)又は旅客船舶以外の船舶 により訪問をする者であって、宮島町 の区域の住民その他これに準ずる者 として次に掲げるもの以外のものをい う。 (1)宮島町の区域内にある事務所又は事 業所に通勤する者 (2)宮島町の区域内にある学校、保育所 等に通う児童、幼児等	特別徴収、 申告納付	1人1回につき100円 1年分を一時に納付す る場合は、1人1年 につき500円	R5.9.1施行 (予定) ※徴収開始日は R5.10.1 (予定) (平年度見込額) 300

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 広島県廿日市市宮島訪問税(令和5年9月1日施行予定)は、令和3年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。
○ 青森県むつ市使用済燃料税は、施行日が未定とされているため記載していない。(参考:総務大臣協議時の平年度税収見込額約7百万円)

(3) 道府県法定外目的税

令和5年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行 485
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 519
3	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H30.4.1) 632
4	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H30.4.1) 11
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 84
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 95
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 211
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン以下は免税	H16.1.1施行 46

No	団体名	税目	課税客体	収税の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 141
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 220
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 158
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 153
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R2.4.1) 432
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R2.4.1) 171
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 163
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 116
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 105

No	団体名	税目	課税客体	税收の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 351
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 208
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 289
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 105
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 417
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 489
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行 49
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 808
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 177

No	団体名	税目	課税客体	税收の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	H19.4.1施行 245
28	東京都	宿泊税	旅館・ホテルへの宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	旅館・ホテルへの宿泊数	旅館・ホテルの宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円以上15千円未満 …100円 15千円以上 …200円	H14.10.1施行 251
29	大阪府	宿泊税	ホテル、旅館、簡易宿所(旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項及び第三項の営業)、国家戦略特別区域法第十三条第五項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 7千円以上15千円未満 …100円 15千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …300円	H29.1.1施行 351
30	福岡県	宿泊税	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	福岡県内の宿泊施設における宿泊数	福岡県内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき200円 ただし、宿泊に対して税を課す市町村がある場合、当該市町村内に所在する宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円とする。 上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円とする。	R2.4.1施行 892
31	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転し自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 …3,000円/回 ・一般乗合用バス …2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回	H15.4.1施行 5

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

令和5年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円)
1	山梨県 富士河口 湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺 地域における環境の 保全、環境の美化及 び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行 9
2	福岡県 北九州市	環境未来 税	最終処分場において 行われる産業廃棄物 の埋立処分	廃棄物の適正な処理 の推進、廃棄物の再 生利用の促進に資す る事業の支援その他 環境に関する施策に 要する費用	最終処分場において埋立処 分される産業廃棄物の重量	最終処分場において 埋立処分される産業 廃棄物の最終処分業 者及び自家処分事業 者	申告納付	1,000円/トン	H15.10.1施行 882
3	佐賀県 玄海町	使用済核 燃料税	使用済核燃料の貯蔵	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	使用済核燃料に係る原子核 分裂をさせる前の核燃料物 質の重量 (使用済核燃料とした日か ら5年を経過したものに限 る。ただし、発電用原子炉 を廃止したものはこの限り ではない。)	発電用原子炉の設置 者	申告納付	550円/kg	H29.4.1施行 (R4.4.1) 439
4	沖縄県 伊是名村	環境協力 税	旅客船、飛行機等 により伊是名村へ入 域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、飛行機等により伊 是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等 により伊是名村へ入 域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H17.4.25施行 3
5	沖縄県 伊平屋村	環境協力 税	旅客船等により伊平 屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等により伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等により伊平 屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H20.7.1施行 2
6	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力 税	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等又はヘリコプター により渡嘉敷村へ入域する 回数	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除)	H23.4.1施行 6
7	沖縄県 座間味村	美ら島税	旅客船、航空機等 により座間味村へ入 域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、航空機等により座 間味村へ入域する回数	旅客船、航空機等 により座間味村へ入 域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除)	H30.4.1施行 3
8	大阪府 箕面市	開発事業 等緑化負 担税	事業として行う開発 行為等	良好な自然環境や住 環境をはじめとする 都市環境の維持、保 全及び向上に要する もの	開発行為等の行われる土地 の面積に0.9を乗じて得た 値に、当該土地に係る建築 基準法の規定による建築物 の容積率の最高限度の数値 を乗じて得た面積	開発行為等を行う事 業者	申告納付	250円/㎡	H28.7.1施行 47

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 3年度決算額 (百万円)
9	京都市 京都市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業)を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上50千円未満 …500円 50千円以上 …1,000円 (修学旅行その他学校行事等に参加する者及びその引率者は課税免除)	H30.10.1施行 1,628
10	石川県 金沢市	宿泊税	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊数	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	H31.4.1施行 491
11	北海道 倶知安町	宿泊税	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	宿泊料金の2%	R1.11.1施行 67
12	福岡県 福岡市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満 …150円 2万円以上 …450円	R2.4.1施行 1,111
13	福岡県 北九州市	宿泊税	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	北九州市内の宿泊施設における宿泊数	北九州市内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき 150円	R2.4.1施行 259
14	長崎県 長崎市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円未満 …100円 10千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	R5.4.1施行 (予定) 〔平年度見込額 440〕

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 長崎県長崎市宿泊税(令和5年4月1日施行予定)は、令和3年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

16 政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（令和3年度）

(単位 百万円、%)

区分 団体名	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	1,295,698	334,596	25.8	131,607	10.2	483,763	37.3	99,774	7.7	245,958	19.0
仙台	636,972	218,125	34.2	33,114	5.2	215,903	33.9	55,771	8.8	114,059	17.9
さいたま	654,914	273,787	41.8	15,557	2.4	189,823	29.0	56,145	8.6	119,602	18.3
千葉	514,381	199,877	38.9	24,104	4.7	150,633	29.3	47,541	9.2	92,227	17.9
横浜	2,230,291	838,902	37.6	52,093	2.3	578,170	25.9	168,265	7.5	592,861	26.6
川崎	795,374	364,606	45.8	3,732	0.5	240,292	30.2	56,858	7.1	129,886	16.3
相模原	343,241	129,575	37.8	24,545	7.2	109,825	32.0	26,522	7.7	52,774	15.4
新潟	450,148	132,094	29.3	69,967	15.5	134,202	29.8	43,996	9.8	69,889	15.5
静岡	363,053	137,875	38.0	26,238	7.2	103,346	28.5	36,044	9.9	59,551	16.4
浜松	394,602	145,001	36.7	35,026	8.9	116,694	29.6	29,462	7.5	68,418	17.3
名古屋	1,396,138	583,542	41.8	21,049	1.5	378,930	27.1	106,895	7.7	305,722	21.9
京都	1,056,769	301,943	28.6	71,582	6.8	264,155	25.0	72,023	6.8	347,066	32.8
大阪	2,003,681	750,030	37.4	72,485	3.6	698,926	34.9	156,044	7.8	326,196	16.3
堺	469,487	151,639	32.3	43,389	9.2	167,774	35.7	42,983	9.2	63,703	13.6
神戸	977,469	305,625	31.3	87,180	8.9	303,840	31.1	109,430	11.2	171,393	17.5
岡山	402,822	130,421	32.4	44,157	11.0	115,154	28.6	46,623	11.6	66,468	16.5
広島	726,458	236,738	32.6	62,314	8.6	222,062	30.6	93,062	12.8	112,282	15.5
北九州	651,473	174,939	26.9	73,509	11.3	195,303	30.0	62,751	9.6	144,971	22.3
福岡	1,177,938	343,164	29.1	52,229	4.4	281,836	23.9	75,547	6.4	425,162	36.1
熊本	430,551	120,680	28.0	53,825	12.5	146,464	34.0	41,327	9.6	68,256	15.9
計	16,971,459	5,873,159	34.6	997,703	5.9	5,097,094	30.0	1,427,060	8.4	3,576,443	21.1

- (注) 1 普通会計における決算額である。
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創設) 均等割 年額 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税 標準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年度 から適用すること とされたが、同年 度において再び法 改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税環境性能割、鉱区税、軽自動車税環境性能割、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税にあっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場合 1人目 11万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創 設(昭和42年1月 1日以後に支払を 受けるべき退職手 当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 46、47年度 1.3% (ロ) 48、49年度 1.6% (ハ) 50、51年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合 の課税短期譲渡所得金額に 対する税額の110%相当額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者がいない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 1人目 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 1人目 19万円	
税率			所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域 農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50、51年度 1.6% (2) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額	均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和50年度欄における所得割の税率は昭和49年度改正によるものである。
2 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 1人目 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 1人目 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額 の4分の3を総合課税した場合の 当該2,000万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額 から2,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地 等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 の2分の1を総合課税した場合の当 該4,000万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額 から4,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 以外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 のうち、4,000万円を超え8,000万 円以下の額の2分の1の額と8,000 万円を超える金額の4分の3の額と の合計額を総合課税した場合の当 該4,000万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

3 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

4 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を 総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相 当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除し た金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の 1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額 の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する 金額との合計額</p>	

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について
上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調 整される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61～63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額 の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以 下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金 額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超え る部分に係る上積み税額との合計額 ④ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万 円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長 期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良 住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税し た場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61～63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (昭和63～平成3年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税 事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものであり、又は昭和

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の 税率適用）

和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄については、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%) (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄については、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額(20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。)を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除 した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 3%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2% に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税 額の 110%相当額</p>

5 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

6 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

7 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（平成11年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用（～平成13年度）</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

(注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。
 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

12	14	15
<p>特定扶養親族 1人 45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 68万円</p>		
<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成13年度） 2%</p>	<p>所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成16年度） 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分） 2%</p>	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成16年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (創設(平成16年1月～)) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% （平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%） 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%）</p>

- 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止）。
- 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 平成15年度欄において、所得割については平成13年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成15年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1%</p> <p>※ (イ) について、税率 1% の特例を創設 (～平成 20 年度) (ロ) について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 21 年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6% に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5% 相当額 (7.5% 相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。) を控除する (平成 17 年度改正による。)。平成 19 年度分以降については定率減税を廃止する (平成 18 年度改正による。)

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成20年度） 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) ※ 3%軽減税率は、平成22年12月31日まで延長。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>

4 平成19年度欄において、所得割については平成18年度改正、それ以外については平成19年度改正によるものである。

5 平成20年度欄において、配当割（※を除く。）については平成19年度改正、それ以外については平成20年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成21年度) 1.2%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成26年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を 控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成26年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成22年度～平成24年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率(平成22年度～平成24年度) 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した 特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)</p>	<p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12 月31日までの間に支払を受けるべ き上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉 徴収を選択した特定口座)内の株式等 の譲渡による所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12 月31日までの間に支払を受ける源泉 徴収口座内の上場株式等の譲渡所得 等に係る税率 3%)</p>

- (注) 1 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。
2 平成22年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成20年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成21年度改正によるものである。
3 平成23年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。

24	25	26
同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
<p>扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止</p> <p>特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止</p> <p>同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>所得割</p> <p>退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>1.2%</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>1.2%</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率 (平成 26 年度～令和 5 年度)</p> <p>年額 1,500 円</p> <p>[本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額]</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率</p> <p>5%</p> <p>(平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率</p> <p>5%</p> <p>(平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)</p>

4 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。

5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

6 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるもの、所得割については、平成 26 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	27	29
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～令和2年3月31日までの譲渡)</p>

(注) 1 平成27年度欄において、所得割については、平成23年度改正によるもの、配当割については、平成25年度改正によるものである。
2 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

30	令和元年度
	<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて 3 段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕</p>
<p>所得割(指定都市の存する区域の場合)</p> <p>(1) 一律 2% (ただし、分離課税に係る退職所得については 4%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 1%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和 2 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 1.8%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 1%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 1%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 2.4%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ただし、令和 2 年 3 月 31 日までの譲渡については特例不適用)</p>	

3 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

4 令和元年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	2	3
基礎控除		43万円 基礎控除の額について、合計所得金額に応じて3段階で遞減、2,500万円超の場合には消失 〔基礎控除の額 43、29、15万円〕
配偶者控除		同一年計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。
扶養控除		扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和5年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% （指定都市の存する区域の場合、0.8%）</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、16万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額）</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和5年3月31日までの譲渡）</p>	

- (注) 1 令和2年度欄については、令和2年度改正によるものである。
2 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

② 法人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する 事業年度から適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超える法人 年 1,000 円 (2) 上記法人以外の法人等 年 600 円

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額 …資本の金額又は出資金額と資本積立金との 合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000 円

45	49	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 2,000円

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	均等割 資本等の金額 …資本の金額又は 出資金額と資本 積立金額又は連 結個別資本積立 金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等	均等割 資本金等の額 …法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 20 年度	26	27	令和元年度
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年 度から適用	均等割 資本金等の額 法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額に、資本金 又は資本準備金を 欠損の填補又は損 失の填補に充てた 金額を控除すると ともに、剰余金又 は利益準備金を資 本金とした金額を 加算した額	法人税割 標準税率 1% 制限税率 2% ※令和元年 10 月 1 日 以後に開始する事業 年度から適用

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度	27
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行 (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	平成 28 年 1 月 1 日以後に支払 いを受けるべき利子等に係る法人 の利子割について廃止

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

(注) 平成 27 年度欄については、平成 25 年度改正によるものである。

令和4年度

均等割

資本金等の額

法人税法に規定する資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額（連結個別資本金等の額を削除）

法人税割

課税標準を法人税額とする（個別帰属法人税額を削除）

※上記は国税における連結納税制度の見直しに伴う改正

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円		
税 率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務の うち助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及 び第 3 種事業 6% 第 3 種事業の うち助産婦業 等 4%			第 1 種事業 課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%	
事業専従者 控 除 等				特別所得税が事 業税の第 3 種事 業とされた。				事業専従者控除 (青色) 年 80,000 円

年度 項目	昭和 46 年度	47	48	49	50	51	52	60
事業主控除等	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円	事業主控除 年 2,400,000 円
税 率					制限税率が 設けられた。 (標準税率の 1.1 倍)			
事業専従者 控 除 等		事業専従者控除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、 本則は 年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、 本則は 年 300,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 400,000 円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000 円

34	37	39	40	41	42	43	44	45
基礎控除 年 200,000 円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000 円	事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%							
	事業専従者控除 (白色) 年 50,000 円 (青色の 年 80,000 円 についても 法律に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000 円 (白色) 年 60,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000 円 (白色) 年 80,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円	

63	平成2年度	5	8	11
		事業主控除 年 2,700,000 円		事業主控除 年 2,900,000 円
事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000 円 その他の 事業専従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000 円 その他の 事業専従者 年 470,000 円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000 円 その他の 事業専従者 年 500,000 円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3 以上の道府 県に事務所等 を有する法人 で資本又は出 資の金額 500 万円以上の法 人の所得及び 清算所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は出 資の金額 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は 出資の金額 500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 又は出資の金額 500 万円以上の 法人の所得 8%	普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額 1,000 万円以上の 法人の所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県に事務 所等を有する法人で 資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人 の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円以下 9%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 150 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超 700 万円以下 9%</p> <p>年 700 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間に終了する法人については次による。</p> <p>普通法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超 600 万円以下 9%</p> <p>年 600 万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が設けられた。</p> <p>標準税率の 1.1 倍</p>	<p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 8.4%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 11%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な減税として法附則 40⑩に定められているものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16	20	
税 率	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本又は出資の金額1億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 3.8%</p> <p>年400万円超800万円以下 5.5%</p> <p>年800万円超及び清算所得 7.2%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 7.2%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 7.9%]</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額1,000万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 7.9%]</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p> <p>※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則40⑩に定められているものであり、本則(法72の24の7)の税率とは異なる。制限税率が引き上げられた。〔標準税率の1.2倍〕</p>	<p>所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本又は出資の金額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超800万円以下 7.3%</p> <p>年800万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額1,000万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 7.9%]</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額1,000万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 7.9%]</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p>	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額1億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 1.5%</p> <p>年400万円超800万円以下 (3.8%)</p> <p>年400万円超800万円以下 (5%)</p> <p>年800万円超及び清算所得 2.2%</p> <p>年800万円超及び清算所得 (5.5%)</p> <p>2.9%</p> <p>(7.2%)</p> <p>2.9%</p> <p>(7.2%)</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 2.7%</p> <p>年400万円超及び清算所得 (5%)</p> <p>3.6%</p> <p>(6.6%)</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 4.3%</p> <p>(7.9%)</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>(6.6%)</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 4.3%</p> <p>(7.9%)</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 0.7%</p> <p>(1.3%)</p>
	そ の 他		<p>※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用 下段()内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>

(注) 1 平成16年度欄については、平成15年3月改正によるものである。

2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成18年度改正により平成19年4月1日から本則の税率となったものである。

22		26	
右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。)のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。)のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
付加価値割 0.48%		付加価値割 0.48%	
資本割 0.2%		資本割 0.2%	
所得割	所得割	所得割	所得割
年 400 万円以下 1.5% (3.8%)	年 400 万円以下 2.7% (5%)	年 400 万円以下 2.2% (3.8%)	年 400 万円以下 3.4% (5%)
年 400 万円超 800 万円以下 2.2% (5.5%)	年 400 万円超 800 万円以下 4.0% (7.3%)	年 400 万円超 800 万円以下 3.2% (5.5%)	年 400 万円超 800 万円以下 5.1% (7.3%)
年 800 万円超 2.9% (7.2%)	年 800 万円超 5.3% (9.6%)	年 800 万円超 4.3% (7.2%)	年 800 万円超 6.7% (9.6%)
3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9% (7.2%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 5.3% (9.6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 4.3% (7.2%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 6.7% (9.6%)
	特別法人		特別法人
	所得割		所得割
	年 400 万円以下 2.7% (5%)		年 400 万円以下 3.4% (5%)
	年 400 万円超 3.6% (6.6%)		年 400 万円超 4.6% (6.6%)
	[一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)]		[一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)]
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% (6.6%)		3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.6% (6.6%)
	[一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)]		[一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)]
	収入金額課税法人		収入金額課税法人
	収入割 0.7% (1.3%)		収入割 0.9% (1.3%)
<p>※平成 22 年 10 月 1 日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用 下段 () 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>		<p>※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段 () 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	27	28	令和元年度	
税 率	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
	付加価値割 0.72%	付加価値割 1.2%	付加価値割 1.2%	所 得 割
	資 本 割 0.3%	資 本 割 0.5%	資 本 割 0.5%	年 400 万円以下 3.5%
	所 得 割	所 得 割	所 得 割	年 400 万円超 800 万円以下 5.3%
	年 400 万円以下 1.6% (3.1%)	年 400 万円以下 0.3% (1.9%)	年 400 万円以下 0.4%	年 800 万円超 7%
	年 400 万円超 800 万円以下 2.3% (4.6%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.5% (2.7%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.7%	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得
	年 800 万円超 3.1% (6%)	年 800 万円超 0.7% (3.6%)	年 800 万円超 1%	7%
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	特別法人
	3.1% (6%)	0.7% (3.6%)	1%	所 得 割
				年 400 万円以下 3.5%
			年 400 万円超 4.9%	
			一定の協同組合等については年 10 億円超 5.7%	
			3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得	
			4.9%	
			一定の協同組合等については年 10 億円超 5.7%	
			収入金額課税法人	
			収 入 割 1%	
そ の 他	※平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	

2	4	
<p>電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）</p> <p>(1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の法人</p> <p>収入割 0.75%</p> <p>付加価値割 0.37%</p> <p>資本割 0.15%</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>収入割 0.75%</p> <p>所得割 1.85%</p>	<p>資本金の額又は出資金の額1億円超の法人（付加価値割、資本割及び所得割により課税される法人）</p> <p>付加価値割 1.2%</p> <p>資本割 0.5%</p> <p>所得割 1% (所得割の軽減税率の廃止)</p>	<p>ガス供給業（特定ガス供給業）を行う法人</p> <p>収入割 0.48%</p> <p>付加価値割 0.77%</p> <p>資本割 0.32%</p> <p>ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業（特定ガス供給業を除く。））</p> <p>(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人</p> <p>付加価値割 1.2%</p> <p>資本割 0.5%</p> <p>所得割 1%</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 3.5%</p> <p>年400万円超800万円以下 5.3%</p> <p>年800万円超 7%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 7%</p> <p>(3) 特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 3.5%</p> <p>年400万円超 4.9%</p> <p>〔一定の協同組合等については年10億円超 5.7%〕</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 4.9%</p> <p>〔一定の協同組合等については年10億円超 5.7%〕</p> <p>※一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を行う法人は、引き続き収入割1%が課される。</p>
<p>※令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	<p>※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>	

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45	47
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の 数		各月の延従業者の数を 期末現在の従業者 の数とした。	資本金が 1 億円以上 の法人の本社管理部門 の従業者数について は1/2	
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等						
製造業		資本金 1 億円以上の 法人の本社管理部門 の従業者数について は1/2				
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価 額 他の 1/2 を従業者の 数	軌道の延長キロメー トル数				
ガス供給業 倉庫業						
電気供給業		固定資産の価額			1/2 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/2 を固定資産 の価額	

年度 区分	57	平成元年度	17	29	令和 4 年度
銀行業 保険業 (証券業)		証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の 数		
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等			本社管理部門の従業 者数 1/2 措置を廃止		
製造業		資本金 1 億円以上の 法人の工場の従業者 数については 1.5 倍	本社管理部門の従業 者数 1/2 措置を廃止		
鉄道業 軌道業					
ガス供給業 倉庫業					
電気供給業	3/4 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/4 を固定資産 の価額 ※激変緩和のため経 過措置を講じた。			(小売電気事業) 1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 (一般送配電事業・送電事業・ 特定送配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の 電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (発電事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額 昭和 57 年度改正で設けられた経 過措置を廃止	(配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の 電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (特定卸供給事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額

3. 地方消費税

年度 項目	平成9年度	26	27	29
税 率 等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 (清算基準) 指定統計(商業統計・サービス基本調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数1:1で按分 (交付金) 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付 (交付基準) 人口と従業者数を1:1で按分	(税率) 一定税率 消費税額の63分の17 (交付基準) 従来分の地方消費税収については、人口と従業者数を1:1で按分 引上げ分の地方消費税収については、人口のみで按分 (使途) 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数3:2で按分	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数7:3で按分

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
 2 平成26年度欄については、平成24年8月改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成28年11月改正によるものである。
 4 譲渡割については、当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収し、貨物割については、国が消費税と併せて賦課徴収する。

30	令和元年度
(清算基準) 基幹統計（商業統計・ 経済センサス活動調査） ウェイト 50%、残り 50% を人口で按分	(税率) 一定税率 消費税額の 78 分の 22 (令和元年 10 月～) ※消費税率換算 2.2% (軽減税率適用時 1.76%)

4. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）（平成12年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30	32
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 (非課税制度が免税点制度 に改められた。)	芸者の花代及びカフェー ・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下

年度 項目	昭和48年度	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

36	37	41	44	46
<p>名称が料理飲食等消費税に変更された。</p> <p>(免税点)</p> <p>飲食店 1人1回 500円以下</p> <p>食券食堂 1品の価格 250円以下</p> <p>宿泊 1人1泊 1,000円以下</p>	<p>(税率)</p> <p>(1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10%</p> <p>(2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10%</p> <p>(旅館における基礎控除) 800円</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 1,200円</p> <p>飲食店等 1人1回 600円</p> <p>チケット制食堂 1品 300円</p> <p>(奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。</p>	<p>(税率)</p> <p>1人1回の消費金額の10%</p> <p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 1,600円</p> <p>飲食店等 1人1回 800円</p> <p>チケット制食堂 1品 400円</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 1,800円</p> <p>飲食店等 1人1回 900円</p> <p>チケット制食堂 1品 450円</p> <p>(旅館における基礎控除) 1,000円</p>

57	58	平成元年度	3	9	12
<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 5,000円</p> <p>飲食店等 1人1回 2,500円</p>	<p>(旅館における基礎控除) 2,500円</p>	<p>名称が特別地方消費税に変更された。</p> <p>(税率) 1人1回の消費金額の3%</p> <p>(免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用</p> <p>旅館 1人1泊 10,000円</p> <p>飲食店等 1人1回 5,000円</p> <p>(旅館における基礎控除) 廃止</p> <p>(奉仕料控除) 廃止</p> <p>公給領収書制度の廃止</p>	<p>(免税点)</p> <p>旅館 1人1泊 15,000円</p> <p>飲食店等 1人1回 7,500円</p> <p>チケット制食堂における免税点の廃止</p> <p>(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付</p>	<p>(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付</p>	<p>4月1日廃止</p>

5. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税 率 等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率4% ただし、昭和56年7月1日 から昭和61年6月30日まで に行われた住宅の取得につ いては3%とされた。 昭和56年7月1日から昭和 61年6月30日までの間に行 われた一定の住宅用土地の取 得については税額から4分の 1に相当する額を減額するこ ととされた。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置につい て、平成元年6月 30日まで3年間延 長された。

年度 項目	平成12年度	13	15	18
税 率 等	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成12年1月1日か ら平成14年12月 31日までに行われ た場合においては 課税標準を価格の 2分の1とする特 例措置が講じられ た。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置について 平成16年6月30 日まで3年間延長 された。	税率4% ただし、平成15年4月1日から平 成18年3月31日までに行われた不動 産の取得については課税標準を3%と する特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15 年1月1日から平成17年12月31日まで に行われた場合においては課税標準を価格 の2分の1とする特例措置が講じられた。	税率4% ただし、住宅及び土地に係る税率の 特例措置については平成21年3月31 日まで3年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措 置については平成18年4月1日から 平成20年3月31日までの2年間に限 り、標準税率を3.5%とする経過措置 が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税 標準の特例措置について平成21年3月31 日まで延長する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24	27	30	令和3年度
<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和3年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和3年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和6年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和6年3月31日まで延長する。</p>

6. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税 率 等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 [ただし、昭和61年5月から 昭和62年3月までの間に行わ れた売渡し等分については、 特例措置として、1,000本に つき160円を加算。]

年度 項目	平成15年度	18	22	25
税 率 等	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円	平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円

年度 項目	令和2年度	3
税 率 等	令和2年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき1,000円	令和3年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき1,070円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
3 平成30年度欄（下欄）については、平成30年度改正によるものである。
4 令和元年度欄については、平成30年度改正によるものである。
5 令和2年度欄については、平成30年度改正によるものである。
6 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

28	29	30	令和元年度
平成28年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円	平成29年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円	平成30年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	令和元年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 930円
		平成30年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から令和4年10月1日までに段階的に移行することとされた。

※軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年度改正）について

軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、令和2年度改正において、当該軽量な葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方法に、令和2年10月1日から令和3年10月1日までに段階的に移行することとされた。

7. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	32	36	37	41	46
税 率 等	(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%	(入場税) 税率が従前 の 2 分の 1 に引き下げ られた。	入場税が国税に移譲 され、第 3 種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、 ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の 運動競技の 施設利用 10% (2) 外形課税(月額) 税率 ぱちんこ場 1 台 150 円 まあじゃん場 1 卓 500 円 たまつき場 1 台 1,000 円	ゴルフ場 に対し定額課 税が採用さ れた。 1 人 1 日 200 円	(1) 料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の 定額課税の 税率 1 人 1 日 400 円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課 税の税率 1 人 1 日 600 円 (2) ゴルフ場 所在市町 村に対 して 6 分の 1 を交付	ゴルフ場 所在市町 村に対 して 3 分の 1 を交付

8. 自動車取得税（令和元年 10 月 1 日廃止）

年度 項目	昭和 43 年度	44	49	51	53
税 率 等	自動車取得税(目的税)が 創設され、法定外普通税 としての自動車取得税が 廃止された。 税率 3% 免税点 10 万円 (交付金) 市町村に対して 10 分の 7 を交付(指定市に対 しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15 万円	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動 車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30 万円 (2 年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置 が 2 年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置 がさらに 2 年度間延長さ れた。

年度 項目	平成 5 年度	10	15	20	21
税 率 等	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 10 年度間延 長された。	自動車取得税が目的税 から普通税に改められ た。

47	48	52	58	平成元年度	15	令和2年度
ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付	18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者の利用並びに国民体育大会のゴルフ競技及び学校の教育活動としての利用について、非課税措置が設けられた。	国民体育大会のゴルフ競技の公式練習及び2020年東京オリンピック競技大会を含む国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）としての利用について、非課税措置が設けられた。

55	58	60	63	平成2年度
自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)

22	26	30	令和元年度
自動車取得税に係る平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準（3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%）を維持することとされた。	自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車（軽自動車を除く） 3% 営業用自動車・軽自動車 2%	自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限が1年6月延長された。	令和元年10月1日に自動車取得税を廃止。

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51	53
税 率 等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に相 当する額を道路 面積等にあん分 して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。

年度 項目	平成22年度	23
税 率 等	<p>平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準（1キロリットル32,100円）を維持することとされた。</p> <p>揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率（1キロリットル15,000円）を上回る部分の課税措置を停止することとされた。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に還元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に還元することとされた。</p>	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫 定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5年11 月30日まで延長され、 平成5年12月1日から 平成10年3月31日まで の間適用する暫定税率 が1キロリットル当たり 32,100円とされた。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 10年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

10. 自動車税

①環境性能割（令和元年10月1日～）

年度 項目	令和元年度			
税率等	自動車税環境性能割の導入 令和元年10月1日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税。 〔平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年10月1日に変更された。〕			
	令和元年10月1日以後取得分 〔乗用車〕			
	区分		税率	
			自家用 営業用	
	電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車、 クリーンディーゼル車（H30規制適合又はH21規制適合）		非課税 非課税	
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、 LPG車	2020年度燃費基準+20%達成	100分の1	100分の0.5
		2020年度燃費基準+10%達成		
		2020年度燃費基準達成	100分の2	100分の1
	上記以外の車	2015年度燃費基準+10%達成	100分の3	100分の1
				100分の2
(注) ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★） 又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。 ※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。				

年度 項目	令和5年度（改正案による）			
税率等	令和6年1月1日以後取得分 〔乗用車〕			
	区分		税率	
			自家用 営業用	
	電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車		非課税 非課税	
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、 LPG車、 クリーンディーゼル車 （H30規制適合又はH21規制適合）	2030年度燃費基準85%達成	100分の1	100分の0.5
		2030年度燃費基準80%達成		
		2030年度燃費基準70%達成	100分の2	100分の1
	上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車	2030年度燃費基準60%達成	100分の3	100分の1
				100分の2
	(注) ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★） 又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。 ※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。			

令和3年4月1日以後取得分

〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、 LPG車、 クリーンディーゼル車 （H30規制適合又はH21規制適合）	2030年度燃費基準85%達成		
	2030年度燃費基準75%達成		
	2030年度燃費基準65%達成	100分の2	100分の1
	2030年度燃費基準60%達成		
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車		100分の3	100分の2

（注）ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）
又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

7（改正案による）

令和7年4月1日以後取得分

〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、 LPG車、 クリーンディーゼル車 （H30規制適合又はH21規制適合）	2030年度燃費基準95%達成		
	2030年度燃費基準90%達成		
	2030年度燃費基準85%達成	100分の2	100分の1
	2030年度燃費基準80%達成		
	2030年度燃費基準75%達成	100分の3	100分の2
	2030年度燃費基準70%達成		
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車		100分の3	100分の2

（注）ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）
又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

- （注） 1 令和元年度欄において、自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成28年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。
2 令和3年度欄については、令和3年度改正によるものである。
3 令和5年度欄・令和7年度欄については、令和5年度改正案によるものである。

②種別割（令和元年10月1日～）（令和元年9月30日まで自動車税）

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率が「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げられた。	二輪小型自動車及び軽自動車が市町村税の軽自動車税の課税客体とされた。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			営業用 3.048メートル超 60,000円	
	トラック及びバス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			営業用 3.048メートル以下 15,000円	
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	バス 観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			3.048メートル超 30,000円	
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円			トラック 15,000円	
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	その他 23,000円			バス 観光用 30,000円	
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	営業用 揮発油 14,000円			その他 14,000円	
	軽自動車 500円	三輪車 2,800円	その他 21,000円			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円	
		二輪車 1,400円	バス 観光用 揮発油 30,000円			営業用 8,000円	
		軽自動車 700円	その他 45,000円			三輪車 3,800円	
			その他 揮発油 14,000円				
			その他 21,000円				
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円				
			営業用 8,000円				
			三輪車 自家用 4,300円				
			営業用 3,300円				
			二輪車 2,500円				
			軽自動車 1,500円				

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 トラック 自家用 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 バス トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税「種別割」つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18																																																																																																																																																												
税 率 等	<p>トラック（三輪の小型自動車を除く。）</p> <p>営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）</p> <table border="0"> <tr> <td>1 トン以下</td><td>6,500 円</td> <td>5 トン超 6 トン以下</td><td>22,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 トン超 2 トン以下</td><td>9,000 円</td> <td>6 トン超 7 トン以下</td><td>25,500 円</td> </tr> <tr> <td>2 トン超 3 トン以下</td><td>12,000 円</td> <td>7 トン超 8 トン以下</td><td>29,500 円</td> </tr> <tr> <td>3 トン超 4 トン以下</td><td>15,000 円</td> <td>8 トン超</td><td>29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 4,700 円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>4 トン超 5 トン以下</td><td>18,500 円</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）</p> <table border="0"> <tr> <td>1 トン以下</td><td>8,000 円</td> <td>5 トン超 6 トン以下</td><td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 トン超 2 トン以下</td><td>11,500 円</td> <td>6 トン超 7 トン以下</td><td>35,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 トン超 3 トン以下</td><td>16,000 円</td> <td>7 トン超 8 トン以下</td><td>40,500 円</td> </tr> <tr> <td>3 トン超 4 トン以下</td><td>20,500 円</td> <td>8 トン超</td><td>40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 6,300 円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>4 トン超 5 トン以下</td><td>25,500 円</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>けん引自動車</p> <p>営業用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td><td>7,500 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td><td>15,100 円</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>自家用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td><td>10,200 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td><td>20,600 円</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>被けん引自動車</p> <p>営業用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td><td>3,900 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で 8 トン以下のもの</td><td>7,500 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で 8 トン超のもの</td><td>7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>自家用</p> <table border="0"> <tr> <td>小型自動車</td><td>5,300 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で 8 トン以下のもの</td><td>10,200 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車で 8 トン超のもの</td><td>10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額を加算した額</p> <table border="0"> <tr> <td>営業用</td><td></td><td>自家用</td><td></td> </tr> <tr> <td>1 リットル以下</td><td>3,700 円</td> <td>1 リットル以下</td><td>5,200 円</td> </tr> <tr> <td>1 リットル超 1.5 リットル以下</td><td>4,700 円</td> <td>1 リットル超 1.5 リットル以下</td><td>6,300 円</td> </tr> <tr> <td>1.5 リットル超</td><td>6,300 円</td> <td>1.5 リットル超</td><td>8,000 円</td> </tr> </table> <p>バス（三輪の小型自動車を除く。）</p> <p>営業用</p> <table border="0"> <tr> <td>一般乗合用</td><td></td><td>一般乗合用以外</td><td></td> </tr> <tr> <td>30 人以下</td><td>12,000 円</td> <td>30 人以下</td><td>26,500 円</td> </tr> <tr> <td>30 人超 40 人以下</td><td>14,500 円</td> <td>30 人超 40 人以下</td><td>32,000 円</td> </tr> <tr> <td>40 人超 50 人以下</td><td>17,500 円</td> <td>40 人超 50 人以下</td><td>38,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 人超 60 人以下</td><td>20,000 円</td> <td>50 人超 60 人以下</td><td>44,000 円</td> </tr> <tr> <td>60 人超 70 人以下</td><td>22,500 円</td> <td>60 人超 70 人以下</td><td>50,500 円</td> </tr> <tr> <td>70 人超 80 人以下</td><td>25,500 円</td> <td>70 人超 80 人以下</td><td>57,000 円</td> </tr> <tr> <td>80 人超</td><td>29,000 円</td> <td>80 人超</td><td>64,000 円</td> </tr> </table> <p>自家用</p> <table border="0"> <tr> <td>30 人以下</td><td>33,000 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>30 人超 40 人以下</td><td>41,000 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>40 人超 50 人以下</td><td>49,000 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>50 人超 60 人以下</td><td>57,000 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>60 人超 70 人以下</td><td>65,500 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>70 人超 80 人以下</td><td>74,000 円</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>80 人超</td><td>83,000 円</td> <td></td><td></td> </tr> </table>	1 トン以下	6,500 円	5 トン超 6 トン以下	22,000 円	1 トン超 2 トン以下	9,000 円	6 トン超 7 トン以下	25,500 円	2 トン超 3 トン以下	12,000 円	7 トン超 8 トン以下	29,500 円	3 トン超 4 トン以下	15,000 円	8 トン超	29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 4,700 円を加算した額	4 トン超 5 トン以下	18,500 円			1 トン以下	8,000 円	5 トン超 6 トン以下	30,000 円	1 トン超 2 トン以下	11,500 円	6 トン超 7 トン以下	35,000 円	2 トン超 3 トン以下	16,000 円	7 トン超 8 トン以下	40,500 円	3 トン超 4 トン以下	20,500 円	8 トン超	40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 6,300 円を加算した額	4 トン超 5 トン以下	25,500 円			小型自動車	7,500 円			普通自動車	15,100 円			小型自動車	10,200 円			普通自動車	20,600 円			小型自動車	3,900 円			普通自動車で 8 トン以下のもの	7,500 円			普通自動車で 8 トン超のもの	7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額			小型自動車	5,300 円			普通自動車で 8 トン以下のもの	10,200 円			普通自動車で 8 トン超のもの	10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額			営業用		自家用		1 リットル以下	3,700 円	1 リットル以下	5,200 円	1 リットル超 1.5 リットル以下	4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下	6,300 円	1.5 リットル超	6,300 円	1.5 リットル超	8,000 円	一般乗合用		一般乗合用以外		30 人以下	12,000 円	30 人以下	26,500 円	30 人超 40 人以下	14,500 円	30 人超 40 人以下	32,000 円	40 人超 50 人以下	17,500 円	40 人超 50 人以下	38,000 円	50 人超 60 人以下	20,000 円	50 人超 60 人以下	44,000 円	60 人超 70 人以下	22,500 円	60 人超 70 人以下	50,500 円	70 人超 80 人以下	25,500 円	70 人超 80 人以下	57,000 円	80 人超	29,000 円	80 人超	64,000 円	30 人以下	33,000 円			30 人超 40 人以下	41,000 円			40 人超 50 人以下	49,000 円			50 人超 60 人以下	57,000 円			60 人超 70 人以下	65,500 円			70 人超 80 人以下	74,000 円			80 人超	83,000 円			<p>制限税率が引き上げられた。 (標準税率の 1.5 倍)</p>
	1 トン以下	6,500 円	5 トン超 6 トン以下	22,000 円																																																																																																																																																										
	1 トン超 2 トン以下	9,000 円	6 トン超 7 トン以下	25,500 円																																																																																																																																																										
	2 トン超 3 トン以下	12,000 円	7 トン超 8 トン以下	29,500 円																																																																																																																																																										
	3 トン超 4 トン以下	15,000 円	8 トン超	29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 4,700 円を加算した額																																																																																																																																																										
	4 トン超 5 トン以下	18,500 円																																																																																																																																																												
	1 トン以下	8,000 円	5 トン超 6 トン以下	30,000 円																																																																																																																																																										
	1 トン超 2 トン以下	11,500 円	6 トン超 7 トン以下	35,000 円																																																																																																																																																										
	2 トン超 3 トン以下	16,000 円	7 トン超 8 トン以下	40,500 円																																																																																																																																																										
	3 トン超 4 トン以下	20,500 円	8 トン超	40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 6,300 円を加算した額																																																																																																																																																										
	4 トン超 5 トン以下	25,500 円																																																																																																																																																												
	小型自動車	7,500 円																																																																																																																																																												
	普通自動車	15,100 円																																																																																																																																																												
	小型自動車	10,200 円																																																																																																																																																												
	普通自動車	20,600 円																																																																																																																																																												
	小型自動車	3,900 円																																																																																																																																																												
	普通自動車で 8 トン以下のもの	7,500 円																																																																																																																																																												
	普通自動車で 8 トン超のもの	7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額																																																																																																																																																												
	小型自動車	5,300 円																																																																																																																																																												
	普通自動車で 8 トン以下のもの	10,200 円																																																																																																																																																												
	普通自動車で 8 トン超のもの	10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額																																																																																																																																																												
	営業用		自家用																																																																																																																																																											
	1 リットル以下	3,700 円	1 リットル以下	5,200 円																																																																																																																																																										
	1 リットル超 1.5 リットル以下	4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下	6,300 円																																																																																																																																																										
	1.5 リットル超	6,300 円	1.5 リットル超	8,000 円																																																																																																																																																										
一般乗合用		一般乗合用以外																																																																																																																																																												
30 人以下	12,000 円	30 人以下	26,500 円																																																																																																																																																											
30 人超 40 人以下	14,500 円	30 人超 40 人以下	32,000 円																																																																																																																																																											
40 人超 50 人以下	17,500 円	40 人超 50 人以下	38,000 円																																																																																																																																																											
50 人超 60 人以下	20,000 円	50 人超 60 人以下	44,000 円																																																																																																																																																											
60 人超 70 人以下	22,500 円	60 人超 70 人以下	50,500 円																																																																																																																																																											
70 人超 80 人以下	25,500 円	70 人超 80 人以下	57,000 円																																																																																																																																																											
80 人超	29,000 円	80 人超	64,000 円																																																																																																																																																											
30 人以下	33,000 円																																																																																																																																																													
30 人超 40 人以下	41,000 円																																																																																																																																																													
40 人超 50 人以下	49,000 円																																																																																																																																																													
50 人超 60 人以下	57,000 円																																																																																																																																																													
60 人超 70 人以下	65,500 円																																																																																																																																																													
70 人超 80 人以下	74,000 円																																																																																																																																																													
80 人超	83,000 円																																																																																																																																																													

令和元年度

自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年10月1日以後、従来の自動車税を自動車税種別割に名称変更。

令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、小型自動車を中心に全ての排気量において、標準税率が引き下げられた。

乗用車

自家用

1リットル以下

25,000 円

1リットル超1.5リットル以下

30,500 円

1.5リットル超2リットル以下

36,000 円

2リットル超2.5リットル以下

43,500 円

2.5リットル超3リットル以下

50,000 円

3リットル超3.5リットル以下

57,000 円

3.5リットル超4リットル以下

65,500 円

4リットル超4.5リットル以下

75,500 円

4.5リットル超6リットル以下

87,000 円

6リットル超

110,000 円

(注) 令和元年度欄において、自動車税種別割への名称変更に係る部分については、平成28年度改正によるもの、標準税率の引下げに係る部分については、令和元年度改正によるものである。

年度 項目	平成 14 年度	16
税率等	軽減〔平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度)〕	軽減〔平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕
	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成
	☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 25%軽減 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 13%軽減	標準税率より概ね 50%軽減
重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車	重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車	標準税率より概ね 10%重課

税率の特例

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
 4 ☆☆は " 50%以上 "
 5 ☆は " 25%以上 "
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 21 年度	23
税率等	軽減〔平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕	軽減〔平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕
	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成
	★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +15%以上達成	標準税率より概ね 50%軽減
重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車	重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車	標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。
 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

17	19
<p>軽 減 (平成 16 年度・17 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +5%以上達成</p> <p>標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ 2010 年度燃費基準達成 ★★★ かつ 2010 年度燃費基準 +5%以上達成</p> <p>” 25%軽減</p> <p>重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 10%重課</p>	<p>軽 減 (平成 18 年度・19 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +20%以上達成</p> <p>標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +10%以上達成</p> <p>” 25%軽減</p> <p>重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 10%重課</p>

- (注) 7 平成 17 年度欄については、平成 16 年度改正によるものである。
8 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。
9 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
10 ★★★ は ” 50%以上 ”

25	27
<p>軽 減 (平成 24 年度・25 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +10%以上達成</p> <p>標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ 2015 年度燃費基準 ” 25%軽減</p> <p>重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 10%重課</p>	<p>軽 減 (平成 26 年度・27 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +20%達成 (2020 年度燃費基準達成車)</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ 2015 年度燃費基準+20%達成 (2020 年度燃費基準未達成車) ★★★★かつ 2015 年度燃費基準+10%達成</p> <p>” 50%軽減</p> <p>重 課</p> <p>新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>

- (注) 4 平成 25 年度欄については、平成 24 年度改正によるものである。
5 平成 27 年度欄については、平成 26 年度改正によるものである。
6 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

平成 29 年度	30
<p>軽 減 (平成 28 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準 +10%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +20%達成 " 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>	<p>軽 減 (平成 29 年度・30 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減又 は平成 30 年排出ガス規制に適合しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準+30%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ 2020 年度燃費基準+10%達成 " 50%軽減</p> <p>※ 令和元年度・2 年度新車新規登録分は平成 30 年度新車新規登録分と 同様の措置</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>

- (注) 1 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。
2 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。
3 平成 29 年度欄において、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車、平成 30 年度欄については、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車。

令和4年度	8 (改正案による)
<p>軽 減 〔 令和3年度・4年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 〕</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減又は 平成30年排出ガス規制に適合しているもの) プラグインハイブリッド自動車 } 標準税率より概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ2030年度燃費基準 90%達成 (営業用乗用車) } " 概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ2030年度燃費基準 70%達成 (営業用乗用車) } " 概ね50%軽減</p> <p>※ 令和5年度・6年度新車新規登録分は令和4年度新車新規登録分と 同様の措置</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)</p>	<p>軽 減 〔 令和7年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 〕</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減又は 平成30年排出ガス規制に適合しているもの) プラグインハイブリッド自動車 } 標準税率より概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ2030年度燃費基準 90%達成 (営業用乗用車) } " 概ね75%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)</p>

- (注) 4 令和4年度欄について、自家用乗用車の電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車に係る軽減措置は、令和元年度改正によるもの(なお、当該措置の対象からクリーンディーゼル車を除くことについては、令和3年度改正によるもの)、それ以外は、令和3年度改正によるものである。
- 5 令和4年度・令和8年度欄については、★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車。
- 6 令和8年度欄については、令和5年度改正案によるものである。

11. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33
税 率 等	<p>附加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。</p> <p>漁業権税 賃貸料の10%</p>	<p>附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。</p> <p>漁業権税は廃止された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税は廃止された。</p>	<p>大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。</p>	<p>狩猟者税の税率が改正された。</p>

年度 項目	昭和58年度	平成14年度	16
税 率 等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額200円 など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000円又は4,500円 (入) 6,500円</p> <p>2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300円 (入) 2,200円 など</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、</p> <p>甲種狩猟免許が 網・わな猟免許に、 乙種狩猟免許が 第一種銃猟免許に、 丙種狩猟免許が 第二種銃猟免許に 改正された。 (平成15年4月16日施行)</p>	<p>目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。</p> <p>1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2 第二種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など</p>

年度 項目	令和元年度
税 率 等	<p>対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が5年度間延長された。</p>

38	41	46	52	54
狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。	鉾区税について、石油又は天然ガスの鉾区に係る現行の税率（試掘 90 円、採掘 180 円）が、それぞれ3分の2（試掘 60 円、採掘 120 円）に引き下げられた。	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	鉾区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の2倍に改正された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

19	20	25	27
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。</p> <p>1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000 円 <p>2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500 円 <p>3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500 円 など</p>	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を 2 分の 1 とする特例措置を講じた。	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が 3 年度間延長された。	<p>平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。</p> <p>1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除</p> <p>2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除</p> <p>3 狩猟者の登録をする日前 1 年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率 2 分の 1</p>

II 市町村税

1. 市町村民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 800 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円 (3)その他の市町村 年額 400 円 制限税率 上記区分による (1)年額 1,000 円 (2)年額 750 円 (3)年額 500 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和 25 年度に限り (1)方式のみしかとれない。</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 700 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円 (3)その他の市町村 年額 300 円 制限税率 上記区分による (1)年額 900 円 (2)年額 650 円 (3)年額 400 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 制限税率 10% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 制限税率 20%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20%</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 600 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円 (3)その他の市町村 年額 200 円 制限税率 上記区分による (1)年額 800 円 (2)年額 550 円 (3)年額 300 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 制限税率 7.5% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 制限税率 15%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)以下左に同じ</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)第二課税方式 本文 (3)第二課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.2% 3 万円を超える金額 3.0% 8 万円 // 3.7% 15 万円 // 4.5% 30 万円 // 5.2% 50 万円 // 6.0% 80 万円 // 6.7% 120 万円 // 7.5% 200 万円 // 8.2% 300 万円 // 9.0% (4)第三課税方式 本文 (5)第三課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.6% 3 万円を超える金額 3.7% 7 万円 // 5.0% 12 万円 // 6.4% 20 万円 // 8.1% 35 万円 // 10.0% 50 万円 // 12.3% 80 万円 // 15.0% 120 万円 // 18.3% 160 万円 // 22.5%</p>

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円 を超える金額 3% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>10万円 以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 10万円 以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3%</p> <p>以下左に同じ</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 を超える金額 3% 10万円 を超える金額 4%</p> <p>以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準拠税率</p> <p>15万円以下の金額 2% 15万円 を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 以下左に同じ</p>	<p>所得割の 不均衡是正</p> <p>1 40年度適用 一 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の 廃止) (2) 標準税率の法 定 (段階、税率 は左に同じ) (3) 制限税率の法 定 (標準税率の 1.5倍の率)</p> <p>2 39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所 得控除とした。 (2) 専従者の税額 控除の最低限の 法定</p> <p>3 上記1、2によ る減収について は市町村民税臨 時減税補てん債 により元利とも 補てんすること とされた。</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が不在 場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者があ る場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が不在 場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が不在 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が不在 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者が不在場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設 (昭和 42年1月1日以後に受け るべき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算 した場合の課税短 期譲渡所得金額に 対する税額の 110% 相当額

46	47	48	49	50
14 万円	15 万円	16 万円	18 万円	19 万円
13 万円	14 万円	15 万円	18 万円	19 万円
扶養親族 1 人 10 万円 配偶者がいない場合 1 人目 11 万円	扶養親族 1 人 11 万円 配偶者がいない場合 1 人目 12 万円	扶養親族 1 人 12 万円 配偶者がいない場合 1 人目 14 万円 (新設) 老人扶養親族 14 万円	扶養親族 1 人 14 万円 老人扶養親族 1 人 16 万円 配偶者がいない場合 1 人目 16 万円	扶養親族 1 人 17 万円 老人扶養親族 1 人 19 万円 配偶者がいない場合 1 人目 19 万円
		所得割 30 万円以下の金額 2% 30 万円を超える金額 3% 50 万円 " 4% 80 万円 " 5% 110 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% 1,000 万円 " 11% 2,000 万円 " 12% 3,000 万円 " 13% 5,000 万円 " 14%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 長期譲渡所得のうち 特定市街化区域農地等 の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (2) みなし法人所得 みなし法人税額相当所 得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (イ) 又は(ロ) のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した 場合の課税事業所得等 の金額に対する税額の 110%相当額

(注) 昭和 50 年度欄における所得割の税率は、昭和 49 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者が不在の場合 1人目 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者が不在の場合 1人目 21万円
税率	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 1,700円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3)その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得(52～56年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22 万円	
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 2,000 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 1,000 円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,600 円</p> <p>(2) 年額 2,000 円</p> <p>(3) 年額 1,400 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 30 万円以下の金額 2%</p> <p>30 万円を超える金額 3%</p> <p>45 万円 " 4%</p> <p>70 万円 " 5%</p> <p>100 万円 " 6%</p> <p>130 万円 " 7%</p> <p>230 万円 " 8%</p> <p>370 万円 " 9%</p> <p>570 万円 " 10%</p> <p>950 万円 " 11%</p> <p>1,900 万円 " 12%</p> <p>2,900 万円 " 13%</p> <p>4,900 万円 " 14%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和 56 年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超え 8,000 万円以下の金額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を超える金額の 4 分の 3 の額との合計額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 2,500円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円 (3)その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円 所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ③ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税 率	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4	5
31万円		
控除対象配偶者 31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円 配偶者特別控除 31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1人 31万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円 特定扶養親族 1人 36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円		
所得割 (1) 160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 〃 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率（～平成10年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲 渡所得（～平成9年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成3年12月31日まで の譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成4年1 月1日から平成5年3月31日までの譲 渡に係る分は5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換） の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円 以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円 を超える場合 162万円と課税長期譲渡所得金額か ら6,000万円を控除した金額の3.4%に 相当する金額との合計額

3 平成4年度欄及び平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7	8
基礎控除		33万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である 特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円	
税 率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 3,000円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円 (3)その他の市町村 年額 2,000円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,800円 (2) 年額 3,200円 (3) 年額 2,600円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円 以下である場合 5.5% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円 を超える場合 220万円と課税長期譲渡所得金額か ら4,000万円を控除した金額の6%に 相当する金額との合計額

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。
 4 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

9	10
<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3%</p> <p>200万円を超える金額 8%</p> <p>700万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成15年度)</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 12%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額</p> <p>③ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>	<p>均等割</p> <p>制限税率の廃止</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 制限税率の廃止</p>

5 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

6 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

7 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。

8 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	11	12
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円	
扶養控除	同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円	特定扶養親族 1人 45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 68万円
税 率	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 4%

- (注) 1 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 2 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

14	15	16
<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 16 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 16 年度） 4%</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日 までの取引に係る分） 4%</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成 16 年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 3.4%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 4,000 万円を控除した金額の 4%に 相当する金額との合計額</p>	<p>均等割 標準税率 年額 3,000 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （平成 15 年 1 月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4%</p> <p>(ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 （平成 15～17 年） 2%</p> <p>※ (イ)について、税率 2%の特例を創設 （～平成 20 年度） (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>

3 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。

4 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

5 平成 15 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

6 平成 16 年度欄において、均等割については平成 16 年度改正、(1)(※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	17	19
基礎控除		
配偶者控除	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除		
税 率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 21 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4%</p> <p>ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.7%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除 した金額の 3.4%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3.4%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （～平成 20 年度） 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用）</p>

- (注) 1 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 2 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。

21	22
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成 21 年度) 1.8%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した 金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p>

3 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

4 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	24	25	26
基礎控除			
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養控除	扶養親族のうち年齢16歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税率	所得割 退職所得に係る10%税額控除の廃止 (平成25年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.8% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.8%	均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額 3,500円 〔本則税率 年額3,000円に〕 〔年額500円を加算した額〕 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成29年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成29年3月31日までの譲渡)

- (注) 1 平成24年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成22年度改正によるもの、その他の記載については、平成23年度改正(平成23年12月)によるものである。
- 2 平成25年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。
- 3 平成26年度欄において、均等割については、平成23年度改正(平成23年12月)によるもの、その他の記載については、平成26年度改正によるものである。

27	29
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～令和2年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～令和2年3月31日までの譲渡)</p>

4 平成27年度欄については、平成23年度改正によるものである。

5 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	30	令和元年度
基礎控除		
配偶者控除		<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて3段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>[控除対象配偶者 33、22、11 万円] [老人控除対象配偶者 38、26、13 万円]</p>
扶養控除		
税 率	<p>所得割(指定都市の場合)</p> <p>(1) 一律 8%</p> <p>(ただし、分離課税に係る退職所得については6%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 4%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000 万円を超える場合 192 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 7.2%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 4%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 4%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 4%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9.6%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ただし、令和2年3月31 日までの譲渡については特例不適用)</p>	

- (注) 1 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。
2 令和元年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

2	3
	<p style="text-align: center;">43万円</p> <p>基礎控除の額について、合計所得金額に応じて3段階で通減、2,500万円超の場合には消失</p> <p style="text-align: center;">〔基礎控除の額 43、29、15万円〕</p>
	<p>同一生計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p> <p>配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。</p>
	<p>扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p>
<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和5年度）</p> <p>(i) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4%（指定都市の存する区域の場合、3.2%）</p> <p>(ii) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合</p> <p>48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、64万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額）</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>特例不適用（～令和5年3月31日までの譲渡）</p>	

(注) 3 令和2年度欄については、令和2年度改正によるものである。
4 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率
	人口 50 万以上の市 2,400 円 (4,000 円)	15.0% 制限税率	12.5% 制限税率	7.5% 制限税率	8.1% 制限税率	8.4% 制限税率	8.9% 制限税率
	人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円)	16.0%	15.0%	9.0%	9.7%	10.1%	10.7%
	上記以外の市並びに町村 1,200 円 (2,000 円)			※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する事 業年度から適用	※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%		

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)
	(1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円)
	(2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人 超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超 の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円)
	(3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人 及び資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村 内に 有する事務所等の従業者の数の合計 数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、 市町村内に 有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人以下の法人及び資本等 の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつ て、かつ、市町村内に 有する事務所等の 従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、 市町村内に 有する事務所等の従業者の数の 合計数が 50 人以下の法人及び資本等 の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつ て、かつ、市町村内に 有する事務所等の 従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 160,000 円 (270,000 円)

42	45	49	51	52
<p>均等割 標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 4,000円(7,000円)</p> <p>(2) 上記法人以外の法人等 年額 2,400円(4,000円)</p>	<p>法人税割 標準税率 9.1%</p>	<p>法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%</p>	<p>均等割 標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000円(40,000円)</p> <p>(2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円(20,000円)</p> <p>(3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円(12,000円)</p>	<p>均等割 標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円(134,000円)</p> <p>(2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円(40,000円)</p> <p>(3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円(13,000円)</p>

59	平成6年度	14	18
<p>均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍)</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円</p>	<p>均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍)</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円</p>	<p>均等割 資本金等の額… 資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額</p> <p>法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等</p>	<p>均等割 資本金等の額… 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額</p> <p>法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等</p>

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20	26	27	令和元年度
税 率	<p>均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p>	<p>法人税割 標準税率 9.7% 制限税率 12.1% ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	<p>均等割 資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額</p>	<p>法人税割 標準税率 6% 制限税率 8.4% ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>

令和4年度

均等割

資本金等の額

法人税法に規定する資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額（連結個別資本金等の額を削除）

法人税割

課税標準を法人税額とする（個別帰属法人税額を削除）

※上記は国税における連結納税制度の見直しに伴う改正

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和 39 年度～ 昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 m ² 以下の住宅用地（200 m ² を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 m ² までの住宅用地）について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課税する市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地(生産緑地地区内の農地等)と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分のまでの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>

年度 項目	平成 24 年度	27
税 率		
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

18	21
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。 ・ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額（前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額）に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

30	令和2年度
<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち特定生産緑地の指定がされたもの（指定の期限の延長がされなかったものを除く。）に係る固定資産税について、現行制度と同様の措置が講ぜられた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち申出基準日までに特定生産緑地の指定がされなかったもの等に係る固定資産税について、宅地並み評価とした上で、一定の激変緩和措置の対象とされた。 	<p>(1) 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとされた。 <p>(2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとされた。（令和3年度分以後の固定資産税について適用）

(固定資産税つづき)

年度 項目	令和3年度	4
税 率		
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・ 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・ 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・ 令和3年度限りの措置として、宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとされた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・ 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・ 令和3年度限りの措置として、農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとされた。 	<p>令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。）とすることとされた。</p>

3. 軽自動車税

①環境性能割（令和元年10月1日～）

年度 項目	令和元年度			
税率等	軽自動車税環境性能割の導入 令和元年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して、環境性能に応じて課税。 （平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、 消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年10月1日に変更された。）			
	令和元年10月1日以後取得分 〔乗用車〕			
	区分		税率	
			自家用	営業用
	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2020年度燃費基準+10%達成	100分の1	100分の0.5
		2020年度燃費基準達成		
		2015年度燃費基準+10%達成	100分の2	100分の1
	上記以外の車		100分の2	100分の2
	（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★） 又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。			
※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。				

年度 項目	令和5年度（改正案による）			
税率等	令和6年1月1日以後取得分 〔乗用車〕			
	区分		税率	
			自家用	営業用
	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2030年度燃費基準80%達成	100分の1	100分の0.5
		2030年度燃費基準70%達成		
		2030年度燃費基準60%達成	100分の2	100分の1
	上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車		100分の2	100分の2
	（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★） 又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。			
	※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。			

令和3年4月1日以後取得分
〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2030年度燃費基準75%達成 （2020年度燃費基準達成車に限る）		
	2030年度燃費基準60%達成 （2020年度燃費基準達成車に限る）	100分の1	100分の0.5
	2030年度燃費基準55%達成	100分の2	100分の1
上記以外の車	100分の2		

（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）
又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

7（改正案による）

令和7年4月1日以後取得分
〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2030年度燃費基準80%達成		
	2030年度燃費基準75%達成	100分の1	100分の0.5
	2030年度燃費基準70%達成	100分の2	100分の1
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車	100分の2		

（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）
又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

- （注） 1 令和元年度欄において、軽自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成28年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。
- 2 令和3年度欄については、令和3年度改正によるものである。
- 3 令和5年度欄・令和7年度欄については、令和5年度改正案によるものである。

② 種別割（令和元年10月1日～）（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税（令和元年9月30日まで））

年度 項目	昭和25年度	29	30	33	36	40
税率等	自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円	原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 500円 50cc以下 500円 50cc～90cc 800円 90cc超 1,000円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円	軽自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。） 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗用 3,000円 貨物用 2,500円	四輪以上のもの 乗用 4,500円

年度 項目	平成18年度	27	28	令和元年度
税率等	制限税率が引き上げられた。 （標準税率の1.5倍）	標準税率 平成27年4月1日以後に新規取得される新車の四輪車等に適用される税率 三輪のもの 年額 3,900円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 2,000円 50cc～90cc 年額 2,000円 90cc超 年額 2,400円 ミニカー 年額 3,700円 (2) 二輪の軽自動車 （側車付のものを含む。） 年額 3,600円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円	軽自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年10月1日以後、従来の軽自動車税を軽自動車税種別割に名称変更。

- (注) 1 平成27年度欄については、平成26年度改正によるものである。
 2 平成28年度欄については、平成27年度改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成28年度改正によるものである。

51	54	59	60
<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 650 円 50cc～90cc 年額 1,000 円 90cc 超 年額 1,300 円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,000 円 三輪のもの 年額 2,600 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200 円 自家用 年額 5,900 円 貨物用 営業用 年額 2,900 円 自家用 年額 3,300 円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,300 円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.2 倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 700 円 50cc～90cc 年額 1,100 円 90cc 超 年額 1,450 円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,200 円 三輪のもの 年額 2,850 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200 円 自家用 年額 6,500 円 貨物用 営業用 年額 2,900 円 自家用 年額 3,650 円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650 円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 1,000 円 50cc～90cc 年額 1,200 円 90cc 超 年額 1,600 円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400 円 三輪のもの 年額 3,100 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500 円 自家用 年額 7,200 円 貨物用 営業用 年額 3,000 円 自家用 年額 4,000 円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000 円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc 以下 ((ニ)に掲げるものを除く。) 年額 1,000 円 (ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200 円 (ハ) 二輪のもので、90cc 超 年額 1,600 円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc 超 (ミニカー) 年額 2,500 円</p>

税率の特例

年度 項目	平成 28 年度	29	30
税率等	平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、グリーン化特例（軽課）を導入（軽減は平成 28 年度分の軽自動車税）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 1 年延長（平成 28 年度に新規取得した軽四輪等に対して、平成 29 年度分の軽自動車税を軽減）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長（平成 29 年度・30 年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税を軽減）
	電気軽自動車 } 標準税率 天然ガス軽自動車 } より概ね 75%軽減		電気軽自動車 } 標準税率 天然ガス軽自動車 } より概ね 75%軽減
	★★★★かつ 2020 年度燃費基準+20%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成） } 標準税率 より概ね 50%軽減		★★★★かつ 2020 年度燃費基準+30%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成） } 標準税率 より概ね 50%軽減
	★★★★かつ 2020 年度燃費基準達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成） } 標準税率 より概ね 25%軽減		★★★★かつ 2020 年度燃費基準+10%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成） } 標準税率 より概ね 25%軽減
軽四輪等に対する経年車重課の導入			※ 令和元年度・2 年度新車新規登録分は平成 30 年度新車新規登録分と同様の措置
	最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪等 } 標準税率 より概ね 20%重課		

- (注)
- 1 経年車重課の導入については、平成 26 年度改正によるものである。
 - 2 グリーン化特例（軽課）の導入については、平成 27 年度改正によるものである。
 - 3 平成 28 年度欄において、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車、平成 30 年度欄については、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車。
 - 4 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

令和4年度	8 (改正案による)
<p>令和3年度・4年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税種別割を軽減。</p> <p>電気軽自動車 } 標準税率より 天然ガス軽自動車 } 概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ2030年度 } 標準税率より 燃費基準90%達成 } 概ね50%軽減 (営業用乗用車)</p> <p>★★★★かつ2030年度 } 標準税率より 燃費基準70%達成 } 概ね25%軽減 (営業用乗用車)</p> <p>※ 令和5年度・6年度の新規取得分は令和4年度の新規取得分と同様の措置</p>	<p>令和7年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税種別割を軽減。</p> <p>電気軽自動車 } 標準税率より 天然ガス軽自動車 } 概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ2030年度 } 標準税率より 燃費基準90%達成 } 概ね50%軽減 (営業用乗用車)</p>

- (注) 5 令和4年度欄について、自家用乗用車の電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に係る軽減措置は、令和元年度改正によるもの、それ以外は、令和3年度改正によるものである。
- 6 令和4年度・令和8年度欄については、★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車。
- 7 令和8年度欄については、令和5年度改正案によるものである。

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38	39	42	60
税 率 等		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円

年度 項目	平成9年度	11	15	18
税 率 等	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

年度 項目	平成30年度	令和元年度	2	3
税 率 等	平成30年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円 ----- 平成30年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円	令和元年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき5,692円	令和2年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,122円	令和3年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,552円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
 2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
 3 平成30年度欄（下段）については、平成30年度改正によるものである。
 4 令和元年度欄については、平成30年度改正によるものである。
 5 令和2年度欄については、平成30年度改正によるものである。
 6 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から令和4年10月1日までに段階的に移行することとされた。

※軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年度改正）について

軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、令和2年度改正において、当該軽量な葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方法に、令和2年10月1日から令和3年10月1日までに段階的に移行することとされた。

61	62	63	平成元年度
税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき 350円 [ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算。]	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円

22	25	28	29
平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円	平成28年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円	平成29年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が 創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4%	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2%	電気税 免税点 2,400円 (6月以降)
	ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	ガス税 税率 3%	ガス税 税率 2% (昭和52年1月以降)	ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすることが できることとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800 円	免税点 電気 月 500 円 ガス 月 1,000 円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600 円 ガス 月 1,200 円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700 円 ガス 月 1,400 円	免税点 電気 月 800 円 ガス 月 1,600 円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000 円 ガス 月 2,000 円

53	54	55	57	平成元年度
		電気税 免税点 3,600 円 (5 月以降)		電気税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止
ガス税 免税点 6,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 7,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 10,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 12,000 円 (6 月以降)	ガス税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和 25 年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1 人 1 日 10 円	税率 1 人 1 日 20 円	目的税と された。	税率 1 人 1 日 40 円	税率 1 人 1 日 100 円	税率 1 人 1 日 150 円 (53 年 1 月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45	47	48
税 率 等		都市計画税が創設された。 税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和47年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 63 年度	平成 3 年度	4	6
税 率 等	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)	(1) 小規模住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。 (4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注 2)

年度 項目	平成 13 年度	15	16	17
税 率 等	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
2 平成 6 年度欄（(3)の（ ）内を除く）については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

51	53	54	57	60
昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3% に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

7	8	9	10
地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (3) 農地（特例市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。

18	21	24	27	30	令和 3 年度
固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

年度 項目	令和4年度
税 率 等	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37	38
標準課税 総額等		国民健康保険税 が創設された。	課税限度額が 1万5千円から 3万円に引き上 げられた。	課税限度額が 5万円に引き上 げられた。	標準課税総額が療養給付 費の見込額から一部負担 金の総額の見込額を控除 した額の90%とされた。	標準課税総額が 80%とされた。	標準課税総額が 75%とされた。 低所得世帯の国 民健康保険税を 減額することと された。

年度 項目	昭和 57 年度	58	59	60
標準課税 総額等	課税限度額が 27万円に引き 上げられた。	課税限度額が28万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の 総額の見込額から療養の給付についての一部負 担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要す る費用の額から当該費用に係る国の負担金の見 込額を控除した額	課税限度額が 35万円に引き 上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療 養費及び療養費の支給に要する費用の総額 の見込額から療養の給付についての一部負担金 の総額の見込額を控除した額の75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要 する費用の額から当該費用に係る国の負担金 の見込額を控除した額

年度 項目	平成 7 年度	9	12	15	18	19	20
標準課税 総額等	課税限度額が 52万円に引き 上げられた。	課税限度額が 53万円に引き 上げられた。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額及び介 護納付金課税額の合算 額とされ、課税限度額 がそれぞれ53万円、7 万円とされた。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が8万円に 引き上げられ た。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が9万円に 引き上げられ た。	基礎課税額に 係る課税限度 額が56万円に 引き上げられ た。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額、後期 高齢者支援金等課税額 及び介護納付金課税額 の合算額とされ、基礎 課税額に係る課税限度 額が47万円、後期高 齢者支援金等課税額に 係る課税限度額が12 万円とされた。

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第77号による改正に係るものである。
2 平成12年度欄の前段の改正については、平成9年法律第124号による改正に係るものである。
3 平成20年度欄の前段の改正については、平成18年法律第83号による改正に係るものである。

43	46	49	51	52	53	54	55	56
標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。	課税限度額が24万円に引き上げられた。	課税限度額が26万円に引き上げられた。

61	62	63	平成元年度	3	4	5	6
課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。	課税限度額が46万円に引き上げられた。	課税限度額が50万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

21	22	23	26	27	28
介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が51万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が12万円に引き上げられた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が52万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が17万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が54万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が19万円に引き上げられた。

年度 項目	平成 30 年度
標準課税総額等	<p>基礎課税額に係る課税限度額が 58 万円に引き上げられた。</p> <p>標準基礎課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 国民健康保険法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 保険事業に要する費用の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額 <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第七十四条の規定による補助金の額 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 国民健康保険法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 <p>標準後期高齢者支援金等課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</p> <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 <p>標準介護納付金課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</p> <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

年度 項目	令和元年度	2	4	5 (改正案による)
標準課税総額等	基礎課税額に係る課税限度額が 61 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 63 万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が 17 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 65 万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 20 万円に引き上げられた。 未就学児に係る国民健康保険税を減額することとされた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 22 万円に引き上げられた。

(注) 1 平成 30 年度欄については、平成 29 年法律第 2 号による改正に係るものである。
2 令和 5 年度欄については、令和 5 年度改正案によるものである。

10. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	37	44	48
税 率 等	<p>鉱 産 税 税率 1%</p> <p>水利地益税 共同施設税 広 告 税 税率 10%</p> <p>10～50 円</p> <p>接 客 人 税 1 人 月 額 100 円</p>	<p>広告税及び接客人税は 廃止された。</p>	<p>鉱産税 軽減税率の創設 月 200 万円以下 0.7%</p>	<p>宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。</p>	<p>特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4%</p> <p>取得分 3%</p>

年度 項目	昭和 60 年度	61	63	平成 2 年度
税 率 等	<p>特別土地保有税 (1) 昭和 44 年 1 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの間に取得 された市街化区域内の土地を 除き、保有期間 10 年を超える 土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、昭和 63 年 3 月 31 日まで 3 年間に限り延長された。</p>	<p>事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 600 円</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 2 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長されるととも に、昭和 63 年 4 月 1 日以後に 取得される土地について免税 点が 330 ㎡（特別区及び指定 都市の区の区域にあっては 200 ㎡）に引き下げられた。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 4 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長された。</p>

年度 項目	平成 4 年度	5	6	9
税 率 等	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 5 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 6 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例の対象となる 土地の取得期限が、平成 5 年 12 月 31 日とされた。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、 恒久的な建物、構築物等の用に供 する土地その他の施設用地に係る 免除制度の対象から、青空駐車 場、資材置場等の用に供する土地 を時限的に除外する措置につい ては、当該市の条例によりこれを適 用しないこととすることができる こととされた。</p>

50	55	57
<p>事業所税が創設された。</p> <p>税率</p> <p> 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積1平方メートルにつき 5,000円</p> <p> 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき300円</p> <p> 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25</p>	<p>事業所税税率</p> <p> 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積1平方メートルにつき 6,000円</p> <p> 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき500円</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和57年4月1日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあつては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあつた年の翌年以降2年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課すこととされた。</p>

3
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 三大都市圏の特定市において、昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあつては2,000平方メートルを1,000平方メートルに、その他の市の区域にあつては5,000平方メートルを1,000平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。</p> <p>また、市街化区域内において、昭和57年4月1日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。</p> <p>(2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。</p> <p>① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の1,000平方メートル以上の一団の土地とする。</p> <p>② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。</p> <p>③ 税率1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。</p>

10	11
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き下げる特例措置を廃止することとされた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。</p> <p>(4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国の変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。</p> <p>(5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。</p> <p>(2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。</p> <p>(3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を2年間に限り講ずることとされた。</p> <p>(4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行5年以内）について、やむを得ない場合には、1回に限り、5年以内で延長を認めることができることとされた。</p>

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成 13 年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を 2 年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1 回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2 年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成 13 年 4 月 1 日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税 平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税 新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。</p>

18 都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（令和3年度）

都道府県	歳入総額		税収入			地方譲与税		地方交付税	
	金額 A (百万円)	金額 B (百万円)	B/A (%)	金額 C (百万円)	C/A (%)	金額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	3,112,931	735,324	23.6	97,921	3.1	684,068	22.0		
青森県	814,946	182,116	22.3	23,270	2.9	238,788	29.3		
岩手県	975,881	168,550	17.3	23,656	2.4	240,823	24.7		
宮城県	1,256,617	340,191	27.1	39,590	3.2	174,005	13.8		
秋田県	681,772	127,569	18.7	18,781	2.8	215,297	31.6		
山形県	724,674	145,634	20.1	20,573	2.8	198,591	27.4		
福島県	1,458,027	297,955	20.4	34,457	2.4	237,603	16.3		
茨城県	1,385,173	451,938	32.6	50,284	3.6	218,744	15.8		
栃木県	1,055,481	308,551	29.2	34,416	3.3	155,557	14.7		
群馬県	1,024,580	303,029	29.6	34,158	3.3	159,098	15.5		
埼玉県	2,547,697	987,711	38.8	120,612	4.7	293,035	11.5		
千葉県	2,568,713	907,978	35.3	103,614	4.0	254,399	9.9		
東京都	10,138,990	5,871,544	57.9	53,343	0.5	-	-		
神奈川県	3,010,397	1,253,971	41.7	148,747	4.9	203,346	6.8		
新潟県	1,250,263	310,138	24.8	40,436	3.2	275,996	22.1		
富山県	645,178	165,445	25.6	18,972	2.9	154,256	23.9		
石川県	673,572	178,427	26.5	20,450	3.0	146,561	21.8		
福井県	572,715	140,559	24.5	14,178	2.5	146,794	25.6		
山梨県	600,046	124,825	20.8	14,689	2.4	155,668	25.9		
長野県	1,196,501	305,228	25.5	37,192	3.1	234,183	19.6		
岐阜県	1,008,873	297,294	29.5	35,666	3.5	207,631	20.6		
静岡県	1,421,363	566,737	39.9	61,492	4.3	208,160	14.6		
愛知県	3,171,138	1,289,467	40.7	125,167	3.9	177,367	5.6		
三重県	893,809	287,257	32.1	31,673	3.5	169,581	19.0		
滋賀県	738,556	213,839	29.0	24,525	3.3	144,481	19.6		
京都府	1,313,044	364,011	27.7	43,322	3.3	210,005	16.0		
大阪府	4,686,947	1,395,997	29.8	144,920	3.1	380,417	8.1		
兵庫県	3,214,216	782,935	24.4	92,392	2.9	375,279	11.7		
奈良県	628,129	164,968	26.3	23,265	3.7	182,458	29.0		
和歌山県	673,365	120,597	17.9	17,295	2.6	195,674	29.1		
鳥取県	404,095	72,622	18.0	10,810	2.7	152,343	37.7		
島根県	588,612	89,136	15.1	13,467	2.3	199,778	33.9		
岡山県	876,366	267,305	30.5	33,332	3.8	191,504	21.9		
広島県	1,289,860	398,565	30.9	48,536	3.8	214,837	16.7		
山口県	773,937	196,185	25.3	24,913	3.2	197,850	25.6		
徳島県	586,601	101,784	17.4	13,659	2.3	168,633	28.7		
香川県	519,685	145,128	27.9	16,972	3.3	133,640	25.7		
愛媛県	761,665	187,590	24.6	24,652	3.2	195,354	25.6		
高知県	543,650	89,764	16.5	13,714	2.5	191,493	35.2		
福岡県	2,528,210	704,336	27.9	85,910	3.4	332,188	13.1		
佐賀県	609,125	113,716	18.7	14,686	2.4	164,226	27.0		
長崎県	835,006	161,410	19.3	23,543	2.8	243,859	29.2		
熊本県	1,046,903	217,603	20.8	31,049	3.0	244,278	23.3		
大分県	763,247	150,953	19.8	21,066	2.8	196,280	25.7		
宮崎県	714,385	139,601	19.5	19,997	2.8	204,952	28.7		
鹿児島県	990,386	202,712	20.5	29,507	3.0	301,252	30.4		
沖縄県	1,049,009	175,688	16.7	24,039	2.3	240,063	22.9		
合計	68,324,335	22,203,878	32.5	1,998,906	2.9	10,210,393	14.9		

- (注) 1 人口は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
 3 この調は決算額による。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
 4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総 額	人 口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
713,088	22.9	349,338	11.2	533,193	17.1	46	41	1,148,297	51	北海道
171,840	21.1	72,737	8.9	126,195	15.5	12	10	339,592	15	青森県
193,866	19.9	83,221	8.5	265,765	27.2	14	10	346,273	15	岩手県
286,595	22.8	109,401	8.7	306,836	24.4	18	18	373,028	17	宮城県
126,447	18.5	96,381	14.1	97,298	14.3	10	8	294,126	13	秋田県
122,987	17.0	79,570	11.0	157,320	21.7	11	8	290,200	13	山形県
373,471	25.6	144,251	9.9	370,290	25.4	21	15	407,600	18	福島県
297,180	21.5	152,244	11.0	214,784	15.5	20	23	516,121	23	茨城県
201,694	19.1	119,697	11.3	235,565	22.3	15	15	355,801	16	栃木県
222,653	21.7	99,232	9.7	206,411	20.1	15	15	354,565	16	群馬県
708,573	27.8	268,227	10.5	169,540	6.7	37	59	944,198	42	埼玉県
639,945	24.9	248,190	9.7	414,587	16.1	38	50	836,641	37	千葉県
2,514,578	24.8	248,476	2.5	1,451,049	14.3	148	110	2,108,332	94	東京都
755,808	25.1	290,418	9.6	358,107	11.9	44	73	964,437	43	神奈川県
231,096	18.5	138,220	11.1	254,378	20.3	18	17	463,615	21	新潟県
111,771	17.3	72,971	11.3	121,763	18.9	9	8	258,198	12	富山県
144,129	21.4	85,826	12.7	98,178	14.6	10	9	258,883	12	石川県
109,790	19.2	80,764	14.1	80,631	14.1	8	6	225,444	10	福井県
107,449	17.9	63,908	10.7	133,507	22.2	9	6	232,343	10	山梨県
248,228	20.7	148,650	12.4	223,021	18.6	18	16	425,593	19	長野県
221,804	22.0	142,489	14.1	103,989	10.3	15	16	398,338	18	岐阜県
289,478	20.4	197,499	13.9	97,997	6.9	21	29	548,360	25	静岡県
760,715	24.0	426,706	13.5	391,716	12.4	46	60	987,126	44	愛知県
179,607	20.1	139,694	15.6	85,995	9.6	13	14	355,440	16	三重県
169,558	23.0	84,957	11.5	101,197	13.7	11	11	278,884	12	滋賀県
359,350	27.4	117,478	8.9	218,878	16.7	19	20	417,907	19	京都府
1,378,532	29.4	384,799	8.2	1,002,281	21.4	69	70	1,186,063	53	大阪府
695,219	21.6	311,882	9.7	956,509	29.8	47	44	855,590	38	兵庫県
145,608	23.2	65,354	10.4	46,476	7.4	9	11	288,736	13	奈良県
146,020	21.7	90,860	13.5	102,918	15.3	10	7	270,564	12	和歌山県
84,642	20.9	46,722	11.6	36,955	9.1	6	4	197,213	9	鳥取県
115,156	19.6	65,351	11.1	105,723	18.0	9	5	255,364	11	島根県
189,266	21.6	90,769	10.4	104,191	11.9	13	15	349,603	16	岡山県
309,327	24.0	139,398	10.8	179,197	13.9	19	22	455,319	20	広島県
152,785	19.7	59,308	7.7	142,897	18.5	11	11	320,062	14	山口県
116,797	19.9	60,806	10.4	124,921	21.3	9	6	231,373	10	徳島県
98,561	19.0	46,601	9.0	78,784	15.2	8	8	224,391	10	香川県
141,912	18.6	76,601	10.1	135,556	17.8	11	11	309,435	14	愛媛県
129,813	23.9	80,616	14.8	38,251	7.0	8	6	246,374	11	高知県
627,331	24.8	312,874	12.4	465,571	18.4	37	41	755,221	34	福岡県
115,028	18.9	81,373	13.4	120,097	19.7	9	6	233,439	10	佐賀県
209,903	25.1	101,273	12.1	95,017	11.4	12	10	345,340	15	長崎県
263,560	25.2	122,690	11.7	167,723	16.0	15	14	368,546	16	熊本県
176,001	23.1	89,990	11.8	128,957	16.9	11	9	289,757	13	大分県
154,153	21.6	85,723	12.0	109,960	15.4	10	9	292,942	13	宮崎県
249,239	25.2	105,508	10.7	102,168	10.3	14	13	427,259	19	鹿児島県
415,082	39.6	63,357	6.0	130,780	12.5	15	12	347,843	16	沖縄県
16,175,634	23.7	6,542,400	9.6	11,193,124	16.4	1,000	1,000	22,379,777	1,000	合 計

19 道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（令和3年度）

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	735,324	759,403	1,494,727
青	森	県	182,116	151,058	333,173
岩	手	県	168,550	153,226	321,776
宮	城	県	340,191	372,006	712,196
秋	田	県	127,569	112,572	240,141
山	形	県	145,634	134,890	280,524
福	島	県	297,955	268,797	566,752
茨	城	県	451,938	441,482	893,419
栃	木	県	308,551	311,474	620,024
群	馬	県	303,029	303,968	606,997
埼	玉	県	987,711	1,174,673	2,162,384
千	葉	県	907,978	1,044,715	1,952,693
東	京	都	3,554,487	4,209,137	7,763,625
神	奈	川	1,253,971	1,869,811	3,123,782
新	潟	県	310,138	329,158	639,296
富	山	県	165,445	168,816	334,262
石	川	県	178,427	177,976	356,403
福	井	県	140,559	129,603	270,162
山	梨	県	124,825	120,377	245,202
長	野	県	305,228	294,907	600,135
岐	阜	県	297,294	295,528	592,822
静	岡	県	566,737	648,778	1,215,515
愛	知	県	1,289,467	1,513,050	2,802,517
三	重	県	287,257	288,228	575,485
滋	賀	県	213,839	221,559	435,398
京	都	府	364,011	457,747	821,758
大	阪	府	1,395,997	1,689,449	3,085,447
兵	庫	県	782,935	939,080	1,722,015
奈	良	県	164,968	170,770	335,738
和	歌	山	120,597	126,402	246,999
鳥	取	県	72,622	66,672	139,295
島	根	県	89,136	86,312	175,448
岡	山	県	267,305	305,098	572,403
広	島	県	398,565	482,271	880,836
山	口	県	196,185	194,466	390,651
徳	島	県	101,784	100,293	202,077
香	川	県	145,128	134,577	279,705
愛	媛	県	187,590	183,149	370,738
高	知	県	89,764	84,236	173,999
福	岡	県	704,336	828,111	1,532,447
佐	賀	県	113,716	104,099	217,815
長	崎	県	161,410	158,824	320,234
熊	本	県	217,603	236,456	454,059
大	分	県	150,953	155,584	306,537
宮	崎	県	139,601	134,610	274,211
鹿	児	島	202,712	203,829	406,541
沖	縄	県	175,688	184,887	360,575
合		計	19,886,822	22,522,117	42,408,938

- (注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和4年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除して市町村税とした。
3 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
4 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ

人口 1 人 当 た り の 税 額						都 道 府 県		
道 府 県 税		市 町 村 税		地 方 税				
税 額 (円)	指 数	税 額 (円)	指 数	税 額 (円)	指 数			
141,853	89.8	146,499	81.9	288,352	85.6	北 海 道		
146,504	92.8	121,519	67.9	268,022	79.6	青 森 県		
139,704	88.5	127,002	71.0	266,706	79.2	岩 手 県		
149,972	95.0	163,998	91.7	313,970	93.2	宮 城 県		
133,323	84.4	117,650	65.8	250,974	74.5	秋 田 県		
137,822	87.3	127,655	71.4	265,476	78.8	山 形 県		
161,822	102.5	145,987	81.6	307,809	91.4	福 島 県		
156,359	99.0	152,742	85.4	309,101	91.8	茨 城 県		
158,843	100.6	160,347	89.7	319,190	94.8	栃 木 県		
155,906	98.7	156,389	87.4	312,295	92.7	群 馬 県		
133,730	84.7	159,044	88.9	292,774	86.9	埼 玉 県		
143,875	91.1	165,542	92.6	309,417	91.9	千 葉 県		
257,666	163.2	305,122	170.6	562,788	167.1	東 京 都		
136,076	86.2	202,905	113.5	338,981	100.7	神 奈 川 県		
141,715	89.7	150,405	84.1	292,120	86.7	新 潟 県		
159,493	101.0	162,743	91.0	322,236	95.7	富 山 県		
158,672	100.5	158,271	88.5	316,944	94.1	石 川 県		
183,124	116.0	168,850	94.4	351,974	104.5	福 井 県		
152,908	96.8	147,460	82.4	300,368	89.2	山 梨 県		
148,387	94.0	143,369	80.2	291,757	86.6	長 野 県		
148,894	94.3	148,010	82.8	296,904	88.2	岐 阜 県		
154,915	98.1	177,341	99.2	332,255	98.7	静 岡 県		
171,278	108.5	200,976	112.4	372,253	110.5	愛 知 県		
160,931	101.9	161,475	90.3	322,407	95.7	三 重 県		
151,099	95.7	156,554	87.5	307,654	91.4	滋 賀 県		
144,938	91.8	182,261	101.9	327,199	97.2	京 都 府		
158,622	100.4	191,966	107.3	350,589	104.1	大 阪 府		
142,647	90.3	171,096	95.7	313,744	93.2	兵 庫 県		
123,537	78.2	127,882	71.5	251,418	74.7	奈 良 県		
128,969	81.7	135,177	75.6	264,146	78.4	和 歌 山 県		
131,609	83.3	120,825	67.6	252,434	75.0	鳥 取 県		
133,771	84.7	129,533	72.4	263,304	78.2	島 根 県		
142,238	90.1	162,349	90.8	304,586	90.4	岡 山 県		
142,922	90.5	172,939	96.7	315,861	93.8	広 島 県		
146,357	92.7	145,074	81.1	291,431	86.5	山 口 県		
140,058	88.7	138,006	77.2	278,064	82.6	徳 島 県		
150,409	95.2	139,475	78.0	289,884	86.1	香 川 県		
139,832	88.5	136,521	76.3	276,353	82.1	愛 媛 県		
129,460	82.0	121,488	67.9	250,948	74.5	高 知 県		
137,875	87.3	162,104	90.6	299,979	89.1	福 岡 県		
140,011	88.7	128,170	71.7	268,181	79.6	佐 賀 県		
122,275	77.4	120,316	67.3	242,591	72.0	長 崎 県		
124,522	78.9	135,310	75.7	259,832	77.2	熊 本 県		
133,453	84.5	137,546	76.9	270,998	80.5	大 分 県		
129,462	82.0	124,834	69.8	254,296	75.5	宮 崎 県		
126,268	80.0	126,963	71.0	253,230	75.2	鹿 児 島 県		
118,255	74.9	124,447	69.6	242,702	72.1	沖 縄 県		
157,922	100.0	178,849	100.0	336,772	100.0	合 計		

フ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

20 道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）（令和3年度）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	144,456	27,868	69.4	13,011	2,510	61.8	157,467	30,377	68.7
青森県	35,355	28,441	70.9	2,729	2,195	54.0	38,083	30,636	69.3
岩手県	37,514	31,094	77.5	3,460	2,868	70.6	40,974	33,962	76.8
宮城県	64,041	28,232	70.3	8,930	3,937	96.9	72,970	32,169	72.8
秋田県	27,014	28,233	70.3	2,378	2,486	61.2	29,392	30,718	69.5
山形県	33,354	31,565	78.6	2,793	2,643	65.1	36,146	34,208	77.4
福島県	63,461	34,466	85.9	5,830	3,167	77.9	69,291	37,633	85.1
茨城県	115,845	40,080	99.9	8,382	2,900	71.4	124,227	42,979	97.2
栃木県	77,132	39,708	98.9	6,159	3,171	78.0	83,291	42,878	97.0
群馬県	74,616	38,389	95.6	6,601	3,396	83.6	81,217	41,786	94.5
埼玉県	303,472	41,088	102.4	16,706	2,262	55.7	320,179	43,350	98.1
千葉県	278,968	44,204	110.1	14,626	2,318	57.1	293,594	46,522	105.3
東京都	1,028,709	74,571	185.8	166,195	12,048	296.5	1,194,904	86,619	196.0
神奈川県	357,809	38,828	96.7	23,426	2,542	62.6	381,235	41,370	93.6
新潟県	60,605	27,693	69.0	5,876	2,685	66.1	66,480	30,378	68.7
富山県	41,145	39,665	98.8	3,568	3,440	84.7	44,713	43,104	97.5
石川県	44,558	39,624	98.7	3,711	3,300	81.2	48,269	42,924	97.1
福井県	31,614	41,188	102.6	2,807	3,657	90.0	34,421	44,845	101.5
山梨県	30,724	37,636	93.8	2,834	3,471	85.4	33,557	41,107	93.0
長野県	75,301	36,608	91.2	6,240	3,034	74.7	81,542	39,642	89.7
岐阜県	77,606	38,868	96.8	5,778	2,894	71.2	83,384	41,761	94.5
静岡県	126,160	34,485	85.9	8,609	2,353	57.9	134,770	36,839	83.3
愛知県	322,786	42,875	106.8	29,781	3,956	97.4	352,568	46,831	106.0
三重県	73,616	41,242	102.8	5,505	3,084	75.9	79,122	44,327	100.3
滋賀県	57,753	40,809	101.7	4,432	3,132	77.1	62,186	43,940	99.4
京都府	80,006	31,856	79.4	10,859	4,324	106.4	90,865	36,180	81.9
大阪府	315,904	35,895	89.4	48,728	5,537	136.3	364,632	41,432	93.7
兵庫県	218,640	39,835	99.3	13,979	2,547	62.7	232,619	42,382	95.9
奈良県	56,097	42,008	104.7	2,468	1,848	45.5	58,565	43,857	99.2
和歌山県	32,090	34,318	85.5	2,278	2,436	60.0	34,368	36,754	83.2
鳥取県	17,338	31,420	78.3	1,419	2,572	63.3	18,757	33,992	76.9
島根県	21,489	32,250	80.4	1,846	2,770	68.2	23,335	35,020	79.2
岡山県	56,695	30,168	75.2	5,822	3,098	76.2	62,517	33,266	75.3
広島県	89,731	32,177	80.2	8,963	3,214	79.1	98,694	35,391	80.1
山口県	48,108	35,889	89.4	3,810	2,843	70.0	51,918	38,732	87.6
徳島県	25,828	35,540	88.6	2,381	3,277	80.7	28,209	38,817	87.8
香川県	36,280	37,601	93.7	3,528	3,657	90.0	39,808	41,257	93.3
愛媛県	44,532	33,195	82.7	4,267	3,181	78.3	48,799	36,376	82.3
高知県	22,470	32,408	80.7	1,643	2,370	58.3	24,114	34,777	78.7
福岡県	143,069	28,006	69.8	16,955	3,319	81.7	160,024	31,325	70.9
佐賀県	25,375	31,243	77.8	2,215	2,727	67.1	27,591	33,970	76.9
長崎県	40,282	30,515	76.0	2,834	2,147	52.8	43,116	32,662	73.9
熊本県	41,857	23,952	59.7	4,551	2,604	64.1	46,408	26,556	60.1
大分県	35,405	31,300	78.0	3,038	2,686	66.1	38,443	33,986	76.9
宮崎県	31,093	28,835	71.8	2,504	2,322	57.1	33,598	31,158	70.5
鹿児島県	45,831	28,548	71.1	3,711	2,311	56.9	49,542	30,859	69.8
沖縄県	42,397	28,537	71.1	3,485	2,346	57.7	45,882	30,883	69.9
合計	5,054,134	40,135	100.0	511,654	4,063	100.0	5,565,788	44,198	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和4年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除した。
 3 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。
 4 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡

事業税									都道府県
個人			法人			計			
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
5,282	1,019	57.2	132,722	25,604	68.0	138,004	26,623	67.5	北海道
1,032	831	46.6	27,407	22,048	58.5	28,440	22,878	58.0	青森県
1,157	959	53.8	28,315	23,469	62.3	29,472	24,428	61.9	岩手県
3,252	1,434	80.4	80,518	35,496	94.2	83,770	36,930	93.6	宮城県
859	898	50.4	21,246	22,205	59.0	22,105	23,102	58.6	秋田県
1,209	1,144	64.2	24,591	23,272	61.8	25,800	24,416	61.9	山形県
1,966	1,068	59.9	61,208	33,243	88.3	63,174	34,311	87.0	福島県
3,494	1,209	67.8	89,751	31,052	82.4	93,245	32,261	81.8	茨城県
2,332	1,201	67.4	58,641	30,189	80.2	60,973	31,389	79.6	栃木県
2,308	1,187	66.6	60,395	31,073	82.5	62,703	32,260	81.8	群馬県
14,787	2,002	112.3	159,725	21,626	57.4	174,512	23,628	59.9	埼玉県
9,141	1,449	81.3	151,364	23,985	63.7	160,505	25,433	64.5	千葉県
56,583	4,102	230.1	1,324,937	96,045	255.0	1,381,520	100,147	253.9	東京都
19,932	2,163	121.3	264,975	28,754	76.3	284,906	30,917	78.4	神奈川県
2,362	1,079	60.5	62,452	28,537	75.8	64,814	29,616	75.1	新潟県
1,335	1,287	72.2	34,673	33,426	88.8	36,008	34,713	88.0	富山県
1,769	1,573	88.2	36,933	32,844	87.2	38,702	34,417	87.3	石川県
1,207	1,572	88.2	32,676	42,572	113.0	33,883	44,144	111.9	福井県
1,165	1,427	80.0	25,361	31,067	82.5	26,526	32,494	82.4	山梨県
2,242	1,090	61.1	59,357	28,856	76.6	61,598	29,946	75.9	長野県
3,029	1,517	85.1	54,126	27,108	72.0	57,155	28,625	72.6	岐阜県
6,386	1,746	97.9	130,946	35,794	95.0	137,332	37,539	95.2	静岡県
14,898	1,979	111.0	328,224	43,597	115.8	343,122	45,576	115.5	愛知県
2,641	1,479	83.0	58,700	32,886	87.3	61,341	34,365	87.1	三重県
1,768	1,250	70.1	46,695	32,995	87.6	48,463	34,244	86.8	滋賀県
4,305	1,714	96.1	95,413	37,990	100.9	99,717	39,704	100.7	京都府
16,293	1,851	103.8	407,735	46,330	123.0	424,028	48,181	122.1	大阪府
7,689	1,401	78.6	155,584	28,347	75.3	163,274	29,748	75.4	兵庫県
1,479	1,108	62.1	21,360	15,996	42.5	22,839	17,103	43.4	奈良県
1,257	1,344	75.4	20,295	21,704	57.6	21,552	23,048	58.4	和歌山県
552	1,000	56.1	13,396	24,276	64.5	13,948	25,276	64.1	鳥取県
770	1,156	64.8	16,581	24,884	66.1	17,351	26,039	66.0	島根県
2,215	1,179	66.1	54,804	29,162	77.4	57,019	30,341	76.9	岡山県
4,245	1,522	85.4	88,136	31,605	83.9	92,381	33,127	84.0	広島県
1,669	1,245	69.8	40,215	30,001	79.7	41,884	31,246	79.2	山口県
629	865	48.5	21,238	29,223	77.6	21,866	30,089	76.3	徳島県
987	1,023	57.4	30,388	31,494	83.6	31,375	32,517	82.4	香川県
1,407	1,048	58.8	39,136	29,172	77.5	40,542	30,221	76.6	愛媛県
866	1,248	70.0	14,985	21,611	57.4	15,850	22,860	58.0	高知県
7,653	1,498	84.0	162,808	31,870	84.6	170,461	33,368	84.6	福岡県
1,036	1,276	71.6	20,331	25,033	66.5	21,368	26,308	66.7	佐賀県
1,488	1,127	63.2	26,013	19,706	52.3	27,501	20,833	52.8	長崎県
1,888	1,080	60.6	39,942	22,857	60.7	41,830	23,937	60.7	熊本県
1,150	1,017	57.0	27,651	24,445	64.9	28,801	25,462	64.5	大分県
1,242	1,152	64.6	23,925	22,187	58.9	25,167	23,339	59.2	宮崎県
1,510	941	52.8	34,868	21,719	57.7	36,378	22,660	57.4	鹿児島県
2,032	1,368	76.7	32,097	21,605	57.4	34,129	22,972	58.2	沖縄県
224,498	1,783	100.0	4,742,838	37,663	100.0	4,967,336	39,446	100.0	合計

所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

- 5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
6 軽油引取税については、旧法による税(目的税分)を含む。
7 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）（令和3年度）

都道府県	地方消費税			不動産取得税			道府県たばこ税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	275,589	53,165	108.5	17,095	3,298	105.9	7,297	1,408	124.6
青森県	61,155	49,196	100.4	1,904	1,532	49.2	1,683	1,354	119.8
岩手県	60,810	50,403	102.9	2,630	2,180	70.0	1,447	1,200	106.2
宮城県	114,021	50,266	102.6	6,482	2,857	91.8	2,837	1,251	110.7
秋田県	49,782	52,028	106.2	1,580	1,651	53.0	1,128	1,179	104.3
山形県	54,116	51,214	104.5	2,081	1,970	63.3	1,124	1,063	94.1
福島県	96,844	52,597	107.3	3,894	2,115	67.9	2,471	1,342	118.8
茨城県	137,601	47,607	97.2	5,158	1,785	57.3	3,559	1,231	108.9
栃木県	97,309	50,095	102.2	4,679	2,409	77.4	2,322	1,196	105.8
群馬県	97,491	50,158	102.4	5,880	3,025	97.2	2,229	1,147	101.5
埼玉県	324,320	43,911	89.6	18,632	2,523	81.0	7,796	1,056	93.5
千葉県	308,510	48,885	99.8	16,882	2,675	85.9	6,915	1,096	97.0
東京都	729,526	52,884	107.9	84,695	6,140	197.2	16,022	1,161	102.7
神奈川県	418,807	45,447	92.8	23,054	2,502	80.4	9,293	1,008	89.2
新潟県	111,466	50,933	103.9	4,500	2,056	66.0	2,369	1,082	95.8
富山県	52,993	51,086	104.3	2,204	2,125	68.3	1,101	1,062	94.0
石川県	57,931	51,517	105.1	2,645	2,352	75.6	1,239	1,102	97.5
福井県	37,804	49,252	100.5	2,164	2,819	90.6	854	1,113	98.5
山梨県	40,706	49,864	101.8	1,897	2,324	74.7	977	1,197	105.9
長野県	104,341	50,726	103.5	4,669	2,270	72.9	2,089	1,016	89.9
岐阜県	98,725	49,445	100.9	4,537	2,272	73.0	2,009	1,006	89.0
静岡県	181,893	49,720	101.5	11,561	3,160	101.5	3,927	1,074	95.0
愛知県	375,321	49,853	101.7	25,303	3,361	108.0	8,008	1,064	94.2
三重県	88,385	49,516	101.1	4,355	2,440	78.4	1,966	1,101	97.4
滋賀県	64,277	45,418	92.7	4,229	2,988	96.0	1,463	1,034	91.5
京都府	119,492	47,578	97.1	9,598	3,822	122.8	2,527	1,006	89.0
大阪府	427,695	48,598	99.2	37,560	4,268	137.1	11,026	1,253	110.9
兵庫県	257,118	46,846	95.6	16,554	3,016	96.9	5,412	986	87.3
奈良県	56,782	42,521	86.8	2,145	1,607	51.6	1,207	904	80.0
和歌山県	43,861	46,906	95.7	1,785	1,909	61.3	1,092	1,168	103.4
鳥取県	26,544	48,104	98.2	726	1,315	42.2	593	1,074	95.0
島根県	32,211	48,341	98.7	985	1,478	47.5	661	991	87.7
岡山県	93,983	50,010	102.1	4,194	2,232	71.7	2,042	1,087	96.2
広島県	137,530	49,317	100.7	7,570	2,715	87.2	2,936	1,053	93.2
山口県	65,945	49,196	100.4	2,378	1,774	57.0	1,446	1,079	95.5
徳島県	32,907	45,282	92.4	1,739	2,393	76.9	810	1,114	98.6
香川県	47,766	49,505	101.0	2,054	2,128	68.4	1,060	1,099	97.3
愛媛県	65,296	48,673	99.3	2,742	2,044	65.7	1,450	1,081	95.7
高知県	35,062	50,567	103.2	1,151	1,661	53.4	827	1,193	105.6
福岡県	247,065	48,364	98.7	16,679	3,265	104.9	6,214	1,216	107.6
佐賀県	38,967	47,977	97.9	1,725	2,123	68.2	1,019	1,255	111.1
長崎県	65,840	49,877	101.8	2,447	1,854	59.6	1,548	1,173	103.8
熊本県	84,215	48,191	98.4	4,667	2,671	85.8	2,023	1,158	102.5
大分県	55,579	49,135	100.3	2,342	2,070	66.5	1,310	1,159	102.6
宮崎県	53,513	49,626	101.3	2,288	2,122	68.2	1,295	1,201	106.3
鹿児島県	78,132	48,668	99.3	3,849	2,397	77.0	1,807	1,126	99.6
沖縄県	65,042	43,780	89.4	4,187	2,818	90.5	1,866	1,256	111.2
合 計	6,170,271	48,998	100.0	392,076	3,113	100.0	142,297	1,130	100.0

ゴルフ場利用税			軽油引取税			鉱区税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
1,463	282	79.9	57,141	11,023	149.8	36	7	233.3	北海道
150	121	34.3	13,545	10,897	148.1	2	2	66.7	青森県
298	247	70.0	14,498	12,017	163.3	18	15	500.0	岩手県
677	298	84.4	24,568	10,831	147.2	2	1	33.3	宮城県
157	164	46.5	9,343	9,764	132.7	9	9	300.0	秋田県
127	120	34.0	9,550	9,037	122.8	2	2	66.7	山形県
553	301	85.3	25,084	13,623	185.1	10	6	200.0	福島県
2,731	945	267.7	32,327	11,184	152.0	4	1	33.3	茨城県
2,268	1,167	330.6	21,663	11,152	151.6	8	4	133.3	栃木県
1,114	573	162.3	16,971	8,731	118.7	2	1	33.3	群馬県
2,208	299	84.7	50,902	6,892	93.7	5	1	33.3	埼玉県
4,390	696	197.2	39,103	6,196	84.2	41	6	200.0	千葉県
639	46	13.0	36,157	2,621	35.6	2	0	0.0	東京都
1,569	170	48.2	39,472	4,283	58.2	0	0	0.0	神奈川県
485	221	62.6	22,813	10,424	141.7	32	14	466.7	新潟県
285	275	77.9	10,702	10,317	140.2	1	1	33.3	富山県
552	491	139.1	9,849	8,758	119.0	0	0	0.0	石川県
240	312	88.4	7,654	9,972	135.5	2	3	100.0	福井県
801	981	277.9	6,912	8,467	115.1	0	0	0.0	山梨県
793	385	109.1	17,687	8,599	116.9	2	1	33.3	長野県
1,639	821	232.6	16,893	8,461	115.0	17	8	266.7	岐阜県
2,519	689	195.2	37,646	10,290	139.8	4	1	33.3	静岡県
1,434	190	53.8	58,284	7,742	105.2	2	0	0.0	愛知県
1,705	955	270.5	21,112	11,828	160.8	3	2	66.7	三重県
1,076	760	215.3	12,933	9,138	124.2	6	4	133.3	滋賀県
754	300	85.0	14,407	5,736	78.0	1	0	0.0	京都府
1,455	165	46.7	45,535	5,174	70.3	0	0	0.0	大阪府
3,606	657	186.1	39,617	7,218	98.1	10	2	66.7	兵庫県
906	679	192.4	6,677	5,000	68.0	1	1	33.3	奈良県
326	349	98.9	6,020	6,438	87.5	0	0	0.0	和歌山県
107	195	55.2	4,642	8,413	114.3	1	1	33.3	鳥取県
96	144	40.8	5,164	7,750	105.3	1	2	66.7	島根県
659	350	99.2	19,544	10,400	141.3	11	6	200.0	岡山県
715	257	72.8	22,911	8,216	111.7	4	2	66.7	広島県
465	347	98.3	13,358	9,965	135.4	10	7	233.3	山口県
245	337	95.5	5,575	7,672	104.3	1	2	66.7	徳島県
342	354	100.3	9,242	9,578	130.2	0	0	0.0	香川県
353	263	74.5	10,205	7,607	103.4	3	2	66.7	愛媛県
223	321	90.9	4,520	6,519	88.6	7	11	366.7	高知県
1,096	215	60.9	38,023	7,443	101.2	4	1	33.3	福岡県
305	375	106.2	8,933	10,999	149.5	0	0	0.0	佐賀県
305	231	65.4	7,204	5,457	74.2	4	3	100.0	長崎県
602	344	97.5	14,688	8,405	114.2	10	6	200.0	熊本県
335	296	83.9	9,058	8,008	108.8	12	11	366.7	大分県
386	358	101.4	9,093	8,432	114.6	7	7	233.3	宮崎県
404	252	71.4	12,201	7,600	103.3	10	6	200.0	鹿児島県
847	570	161.5	7,108	4,784	65.0	7	5	166.7	沖縄県
44,402	353	100.0	926,533	7,358	100.0	315	3	100.0	合計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）（令和3年度）

都道府県	自動車税								
	環境性能割			種別割			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	4,274	824	110.2	75,031	14,474	119.9	79,305	15,299	119.4
青森県	889	715	95.6	16,238	13,063	108.2	17,127	13,778	107.5
岩手県	843	699	93.4	17,449	14,463	119.8	18,292	15,162	118.3
宮城県	1,631	719	96.1	32,608	14,375	119.1	34,239	15,094	117.8
秋田県	670	700	93.6	13,190	13,785	114.2	13,860	14,485	113.0
山形県	743	703	94.0	15,763	14,917	123.6	16,505	15,620	121.9
福島県	1,314	714	95.5	30,039	16,314	135.2	31,353	17,028	132.9
茨城県	2,279	788	105.3	49,541	17,140	142.0	51,820	17,928	139.9
栃木県	1,573	810	108.3	34,442	17,731	146.9	36,016	18,541	144.7
群馬県	1,857	956	127.8	33,548	17,260	143.0	35,405	18,216	142.1
埼玉県	5,274	714	95.5	83,864	11,355	94.1	89,138	12,069	94.2
千葉県	4,378	694	92.8	73,631	11,667	96.7	78,009	12,361	96.4
東京都	9,872	716	95.7	100,894	7,314	60.6	110,766	8,029	62.6
神奈川県	6,683	725	96.9	88,936	9,651	80.0	95,619	10,376	81.0
新潟県	1,457	666	89.0	30,840	14,092	116.8	32,297	14,758	115.1
富山県	798	769	102.8	16,634	16,036	132.9	17,432	16,805	131.1
石川県	998	887	118.6	17,462	15,528	128.7	18,459	16,416	128.1
福井県	646	841	112.4	11,982	15,611	129.3	12,628	16,452	128.4
山梨県	636	779	104.1	12,801	15,681	129.9	13,437	16,460	128.4
長野県	1,539	748	100.0	30,954	15,048	124.7	32,492	15,796	123.2
岐阜県	1,737	870	116.3	31,178	15,615	129.4	32,915	16,485	128.6
静岡県	2,944	805	107.6	52,864	14,450	119.7	55,808	15,255	119.0
愛知県	8,466	1,124	150.3	114,478	15,206	126.0	122,944	16,330	127.4
三重県	1,727	968	129.4	27,037	15,147	125.5	28,764	16,115	125.7
滋賀県	1,124	794	106.1	18,024	12,736	105.5	19,148	13,530	105.6
京都府	1,873	746	99.7	24,604	9,797	81.2	26,477	10,542	82.3
大阪府	6,335	720	96.3	77,371	8,791	72.8	83,706	9,511	74.2
兵庫県	4,111	749	100.1	60,578	11,037	91.4	64,689	11,786	92.0
奈良県	873	654	87.4	14,820	11,098	92.0	15,692	11,751	91.7
和歌山県	612	654	87.4	10,966	11,728	97.2	11,578	12,382	96.6
鳥取県	373	676	90.4	6,914	12,530	103.8	7,287	13,206	103.0
島根県	419	629	84.1	7,981	11,977	99.2	8,400	12,607	98.4
岡山県	1,329	707	94.5	25,472	13,554	112.3	26,801	14,261	111.3
広島県	2,182	783	104.7	32,984	11,828	98.0	35,166	12,610	98.4
山口県	1,030	769	102.8	17,520	13,070	108.3	18,550	13,839	108.0
徳島県	451	620	82.9	9,967	13,715	113.6	10,418	14,335	111.8
香川県	595	617	82.5	12,881	13,350	110.6	13,476	13,967	109.0
愛媛県	741	552	73.8	15,451	11,517	95.4	16,192	12,070	94.2
高知県	363	524	70.1	7,626	10,998	91.1	7,989	11,522	89.9
福岡県	3,815	747	99.9	59,880	11,722	97.1	63,695	12,468	97.3
佐賀県	458	564	75.4	10,315	12,700	105.2	10,773	13,264	103.5
長崎県	569	431	57.6	12,762	9,668	80.1	13,331	10,099	78.8
熊本県	1,083	620	82.9	21,952	12,562	104.1	23,036	13,182	102.8
大分県	672	594	79.4	14,029	12,402	102.8	14,701	12,996	101.4
宮崎県	633	587	78.5	13,312	12,346	102.3	13,945	12,932	100.9
鹿児島県	819	510	68.2	17,787	11,079	91.8	18,606	11,589	90.4
沖縄県	469	316	42.2	15,202	10,232	84.8	15,671	10,548	82.3
合計	94,156	748	100.0	1,519,801	12,069	100.0	1,613,957	12,817	100.0

道府県固定資産税			狩猟税			その他の道府県税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
175	34	56.7	42	8	133.3	1,708	329	74.6	北海道
548	441	735.0	4	3	50.0	19,475	15,667	3,552.6	青森県
-	-	-	14	12	200.0	97	80	18.1	岩手県
-	-	-	11	5	83.3	613	270	61.2	宮城県
-	-	-	2	2	33.3	211	220	49.9	秋田県
-	-	-	4	4	66.7	177	168	38.1	山形県
4,848	2,633	4,388.3	14	7	116.7	417	226	51.2	福島県
-	-	-	36	13	216.7	1,229	425	96.4	茨城県
-	-	-	22	12	200.0	-	-	-	栃木県
-	-	-	18	9	150.0	-	-	-	群馬県
-	-	-	20	3	50.0	-	-	-	埼玉県
-	-	-	29	5	83.3	0	0	0.0	千葉県
-	-	-	4	0	0.0	252	18	4.1	東京都
-	-	-	16	2	33.3	0	0	0.0	神奈川県
-	-	-	12	5	83.3	4,870	2,225	504.5	新潟県
-	-	-	6	6	100.0	-	-	-	富山県
-	-	-	11	10	166.7	770	685	155.3	石川県
-	-	-	9	12	200.0	10,901	14,202	3,220.4	福井県
-	-	-	12	15	250.0	-	-	-	山梨県
-	-	-	14	7	116.7	-	-	-	長野県
-	-	-	14	7	116.7	5	3	0.7	岐阜県
-	-	-	36	10	166.7	1,240	339	76.9	静岡県
1,983	263	438.3	10	1	16.7	489	65	14.7	愛知県
-	-	-	20	11	183.3	485	271	61.5	三重県
-	-	-	13	9	150.0	46	33	7.5	滋賀県
-	-	-	18	7	116.7	154	61	13.8	京都府
-	-	-	8	1	16.7	351	40	9.1	大阪府
-	-	-	36	6	100.0	-	-	-	兵庫県
-	-	-	12	9	150.0	141	106	24.0	奈良県
-	-	-	15	16	266.7	-	-	-	和歌山県
-	-	-	6	12	200.0	11	20	4.5	鳥取県
-	-	-	12	18	300.0	920	1,380	312.9	島根県
-	-	-	17	9	150.0	519	276	62.6	岡山県
-	-	-	24	9	150.0	632	227	51.5	広島県
-	-	-	12	9	150.0	220	164	37.2	山口県
-	-	-	12	17	283.3	-	-	-	徳島県
-	-	-	4	4	66.7	-	-	-	香川県
-	-	-	25	18	300.0	1,983	1,478	335.1	愛媛県
-	-	-	20	28	466.7	-	-	-	高知県
-	-	-	18	4	66.7	1,056	207	46.9	福岡県
-	-	-	9	11	183.3	3,027	3,727	845.1	佐賀県
-	-	-	8	6	100.0	105	79	17.9	長崎県
-	-	-	19	11	183.3	105	60	13.6	熊本県
-	-	-	22	19	316.7	351	310	70.3	大分県
-	-	-	22	20	333.3	289	268	60.8	宮崎県
-	-	-	25	15	250.0	1,758	1,095	248.3	鹿児島県
-	-	-	3	2	33.3	947	637	144.4	沖縄県
7,555	60	100.0	740	6	100.0	55,552	441	100.0	合計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）（令和3年度）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	735,324	141,853	89.8	684,068	131,965	162.8
青森県	182,116	146,504	92.8	238,788	192,093	236.9
岩手県	168,550	139,704	88.5	240,823	199,608	246.2
宮城県	340,191	149,972	95.0	174,005	76,710	94.6
秋田県	127,569	133,323	84.4	215,297	225,009	277.5
山形県	145,634	137,822	87.3	198,591	187,939	231.8
福島県	297,955	161,822	102.5	237,603	129,045	159.2
茨城県	451,938	156,359	99.0	218,744	75,680	93.3
栃木県	308,551	158,843	100.6	155,557	80,081	98.8
群馬県	303,029	155,906	98.7	159,098	81,855	101.0
埼玉県	987,711	133,730	84.7	293,035	39,675	49
千葉県	907,978	143,875	91.1	254,399	40,311	49.7
東京都	3,554,487	257,666	163.2	-	-	-
神奈川県	1,253,971	136,076	86.2	203,346	22,066	27.2
新潟県	310,138	141,715	89.7	275,996	126,114	155.5
富山県	165,445	159,493	101.0	154,256	148,706	183.4
石川県	178,427	158,672	100.5	146,561	130,334	160.7
福井県	140,559	183,124	116.0	146,794	191,247	235.9
山梨県	124,825	152,908	96.8	155,668	190,690	235.2
長野県	305,228	148,387	94.0	234,183	113,849	140.4
岐阜県	297,294	148,894	94.3	207,631	103,988	128.3
静岡県	566,737	154,915	98.1	208,160	56,899	70.2
愛知県	1,289,467	171,278	108.5	177,367	23,559	29.1
三重県	287,257	160,931	101.9	169,581	95,005	117.2
滋賀県	213,839	151,099	95.7	144,481	102,091	125.9
京都府	364,011	144,938	91.8	210,005	83,617	103.1
大阪府	1,395,997	158,622	100.4	380,417	43,226	53.3
兵庫県	782,935	142,647	90.3	375,279	68,374	84
奈良県	164,968	123,537	78.2	182,458	136,634	168.5
和歌山県	120,597	128,969	81.7	195,674	209,259	258.1
鳥取県	72,622	131,609	83.3	152,343	276,081	340.5
島根県	89,136	133,771	84.7	199,778	299,818	369.8
岡山県	267,305	142,238	90.1	191,504	101,903	125.7
広島県	398,565	142,922	90.5	214,837	77,039	95.0
山口県	196,185	146,357	92.7	197,850	147,598	182.0
徳島県	101,784	140,058	88.7	168,633	232,044	286.2
香川県	145,128	150,409	95.2	133,640	138,504	170.8
愛媛県	187,590	139,832	88.5	195,354	145,619	179.6
高知県	89,764	129,460	82.0	191,493	276,177	340.6
福岡県	704,336	137,875	87.3	332,188	65,026	80.2
佐賀県	113,716	140,011	88.7	164,226	202,200	249.4
長崎県	161,410	122,275	77.4	243,859	184,734	227.8
熊本県	217,603	124,522	78.9	244,278	139,786	172.4
大分県	150,953	133,453	84.5	196,280	173,524	214.0
宮崎県	139,601	129,462	82.0	204,952	190,067	234.4
鹿児島県	202,712	126,268	80.0	301,252	187,647	231.4
沖縄県	175,688	118,255	74.9	240,063	161,586	199.3
合計	19,886,822	157,922	100.0	10,210,393	81,081	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
97,921	18,890	119.0	1,517,312	292,709	114.8	北海道
23,270	18,720	117.9	444,174	357,317	140.2	青森県
23,656	19,607	123.5	433,029	358,919	140.8	岩手県
39,590	17,453	110.0	553,786	244,135	95.8	宮城県
18,781	19,629	123.7	361,647	377,961	148.3	秋田県
20,573	19,469	122.7	364,797	345,229	135.4	山形県
34,457	18,714	117.9	570,015	309,582	121.5	福島県
50,284	17,397	109.6	720,966	249,437	97.9	茨城県
34,416	17,718	111.6	498,524	256,641	100.7	栃木県
34,158	17,574	110.7	496,285	255,334	100.2	群馬県
120,612	16,330	102.9	1,401,358	189,735	74.4	埼玉県
103,614	16,418	103.4	1,265,991	200,605	78.7	千葉県
53,343	3,867	24.4	3,607,830	261,533	102.6	東京都
148,747	16,141	101.7	1,606,063	174,284	68.4	神奈川県
40,436	18,477	116.4	626,569	286,305	112.3	新潟県
18,972	18,289	115.2	338,673	326,489	128.1	富山県
20,450	18,186	114.6	345,438	307,192	120.5	石川県
14,178	18,471	116.4	301,530	392,842	154.1	福井県
14,689	17,994	113.4	295,182	361,592	141.9	山梨県
37,192	18,081	113.9	576,603	280,317	110.0	長野県
35,666	17,863	112.5	540,591	270,744	106.2	岐阜県
61,492	16,809	105.9	836,388	228,623	89.7	静岡県
125,167	16,626	104.7	1,592,001	211,463	83.0	愛知県
31,673	17,744	111.8	488,512	273,681	107.4	三重県
24,525	17,329	109.2	382,845	270,519	106.1	滋賀県
43,322	17,250	108.7	617,338	245,805	96.4	京都府
144,920	16,467	103.7	1,921,335	218,315	85.7	大阪府
92,392	16,834	106.1	1,250,606	227,855	89.4	兵庫県
23,265	17,422	109.8	370,691	277,593	108.9	奈良県
17,295	18,496	116.5	333,567	356,724	140.0	和歌山県
10,810	19,590	123.4	235,776	427,280	167.6	鳥取県
13,467	20,211	127.3	302,381	453,800	178.0	島根県
33,332	17,736	111.7	492,140	261,877	102.7	岡山県
48,536	17,404	109.6	661,937	237,365	93.1	広島県
24,913	18,585	117.1	418,947	312,540	122.6	山口県
13,659	18,795	118.4	284,076	390,897	153.4	徳島県
16,972	17,589	110.8	295,739	306,502	120.3	香川県
24,652	18,376	115.8	407,596	303,827	119.2	愛媛県
13,714	19,779	124.6	294,971	425,417	166.9	高知県
85,910	16,817	105.9	1,122,434	219,719	86.2	福岡県
14,686	18,082	113.9	292,627	360,293	141.4	佐賀県
23,543	17,835	112.4	428,812	324,844	127.5	長崎県
31,049	17,767	111.9	492,930	282,075	110.7	熊本県
21,066	18,623	117.3	368,299	325,600	127.7	大分県
19,997	18,544	116.8	364,549	338,073	132.6	宮崎県
29,507	18,380	115.8	533,472	332,294	130.4	鹿児島県
24,039	16,180	101.9	439,789	296,021	116.1	沖縄県
1,998,906	15,873	100.0	32,096,121	254,877	100.0	合計

21 市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）（令和3年度）

都道府県	市 町 村 民 税					
	個 人			法 人		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指 数	税額(円)		指 数	
北海道	293,433	56,607	85.6	54,358	10,486	67.5
青森県	51,735	41,618	62.9	10,041	8,078	52.0
岩手県	53,717	44,524	67.3	11,716	9,711	62.5
宮城県	144,014	63,488	96.0	29,738	13,110	84.4
秋田県	38,573	40,313	60.9	8,186	8,555	55.1
山形県	47,279	44,743	67.6	10,151	9,606	61.8
福島県	89,274	48,486	73.3	18,342	9,962	64.1
茨城県	160,108	55,393	83.7	32,657	11,299	72.7
栃木県	106,991	55,079	83.2	24,110	12,412	79.9
群馬県	103,226	53,109	80.3	25,876	13,313	85.7
埼玉県	500,936	67,824	102.5	67,927	9,197	59.2
千葉県	436,956	69,239	104.7	56,048	8,881	57.2
東京都	1,389,887	100,753	152.3	667,370	48,378	311.4
神奈川県	860,815	93,412	141.2	94,037	10,205	65.7
新潟県	117,059	53,489	80.8	23,094	10,553	67.9
富山県	56,548	54,514	82.4	13,473	12,988	83.6
石川県	62,232	55,342	83.6	14,689	13,063	84.1
福井県	43,620	56,829	85.9	11,066	14,417	92.8
山梨県	42,789	52,416	79.2	9,485	11,619	74.8
長野県	105,370	51,226	77.4	22,192	10,789	69.4
岐阜県	106,541	53,359	80.7	18,940	9,486	61.1
静岡県	242,737	66,351	100.3	38,240	10,453	67.3
愛知県	563,060	74,790	113.0	107,980	14,343	92.3
三重県	99,222	55,588	84.0	17,593	9,856	63.4
滋賀県	79,028	55,841	84.4	17,318	12,237	78.8
京都府	172,403	68,646	103.8	44,269	17,626	113.5
大阪府	582,730	66,214	100.1	164,355	18,675	120.2
兵庫県	359,708	65,537	99.1	57,661	10,506	67.6
奈良県	72,144	54,025	81.7	8,806	6,594	42.4
和歌山県	42,811	45,783	69.2	7,729	8,266	53.2
鳥取県	24,032	43,552	65.8	4,807	8,711	56.1
島根県	30,350	45,547	68.8	6,806	10,214	65.7
岡山県	108,280	57,618	87.1	21,751	11,574	74.5
広島県	182,208	65,338	98.8	34,560	12,393	79.8
山口県	66,423	49,552	74.9	14,632	10,916	70.3
徳島県	34,018	46,810	70.8	9,134	12,568	80.9
香川県	49,065	50,851	76.9	12,467	12,921	83.2
愛媛県	61,000	45,471	68.7	16,194	12,071	77.7
高知県	30,738	44,331	67.0	5,892	8,498	54.7
福岡県	314,491	61,562	93.0	65,936	12,907	83.1
佐賀県	36,102	44,450	67.2	8,099	9,971	64.2
長崎県	57,148	43,292	65.4	10,097	7,649	49.2
熊本県	89,854	51,418	77.7	16,361	9,362	60.3
大分県	50,209	44,388	67.1	10,468	9,254	59.6
宮崎県	44,505	41,273	62.4	8,982	8,330	53.6
鹿児島県	65,771	40,968	61.9	12,678	7,897	50.8
沖縄県	62,398	42,000	63.5	10,082	6,786	43.7
合 計	8,331,539	66,161	100.0	1,956,392	15,536	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和4年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県	
計			土 地				
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		
347,791	67,093	82.1	68,917	13,295	47.7	北 海 道	
61,776	49,696	60.8	17,989	14,471	51.9	青 森 県	
65,433	54,235	66.4	20,557	17,039	61.1	岩 手 県	
173,752	76,598	93.8	47,302	20,853	74.8	宮 城 県	
46,759	48,868	59.8	13,189	13,784	49.4	秋 田 県	
57,430	54,349	66.5	17,982	17,018	61.0	山 形 県	
107,617	58,448	71.5	36,003	19,554	70.1	福 島 県	
192,765	66,692	81.6	58,389	20,201	72.4	茨 城 県	
131,101	67,491	82.6	44,795	23,061	82.7	栃 木 県	
129,102	66,422	81.3	43,899	22,586	81.0	群 馬 県	
568,863	77,021	94.3	197,429	26,731	95.8	埼 玉 県	
493,003	78,120	95.6	148,474	23,527	84.4	千 葉 県	
2,057,257	149,131	182.5	830,144	60,177	215.8	東 京 都	
954,853	103,617	126.8	282,154	30,618	109.8	神 奈 川 県	
140,153	64,041	78.4	43,666	19,953	71.5	新 潟 県	
70,021	67,502	82.6	22,888	22,064	79.1	富 山 県	
76,921	68,404	83.7	24,687	21,954	78.7	石 川 県	
54,686	71,246	87.2	16,436	21,414	76.8	福 井 県	
52,275	64,035	78.4	17,075	20,917	75.0	山 梨 県	
127,562	62,015	75.9	41,474	20,163	72.3	長 野 県	
125,480	62,845	76.9	45,781	22,929	82.2	岐 阜 県	
280,977	76,804	94.0	101,940	27,865	99.9	静 岡 県	
671,040	89,133	109.1	259,316	34,444	123.5	愛 知 県	
116,815	65,444	80.1	36,962	20,707	74.2	三 重 県	
96,346	68,079	83.3	30,871	21,813	78.2	滋 賀 県	
216,672	86,272	105.6	76,062	30,286	108.6	京 都 府	
747,085	84,889	103.9	274,035	31,138	111.6	大 阪 府	
417,369	76,043	93.1	138,142	25,169	90.2	兵 庫 県	
80,949	60,619	74.2	28,285	21,181	75.9	奈 良 県	
50,540	54,049	66.2	18,534	19,821	71.1	和 歌 山 県	
28,839	52,263	64.0	9,680	17,542	62.9	鳥 取 県	
37,155	55,761	68.3	11,925	17,897	64.2	島 根 県	
130,031	69,192	84.7	42,858	22,806	81.8	岡 山 県	
216,768	77,731	95.1	67,978	24,376	87.4	広 島 県	
81,055	60,468	74.0	25,239	18,829	67.5	山 口 県	
43,152	59,379	72.7	14,948	20,570	73.8	徳 島 県	
61,532	63,771	78.1	18,538	19,212	68.9	香 川 県	
77,194	57,541	70.4	30,310	22,594	81.0	愛 媛 県	
36,630	52,829	64.7	13,366	19,277	69.1	高 知 県	
380,427	74,469	91.2	113,603	22,238	79.7	福 岡 県	
44,201	54,422	66.6	13,740	16,917	60.7	佐 賀 県	
67,245	50,941	62.4	17,814	13,495	48.4	長 崎 県	
106,214	60,780	74.4	30,514	17,461	62.6	熊 本 県	
60,677	53,643	65.7	19,977	17,661	63.3	大 分 県	
53,487	49,603	60.7	18,070	16,757	60.1	宮 崎 県	
78,449	48,865	59.8	26,639	16,593	59.5	鹿 児 島 県	
72,480	48,786	59.7	33,459	22,521	80.8	沖 縄 県	
10,287,931	81,697	100.0	3,512,037	27,889	100.0	合 計	

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）（令和3年度）

都道府県	固定資産税					
	家屋			償却資産		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指数	税額(円)		指数	
北海道	161,130	31,084	99.4	64,838	12,508	88.3
青森県	34,021	27,368	87.5	20,434	16,438	116.0
岩手県	30,794	25,524	81.6	19,313	16,008	113.0
宮城県	66,569	29,347	93.9	32,254	14,219	100.3
秋田県	24,522	25,628	82.0	14,247	14,890	105.1
山形県	26,647	25,218	80.6	13,676	12,942	91.3
福島県	47,782	25,951	83.0	40,075	21,765	153.6
茨城県	87,132	30,146	96.4	54,553	18,874	133.2
栃木県	59,797	30,783	98.4	36,051	18,559	131.0
群馬県	56,496	29,067	93.0	35,618	18,325	129.3
埼玉県	198,199	26,835	85.8	64,555	8,740	61.7
千葉県	185,080	29,327	93.8	90,049	14,269	100.7
東京都	584,899	42,400	135.6	182,177	13,206	93.2
神奈川県	290,111	31,482	100.7	103,581	11,240	79.3
新潟県	63,738	29,125	93.1	39,070	17,853	126.0
富山県	34,335	33,100	105.9	23,009	22,181	156.5
石川県	34,208	30,421	97.3	16,554	14,721	103.9
福井県	24,394	31,781	101.6	20,190	26,304	185.6
山梨県	23,820	29,179	93.3	14,510	17,775	125.4
長野県	57,890	28,144	90.0	30,577	14,865	104.9
岐阜県	55,958	28,026	89.6	31,451	15,752	111.1
静岡県	116,634	31,881	102.0	61,101	16,702	117.9
愛知県	257,238	34,168	109.3	118,734	15,771	111.3
三重県	51,493	28,848	92.3	50,087	28,061	198.0
滋賀県	44,585	31,504	100.7	24,592	17,377	122.6
京都府	74,243	29,561	94.5	28,279	11,260	79.5
大阪府	307,296	34,917	111.7	96,447	10,959	77.3
兵庫県	172,524	31,433	100.5	75,400	13,738	96.9
奈良県	29,490	22,083	70.6	10,943	8,195	57.8
和歌山県	23,619	25,259	80.8	14,353	15,350	108.3
鳥取県	14,846	26,904	86.0	6,594	11,949	84.3
島根県	17,712	26,582	85.0	10,871	16,315	115.1
岡山県	51,724	27,524	88.0	34,687	18,458	130.2
広島県	82,253	29,495	94.3	47,605	17,071	120.5
山口県	36,520	27,245	87.1	27,179	20,276	143.1
徳島県	20,917	28,782	92.0	10,424	14,343	101.2
香川県	29,609	30,686	98.1	11,635	12,059	85.1
愛媛県	37,457	27,921	89.3	19,246	14,346	101.2
高知県	17,454	25,173	80.5	7,132	10,287	72.6
福岡県	157,743	30,879	98.7	57,882	11,331	80.0
佐賀県	21,190	26,090	83.4	12,766	15,718	110.9
長崎県	33,433	25,327	81.0	14,629	11,082	78.2
熊本県	46,083	26,371	84.3	22,774	13,032	92.0
大分県	31,197	27,580	88.2	20,181	17,841	125.9
宮崎県	27,658	25,649	82.0	16,959	15,727	111.0
鹿児島県	42,384	26,400	84.4	25,837	16,094	113.6
沖縄県	44,990	30,283	96.8	11,511	7,748	54.7
合計	3,937,814	31,270	100.0	1,784,630	14,172	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県	
交 付 金			計				
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		
3,108	599	86.1	297,992	57,487	77.7	北 海 道	
881	708	101.7	73,324	58,986	79.7	青 森 県	
1,535	1,272	182.8	72,199	59,843	80.8	岩 手 県	
1,224	540	77.6	147,350	64,959	87.8	宮 城 県	
1,592	1,664	239.1	53,550	55,966	75.6	秋 田 県	
972	920	132.2	59,278	56,098	75.8	山 形 県	
1,348	732	105.2	125,207	68,001	91.9	福 島 県	
1,065	368	52.9	201,139	69,589	94.0	茨 城 県	
1,322	681	97.8	141,965	73,084	98.7	栃 木 県	
1,513	779	111.9	137,526	70,756	95.6	群 馬 県	
3,215	435	62.5	463,398	62,741	84.8	埼 玉 県	
1,867	296	42.5	425,470	67,419	91.1	千 葉 県	
18,951	1,374	197.4	1,616,171	117,157	158.3	東 京 都	
4,680	508	73.0	680,525	73,848	99.8	神 奈 川 県	
1,106	506	72.7	147,581	67,436	91.1	新 潟 県	
568	548	78.7	80,800	77,893	105.2	富 山 県	
540	481	69.1	75,990	67,577	91.3	石 川 県	
458	596	85.6	61,478	80,095	108.2	福 井 県	
538	659	94.7	55,943	68,529	92.6	山 梨 県	
1,368	665	95.5	131,309	63,836	86.2	長 野 県	
326	163	23.4	133,517	66,869	90.3	岐 阜 県	
1,383	378	54.3	281,057	76,826	103.8	静 岡 県	
3,986	529	76.0	639,274	84,914	114.7	愛 知 県	
301	168	24.1	138,843	77,785	105.1	三 重 県	
278	196	28.2	100,325	70,890	95.8	滋 賀 県	
677	269	38.6	179,261	71,376	96.4	京 都 府	
6,485	737	105.9	684,262	77,750	105.0	大 阪 府	
3,356	611	87.8	389,421	70,951	95.8	兵 庫 県	
569	426	61.2	69,287	51,886	70.1	奈 良 県	
318	340	48.9	56,824	60,769	82.1	和 歌 山 県	
353	639	91.8	31,472	57,034	77.0	鳥 取 県	
522	784	112.6	41,031	61,577	83.2	島 根 県	
2,210	1,176	169.0	131,480	69,963	94.5	岡 山 県	
1,336	479	68.8	199,172	71,422	96.5	広 島 県	
928	692	99.4	89,866	67,042	90.6	山 口 県	
453	623	89.5	46,742	64,318	86.9	徳 島 県	
370	384	55.2	60,152	62,341	84.2	香 川 県	
1,484	1,106	158.9	88,498	65,968	89.1	愛 媛 県	
572	825	118.5	38,524	55,561	75.1	高 知 県	
3,731	730	104.9	332,960	65,178	88.0	福 岡 県	
347	427	61.4	48,042	59,151	79.9	佐 賀 県	
1,339	1,014	145.7	67,214	50,918	68.8	長 崎 県	
685	392	56.3	100,057	57,257	77.3	熊 本 県	
459	406	58.3	71,814	63,489	85.8	大 分 県	
1,091	1,012	145.4	63,777	59,145	79.9	宮 崎 県	
1,928	1,201	172.6	96,788	60,289	81.4	鹿 児 島 県	
4,260	2,868	412.1	94,221	63,420	85.7	沖 縄 県	
87,598	696	100.0	9,322,079	74,027	100.0	合 計	

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）（令和3年度）

都道府県	軽自動車税								
	種別割			環境性能割			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指数	税額(円)		指数	税額(円)		指数	
北海道	11,015	92	100.0	475	2,125	94.7	11,491	2,217	94.9
青森県	4,057	156	169.6	194	3,263	145.3	4,251	3,419	146.3
岩手県	4,099	170	184.8	205	3,398	151.4	4,304	3,568	152.7
宮城県	5,677	98	106.5	222	2,503	111.5	5,899	2,601	111.3
秋田県	3,172	189	205.4	181	3,315	147.7	3,353	3,504	149.9
山形県	3,638	166	180.4	176	3,443	153.4	3,814	3,609	154.4
福島県	5,859	126	137.0	233	3,182	141.7	6,092	3,308	141.5
茨城県	8,415	96	104.3	278	2,911	129.7	8,693	3,007	128.7
栃木県	5,683	99	107.6	192	2,926	130.3	5,875	3,024	129.4
群馬県	6,298	120	130.4	234	3,240	144.3	6,532	3,361	143.8
埼玉県	12,891	72	78.3	533	1,745	77.7	13,424	1,818	77.8
千葉県	10,863	69	75.0	436	1,721	76.7	11,299	1,790	76.6
東京都	8,814	35	38.0	484	639	28.5	9,297	674	28.8
神奈川県	10,350	54	58.7	493	1,123	50.0	10,843	1,177	50.4
新潟県	7,410	141	153.3	308	3,386	150.8	7,718	3,527	150.9
富山県	3,275	126	137.0	131	3,158	140.7	3,406	3,284	140.5
石川県	3,128	123	133.7	138	2,782	123.9	3,266	2,905	124.3
福井県	2,447	156	169.6	120	3,188	142.0	2,566	3,344	143.1
山梨県	3,041	155	168.5	126	3,725	165.9	3,167	3,879	166.0
長野県	7,589	203	220.7	418	3,690	164.4	8,007	3,893	166.6
岐阜県	5,912	139	151.1	278	2,961	131.9	6,190	3,100	132.6
静岡県	10,960	129	140.2	474	2,996	133.5	11,433	3,125	133.7
愛知県	15,292	81	88.0	607	2,031	90.5	15,899	2,112	90.4
三重県	5,753	139	151.1	248	3,223	143.6	6,000	3,362	143.9
滋賀県	4,141	126	137.0	179	2,926	130.3	4,320	3,052	130.6
京都府	4,835	89	96.7	223	1,925	85.7	5,058	2,014	86.2
大阪府	11,187	57	62.0	497	1,271	56.6	11,685	1,328	56.8
兵庫県	10,086	77	83.7	425	1,838	81.9	10,511	1,915	81.9
奈良県	3,237	84	91.3	112	2,424	108.0	3,349	2,508	107.3
和歌山県	3,491	151	164.1	141	3,733	166.3	3,631	3,884	166.2
鳥取県	1,992	180	195.7	99	3,610	160.8	2,091	3,790	162.2
島根県	2,474	182	197.8	121	3,713	165.4	2,595	3,895	166.7
岡山県	6,417	130	141.3	245	3,415	152.1	6,662	3,545	151.7
広島県	7,445	110	119.6	308	2,670	118.9	7,753	2,780	119.0
山口県	4,206	124	134.8	166	3,138	139.8	4,372	3,262	139.6
徳島県	2,635	125	135.9	91	3,626	161.5	2,726	3,751	160.5
香川県	3,384	114	123.9	110	3,507	156.2	3,494	3,621	154.9
愛媛県	4,689	123	133.7	165	3,495	155.7	4,854	3,618	154.8
高知県	2,688	152	165.2	105	3,876	172.7	2,793	4,028	172.4
福岡県	11,829	76	82.6	388	2,316	103.2	12,217	2,391	102.3
佐賀県	2,952	126	137.0	102	3,635	161.9	3,055	3,761	160.9
長崎県	4,438	116	126.1	154	3,362	149.8	4,592	3,479	148.9
熊本県	5,877	123	133.7	215	3,363	149.8	6,091	3,486	149.2
大分県	3,862	119	129.3	134	3,415	152.1	3,997	3,533	151.2
宮崎県	3,984	118	128.3	127	3,694	164.5	4,111	3,812	163.1
鹿児島県	5,915	119	129.3	192	3,684	164.1	6,106	3,804	162.8
沖縄県	5,312	86	93.5	128	3,576	159.3	5,440	3,662	156.7
合計	282,715	92	100.0	11,608	2,245	100.0	294,323	2,337	100.0

市町村たばこ税			鉱産税			特別土地保有税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数			
44,684	8,620	124.6	89	17	130.8	5	1	100.0	北	海	道
10,303	8,289	119.8	16	13	100.0	-	-	-	青	森	県
8,861	7,345	106.2	10	9	69.2	0	0	0.0	岩	手	県
17,369	7,657	110.7	3	1	7.7	6	3	300.0	宮	城	県
6,909	7,220	104.4	32	34	261.5	-	-	-	秋	田	県
6,880	6,511	94.1	4	4	30.8	0	0	0.0	山	形	県
15,129	8,217	118.8	1	0	0.0	-	-	-	福	島	県
21,790	7,539	109.0	0	0	0.0	-	-	-	茨	城	県
14,220	7,320	105.8	21	11	84.6	0	0	0.0	栃	木	県
13,648	7,022	101.5	3	2	15.4	0	0	0.0	群	馬	県
47,727	6,462	93.4	29	4	30.8	-	-	-	埼	玉	県
42,356	6,712	97.0	63	10	76.9	71	11	1100.0	千	葉	県
97,952	7,101	102.6	3	0	0.0	1	0	0.0	東	京	都
56,899	6,174	89.2	-	-	-	6	1	100.0	神	奈	川
14,504	6,627	95.8	699	320	2,461.5	0	0	0.0	新	潟	県
6,742	6,499	93.9	0	0	0.0	-	-	-	富	山	県
7,586	6,746	97.5	0	0	0.0	-	-	-	石	川	県
5,228	6,812	98.5	1	1	7.7	-	-	-	福	井	県
5,982	7,328	105.9	-	-	-	-	-	-	山	梨	県
12,791	6,218	89.9	0	0	0.0	-	-	-	長	野	県
12,303	6,162	89.1	9	4	30.8	-	-	-	岐	阜	県
24,046	6,573	95.0	0	0	0.0	0	0	0.0	静	岡	県
49,032	6,513	94.1	5	1	7.7	-	-	-	愛	知	県
12,032	6,741	97.4	10	6	46.2	0	0	0.0	三	重	県
8,960	6,331	91.5	7	5	38.5	-	-	-	滋	賀	県
15,474	6,161	89.1	0	0	0.0	-	-	-	京	都	府
67,510	7,671	110.9	-	-	-	-	-	-	大	阪	府
33,155	6,041	87.3	3	1	7.7	0	0	0.0	兵	庫	県
7,390	5,534	80.0	-	-	-	-	-	-	奈	良	県
6,685	7,149	103.3	-	-	-	-	-	-	和	歌	山
3,628	6,575	95.0	-	-	-	-	-	-	鳥	取	県
4,045	6,071	87.8	0	1	7.7	-	-	-	島	根	県
12,499	6,651	96.1	6	3	23.1	-	-	-	岡	山	県
17,974	6,445	93.2	1	0	0.0	-	-	-	広	島	県
8,852	6,604	95.5	59	44	338.5	1	1	100.0	山	口	県
4,958	6,823	98.6	2	3	23.1	-	-	-	徳	島	県
6,490	6,726	97.2	-	-	-	-	-	-	香	川	県
8,877	6,617	95.6	0	0	0.0	-	-	-	愛	媛	県
5,064	7,304	105.6	31	45	346.2	-	-	-	高	知	県
38,043	7,447	107.6	35	7	53.8	0	0	0.0	福	岡	県
6,240	7,683	111.1	-	-	-	-	-	-	佐	賀	県
9,478	7,180	103.8	2	1	7.7	-	-	-	長	崎	県
12,387	7,088	102.5	0	0	0.0	-	-	-	熊	本	県
8,024	7,093	102.5	48	43	330.8	-	-	-	大	分	県
7,929	7,353	106.3	-	-	-	-	-	-	宮	崎	県
11,065	6,892	99.6	361	225	1,730.8	-	-	-	鹿	児	島
11,424	7,689	111.1	72	48	369.2	-	-	-	沖	縄	県
871,125	6,918	100.0	1,627	13	100.0	90	1	100.0	合	計	

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）（令和3年度）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	1,569	303	270.5	10,247	1,977	62.7
青森県	108	86	76.8	0	0	0.0
岩手県	317	263	234.8	-	-	-
宮城県	301	133	118.8	5,921	2,610	82.7
秋田県	356	372	332.1	1,508	1,576	50.0
山形県	343	325	290.2	-	-	-
福島県	435	236	210.7	4,500	2,444	77.5
茨城県	249	86	76.8	-	-	-
栃木県	559	288	257.1	3,460	1,781	56.5
群馬県	538	277	247.3	4,816	2,478	78.5
埼玉県	45	6	5.4	9,655	1,307	41.4
千葉県	277	44	39.3	11,837	1,876	59.5
東京都	232	17	15.2	119,660	8,674	274.9
神奈川県	605	66	58.9	35,344	3,835	121.6
新潟県	529	242	216.1	4,693	2,144	68.0
富山県	172	166	148.2	3,707	3,573	113.2
石川県	267	237	211.6	2,640	2,348	74.4
福井県	280	364	325.0	-	-	-
山梨県	452	554	494.6	-	-	-
長野県	822	400	357.1	2,096	1,019	32.3
岐阜県	404	202	180.4	1,612	807	25.6
静岡県	993	272	242.9	9,740	2,662	84.4
愛知県	171	23	20.5	32,994	4,382	138.9
三重県	358	200	178.6	3,754	2,103	66.7
滋賀県	141	100	89.3	1,454	1,027	32.6
京都府	165	66	58.9	7,822	3,114	98.7
大阪府	242	27	24.1	41,772	4,746	150.4
兵庫県	532	97	86.6	21,153	3,854	122.2
奈良県	47	35	31.3	1,022	765	24.2
和歌山県	288	308	275.0	2,251	2,407	76.3
鳥取県	105	191	170.5	-	-	-
島根県	131	196	175.0	-	-	-
岡山県	116	62	55.4	8,641	4,598	145.7
広島県	120	43	38.4	10,581	3,794	120.3
山口県	160	119	106.3	-	-	-
徳島県	29	41	36.6	-	-	-
香川県	75	78	69.6	2,422	2,510	79.6
愛媛県	93	70	62.5	2,032	1,515	48.0
高知県	41	60	53.6	1,152	1,661	52.6
福岡県	164	32	28.6	16,888	3,306	104.8
佐賀県	115	142	126.8	-	-	-
長崎県	149	113	100.9	1,563	1,184	37.5
熊本県	222	127	113.4	2,495	1,428	45.3
大分県	407	360	321.4	3,135	2,771	87.8
宮崎県	119	110	98.2	1,571	1,457	46.2
鹿児島県	172	107	95.5	2,001	1,246	39.5
沖縄県	93	62	55.4	1,144	770	24.4
合計	14,109	112	100.0	397,283	3,155	100.0

都 市 計 画 税			その他の市町村税			都 道 府 県	
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		
45,469	8,772	83.3	67	13	21.0	北 海 道	
1,280	1,030	9.8	-	-	-	青 森 県	
2,100	1,740	16.5	-	-	-	岩 手 県	
21,403	9,436	89.6	1	0	0.0	宮 城 県	
106	111	1.1	-	-	-	秋 田 県	
7,141	6,758	64.2	-	-	-	山 形 県	
9,818	5,332	50.6	-	-	-	福 島 県	
16,845	5,828	55.4	-	-	-	茨 城 県	
14,274	7,348	69.8	-	-	-	栃 木 県	
11,803	6,073	57.7	-	-	-	群 馬 県	
71,532	9,685	92.0	-	-	-	埼 玉 県	
60,339	9,561	90.8	-	-	-	千 葉 県	
308,076	22,333	212.1	486	35	56.5	東 京 都	
130,731	14,186	134.7	5	1	1.6	神 奈 川 県	
12,534	5,727	54.4	747	341	550.0	新 潟 県	
3,968	3,825	36.3	0	0	0.0	富 山 県	
10,815	9,617	91.3	491	437	704.8	石 川 県	
5,364	6,989	66.4	-	-	-	福 井 県	
2,550	3,124	29.7	9	11	17.7	山 梨 県	
12,319	5,989	56.9	-	-	-	長 野 県	
15,989	8,008	76.1	24	12	19.4	岐 阜 県	
40,006	10,935	103.9	526	144	232.3	静 岡 県	
104,635	13,899	132.0	-	-	-	愛 知 県	
10,415	5,835	55.4	-	-	-	三 重 県	
10,007	7,071	67.2	-	-	-	滋 賀 県	
31,667	12,609	119.8	1,628	648	1,045.2	京 都 府	
136,634	15,525	147.5	260	30	48.4	大 阪 府	
66,935	12,195	115.8	-	-	-	兵 庫 県	
8,727	6,535	62.1	-	-	-	奈 良 県	
6,182	6,611	62.8	-	-	-	和 歌 山 県	
536	972	9.2	-	-	-	鳥 取 県	
1,354	2,032	19.3	-	-	-	島 根 県	
15,663	8,334	79.2	-	-	-	岡 山 県	
29,903	10,723	101.9	-	-	-	広 島 県	
10,100	7,535	71.6	-	-	-	山 口 県	
2,683	3,692	35.1	-	-	-	徳 島 県	
413	428	4.1	-	-	-	香 川 県	
1,269	946	9.0	331	247	398.4	愛 媛 県	
-	-	-	0	0	0.0	高 知 県	
45,076	8,824	83.8	2,300	450	725.8	福 岡 県	
2,007	2,471	23.5	439	541	872.6	佐 賀 県	
8,581	6,500	61.7	-	-	-	長 崎 県	
8,990	5,144	48.9	-	-	-	熊 本 県	
7,482	6,614	62.8	-	-	-	大 分 県	
3,616	3,353	31.8	-	-	-	宮 崎 県	
8,373	5,215	49.5	513	320	516.1	鹿 児 島 県	
-	-	-	14	9	14.5	沖 縄 県	
1,325,708	10,528	100.0	7,841	62	100.0	合 計	

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）（令和3年度）

都道府県	市町村税 A			地方交付税 B		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	759,403	146,499	81.9	918,379	177,167	240.0
青森県	151,058	121,519	67.9	220,628	177,484	240.5
岩手県	153,226	127,002	71.0	213,717	177,141	240.0
宮城県	372,006	163,998	91.7	214,714	94,656	128.2
秋田県	112,572	117,650	65.8	201,328	210,410	285.1
山形県	134,890	127,655	71.4	174,748	165,374	224.1
福島県	268,797	145,987	81.6	248,926	135,195	183.2
茨城県	441,482	152,742	85.4	197,621	68,372	92.6
栃木県	311,474	160,347	89.7	103,129	53,091	71.9
群馬県	303,968	156,389	87.4	131,827	67,824	91.9
埼玉県	1,174,673	159,044	88.9	213,744	28,940	39.2
千葉県	1,044,715	165,542	92.6	208,895	33,101	44.8
東京都	4,209,137	305,122	170.6	83,763	6,072	8.2
神奈川県	1,869,811	202,905	113.5	143,349	15,556	21.1
新潟県	329,158	150,405	84.1	312,996	143,021	193.8
富山県	168,816	162,743	91.0	99,446	95,869	129.9
石川県	177,976	158,271	88.5	115,817	102,994	139.5
福井県	129,603	168,850	94.4	78,034	101,665	137.7
山梨県	120,377	147,460	82.4	107,695	131,924	178.7
長野県	294,907	143,369	80.2	294,002	142,930	193.7
岐阜県	295,528	148,010	82.8	185,209	92,759	125.7
静岡県	648,778	177,341	99.2	152,417	41,663	56.4
愛知県	1,513,050	200,976	112.4	127,922	16,992	23.0
三重県	288,228	161,475	90.3	144,015	80,682	109.3
滋賀県	221,559	156,554	87.5	103,737	73,301	99.3
京都府	457,747	182,261	101.9	195,138	77,698	105.3
大阪府	1,689,449	191,966	107.3	377,006	42,838	58.0
兵庫県	939,080	171,096	95.7	361,010	65,774	89.1
奈良県	170,770	127,882	71.5	148,571	111,257	150.7
和歌山県	126,402	135,177	75.6	140,424	150,173	203.5
鳥取県	66,672	120,825	67.6	99,804	180,868	245.1
島根県	86,312	129,533	72.4	154,960	232,557	315.1
岡山県	305,098	162,349	90.8	210,002	111,746	151.4
広島県	482,271	172,939	96.7	239,530	85,893	116.4
山口県	194,466	145,074	81.1	151,845	113,278	153.5
徳島県	100,293	138,006	77.2	105,073	144,584	195.9
香川県	134,577	139,475	78.0	95,918	99,409	134.7
愛媛県	183,149	136,521	76.3	168,396	125,524	170.1
高知県	84,236	121,488	67.9	147,130	212,196	287.5
福岡県	828,111	162,104	90.6	404,392	79,160	107.3
佐賀県	104,099	128,170	71.7	107,041	131,793	178.6
長崎県	158,824	120,316	67.3	207,345	157,073	212.8
熊本県	236,456	135,310	75.7	266,505	152,505	206.6
大分県	155,584	137,546	76.9	143,367	126,745	171.7
宮崎県	134,610	124,834	69.8	144,720	134,210	181.8
鹿児島県	203,829	126,963	71.0	272,253	169,584	229.8
沖縄県	184,887	124,447	69.6	157,998	106,348	144.1
合計	22,522,117	178,849	100.0	9,294,486	73,808	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
32,278	6,227	175.1	1,710,061	329,893	128.8	北海道
6,057	4,873	137.0	377,743	303,876	118.6	青森県
8,858	7,342	206.5	375,800	311,485	121.6	岩手県
9,473	4,176	117.4	596,193	262,830	102.6	宮城県
6,637	6,936	195.1	320,537	334,997	130.7	秋田県
5,030	4,760	133.9	314,668	297,789	116.2	山形県
10,332	5,612	157.8	528,056	286,793	111.9	福島県
13,766	4,763	133.9	652,869	225,877	88.2	茨城県
7,843	4,037	113.5	422,446	217,476	84.9	栃木県
8,793	4,524	127.2	444,588	228,737	89.3	群馬県
17,993	2,436	68.5	1,406,410	190,420	74.3	埼玉県
17,669	2,800	78.7	1,271,279	201,443	78.6	千葉県
22,425	1,626	45.7	4,315,325	312,820	122.1	東京都
19,565	2,123	59.7	2,032,725	220,584	86.1	神奈川県
11,163	5,101	143.4	653,317	298,527	116.5	新潟県
4,468	4,307	121.1	272,731	262,919	102.6	富山県
4,523	4,022	113.1	298,316	265,287	103.5	石川県
3,447	4,491	126.3	211,083	275,005	107.3	福井県
3,170	3,883	109.2	231,242	283,266	110.6	山梨県
11,507	5,594	157.3	600,416	291,893	113.9	長野県
9,429	4,722	132.8	490,166	245,490	95.8	岐阜県
14,175	3,875	109.0	815,371	222,878	87.0	静岡県
22,741	3,021	85.0	1,663,714	220,988	86.3	愛知県
7,649	4,285	120.5	439,893	246,443	96.2	三重県
4,323	3,054	85.9	329,619	232,910	90.9	滋賀県
7,261	2,891	81.3	660,146	262,850	102.6	京都府
19,123	2,173	61.1	2,085,578	236,977	92.5	大阪府
17,845	3,251	91.4	1,317,935	240,122	93.7	兵庫県
4,322	3,236	91.0	323,662	242,375	94.6	奈良県
4,226	4,519	127.1	271,051	289,868	113.1	和歌山県
2,550	4,622	130.0	169,027	306,315	119.6	鳥取県
4,615	6,925	194.7	245,886	369,015	144.0	島根県
9,231	4,912	138.1	524,332	279,007	108.9	岡山県
10,474	3,756	105.6	732,275	262,588	102.5	広島県
5,533	4,128	116.1	351,844	262,480	102.4	山口県
3,911	5,382	151.3	209,278	287,972	112.4	徳島県
3,132	3,246	91.3	233,628	242,131	94.5	香川県
5,840	4,353	122.4	357,384	266,399	104.0	愛媛県
4,329	6,243	175.6	235,695	339,927	132.7	高知県
19,308	3,780	106.3	1,251,811	245,044	95.6	福岡県
3,456	4,255	119.7	214,596	264,218	103.1	佐賀県
5,303	4,017	113.0	371,471	281,406	109.8	長崎県
8,468	4,846	136.3	511,429	292,661	114.2	熊本県
6,130	5,419	152.4	305,080	269,711	105.3	大分県
6,823	6,327	177.9	286,153	265,371	103.6	宮崎県
8,679	5,406	152.0	484,761	301,953	117.9	鹿児島県
3,989	2,685	75.5	346,875	233,480	91.1	沖縄県
447,861	3,556	100.0	32,264,463	256,214	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (令和3年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	1,473,938	284,342	86.4	429,596	82,875	81.3
青森県	305,558	245,807	74.7	85,700	68,942	67.6
岩手県	315,094	261,168	79.4	89,016	73,781	72.4
宮城県	695,112	306,439	93.1	202,099	89,095	87.4
秋田県	234,052	244,610	74.3	63,880	66,761	65.5
山形県	275,788	260,995	79.3	78,331	74,129	72.7
福島県	560,090	304,191	92.4	147,947	80,352	78.8
茨城県	880,817	304,741	92.6	265,414	91,827	90.1
栃木県	610,801	314,441	95.6	177,463	91,358	89.6
群馬県	597,343	307,328	93.4	171,191	88,076	86.4
埼玉県	2,150,485	291,163	88.5	776,817	105,176	103.2
千葉県	1,924,393	304,933	92.7	688,428	109,086	107.0
東京都	7,427,152	538,397	163.6	2,308,431	167,339	164.1
神奈川県	3,078,326	334,048	101.5	1,164,303	126,346	123.9
新潟県	625,725	285,919	86.9	171,895	78,546	77.0
富山県	324,917	313,228	95.2	93,741	90,368	88.6
石川県	349,499	310,803	94.5	103,180	91,756	90.0
福井県	254,375	331,406	100.7	72,369	94,284	92.5
山梨県	243,426	298,192	90.6	70,937	86,896	85.2
長野県	594,487	289,011	87.8	174,638	84,901	83.3
岐阜県	585,158	293,065	89.1	176,701	88,497	86.8
静岡県	1,199,631	327,914	99.7	353,903	96,738	94.9
愛知県	2,753,140	365,695	111.1	844,643	112,192	110.0
三重県	569,221	318,897	96.9	164,597	92,213	90.4
滋賀県	429,561	303,529	92.2	131,098	92,634	90.9
京都府	797,830	317,671	96.5	239,490	95,358	93.5
大阪府	2,991,764	339,944	103.3	854,095	97,048	95.2
兵庫県	1,683,395	306,707	93.2	545,217	99,336	97.4
奈良県	332,592	249,062	75.7	119,692	89,631	87.9
和歌山県	244,167	261,118	79.4	70,965	75,892	74.4
鳥取県	135,811	246,121	74.8	39,815	72,155	70.8
島根県	169,706	254,687	77.4	50,289	75,472	74.0
岡山県	561,249	298,651	90.8	157,678	83,903	82.3
広島県	867,828	311,196	94.6	261,729	93,854	92.1
山口県	382,642	285,456	86.8	110,119	82,150	80.6
徳島県	199,109	273,980	83.3	56,351	77,541	76.1
香川県	275,200	285,215	86.7	81,356	84,317	82.7
愛媛県	361,422	269,408	81.9	101,102	75,363	73.9
高知県	169,954	245,114	74.5	50,943	73,471	72.1
福岡県	1,502,808	294,178	89.4	442,296	86,580	84.9
佐賀県	211,279	260,133	79.1	59,819	73,651	72.2
長崎県	315,784	239,221	72.7	94,693	71,734	70.4
熊本県	447,369	256,003	77.8	128,200	73,361	72.0
大分県	301,790	266,801	81.1	83,228	73,579	72.2
宮崎県	268,031	248,565	75.5	73,738	68,383	67.1
鹿児島県	399,325	248,736	75.6	108,986	67,886	66.6
沖縄県	359,275	241,827	73.5	103,406	69,602	68.3
合計	41,436,419	329,049	100.0	12,839,524	101,959	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和4年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 地方税収計の税額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税等を除いた額である。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
3 個人住民税の税額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計から超過課税

地方法人二税			固定資産税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数			
182,619	35,230	69.7	297,596	57,410	77.8	北海道		
37,060	29,813	59.0	68,662	55,235	74.8	青森県		
39,116	32,422	64.1	70,795	58,679	79.5	岩手県		
103,816	45,767	90.5	147,350	64,959	88.0	宮城県		
29,308	30,630	60.6	51,231	53,542	72.5	秋田県		
33,986	32,163	63.6	58,896	55,737	75.5	山形県		
80,799	43,883	86.8	129,022	70,073	94.9	福島県		
120,040	41,531	82.2	201,139	69,589	94.3	茨城県		
79,572	40,964	81.0	141,965	73,084	99.0	栃木県		
82,824	42,612	84.3	137,526	70,756	95.9	群馬県		
224,326	30,372	60.1	463,398	62,741	85.0	埼玉県		
205,618	32,581	64.4	425,470	67,419	91.3	千葉県		
1,820,570	131,974	261.1	1,616,171	117,157	158.7	東京都		
341,320	37,039	73.3	680,065	73,798	100.0	神奈川県		
83,790	38,287	75.7	147,581	67,436	91.4	新潟県		
46,474	44,802	88.6	76,513	73,760	99.9	富山県		
50,114	44,566	88.2	75,321	66,982	90.7	石川県		
42,083	54,826	108.4	61,011	79,487	107.7	福井県		
35,405	43,371	85.8	55,908	68,487	92.8	山梨県		
81,051	39,403	77.9	131,013	63,692	86.3	長野県		
73,320	36,721	72.6	132,584	66,402	90.0	岐阜県		
162,651	44,460	87.9	281,057	76,826	104.1	静岡県		
417,786	55,494	109.8	641,202	85,170	115.4	愛知県		
77,705	43,533	86.1	137,998	77,311	104.7	三重県		
62,352	44,058	87.1	100,325	70,890	96.0	滋賀県		
128,994	51,361	101.6	177,345	70,613	95.7	京都府		
532,199	60,472	119.6	684,262	77,750	105.3	大阪府		
196,321	35,769	70.8	389,125	70,897	96.0	兵庫県		
29,854	22,356	44.2	69,075	51,727	70.1	奈良県		
27,706	29,629	58.6	56,539	60,464	81.9	和歌山県		
17,814	32,284	63.9	29,744	53,903	73.0	鳥取県		
22,737	34,123	67.5	38,863	58,324	79.0	島根県		
74,755	39,778	78.7	131,459	69,952	94.8	岡山県		
119,761	42,945	84.9	199,172	71,422	96.8	広島県		
53,379	39,822	78.8	89,866	67,042	90.8	山口県		
29,595	40,723	80.6	46,742	64,318	87.1	徳島県		
41,937	43,464	86.0	60,152	62,341	84.5	香川県		
53,732	40,052	79.2	88,498	65,968	89.4	愛媛県		
20,417	29,446	58.2	37,037	53,415	72.4	高知県		
223,219	43,696	86.4	330,377	64,672	87.6	福岡県		
27,880	34,327	67.9	47,798	58,851	79.7	佐賀県		
35,822	27,136	53.7	67,214	50,918	69.0	長崎県		
55,581	31,806	62.9	98,537	56,387	76.4	熊本県		
37,585	33,227	65.7	71,814	63,489	86.0	大分県		
32,396	30,044	59.4	61,021	56,590	76.7	宮崎県		
47,115	29,348	58.1	96,788	60,289	81.7	鹿児島県		
43,828	29,500	58.4	94,221	63,420	85.9	沖縄県		
6,366,333	50,555	100.0	9,295,450	73,816	100.0	合計		

を除いた額である。

4 地方法人二税の税額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税等を除いた額である。

5 固定資産税の税額は、市町村分（土地、家屋、償却資産及び交付金）及び道府県分の合計から超過課税を除いた額である。

6 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得（分配）				県内総生産	
	実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）	
	30年度	令和元年度	30年度	令和元年度	30年度	令和元年度	30年度	令和元年度	30年度	令和元年度
北海道	14,636.5	14,623.7	0.3	-0.1	14,861.3	14,892.4	0.5	0.2	20,528.0	20,464.6
青森県	3,216.6	3,250.4	-2.5	1.1	3,284.9	3,291.8	-1.9	0.2	4,484.5	4,533.2
岩手県	3,429.9	3,346.5	0.5	-2.4	3,487.8	3,408.8	0.5	-2.3	4,914.9	4,847.6
宮城県	6,907.0	6,687.6	-0.3	-3.2	7,008.3	6,802.9	-0.4	-2.9	10,038.2	9,829.4
秋田県	2,472.2	2,513.5	-3.1	1.7	2,603.0	2,637.6	-2.7	1.3	3,566.3	3,624.8
山形県	3,063.0	3,064.6	-1.1	0.1	3,158.4	3,141.1	-0.9	-0.5	4,344.5	4,336.7
福島県	5,389.7	5,259.7	-0.4	-2.4	5,576.0	5,448.7	-0.8	-2.3	8,087.7	7,987.0
茨城県	9,359.4	9,070.6	0.2	-3.1	9,612.1	9,347.8	-0.3	-2.7	14,378.6	14,092.2
栃木県	6,515.6	6,312.2	-0.3	-3.1	6,730.3	6,512.1	-0.6	-3.2	9,437.9	9,261.9
群馬県	6,398.8	6,335.8	-0.9	-1.0	6,489.5	6,406.9	-1.5	-1.3	9,287.7	9,308.3
埼玉県	16,173.7	16,004.3	-0.1	-1.0	22,608.2	22,305.9	-0.2	-1.3	23,731.8	23,642.8
千葉県	14,368.7	14,116.2	0.4	-1.8	19,720.1	19,211.8	0.4	-2.6	21,511.0	21,279.6
東京都	87,988.2	87,841.1	1.6	-0.2	81,596.5	80,635.6	1.9	-1.2	115,382.2	115,682.4
神奈川県	23,444.7	23,217.5	0.4	-1.0	29,698.6	29,505.4	2.3	-0.7	35,540.2	35,205.4
新潟県	6,407.1	6,274.3	0.4	-2.1	6,693.6	6,563.4	0.1	-1.9	9,350.7	9,185.2
富山県	3,456.0	3,405.9	3.8	-1.5	3,518.5	3,459.6	3.0	-1.7	4,940.1	4,910.2
石川県	3,357.5	3,209.2	1.9	-4.4	3,495.4	3,386.9	1.6	-3.1	4,934.7	4,779.5
福井県	2,482.5	2,494.0	4.6	0.5	2,542.9	2,565.0	3.6	0.9	3,682.1	3,694.6
山梨県	2,508.7	2,468.2	3.7	-1.6	2,587.5	2,547.4	3.0	-1.6	3,612.0	3,566.0
長野県	6,020.3	5,855.6	0.7	-2.7	6,189.8	6,025.5	0.6	-2.7	8,622.8	8,454.3
岐阜県	5,562.8	5,459.9	2.2	-1.9	6,145.4	6,046.6	1.9	-1.6	8,015.3	7,936.8
静岡県	12,213.3	11,932.8	0.9	-2.3	12,642.2	12,445.6	0.4	-1.6	18,139.1	17,866.3
愛知県	28,757.7	27,386.0	0.9	-4.8	28,892.6	27,666.2	0.5	-4.2	42,339.2	40,910.7
三重県	5,433.0	4,975.3	0.4	-8.4	5,770.4	5,328.3	0.0	-7.7	8,596.3	8,086.4
滋賀県	4,574.0	4,549.7	0.4	-0.5	4,751.0	4,705.9	-0.3	-1.0	6,917.4	6,922.6
京都府	7,529.2	7,466.2	0.9	-0.8	7,710.0	7,751.8	-0.1	0.5	10,699.4	10,766.1
大阪府	28,087.5	27,984.6	0.3	-0.4	27,066.2	27,014.5	0.3	-0.2	41,539.7	41,188.4
兵庫県	15,182.5	15,066.9	0.2	-0.8	16,732.5	16,669.7	0.4	-0.4	22,161.4	22,195.2
奈良県	2,741.6	2,729.0	0.7	-0.5	3,692.8	3,637.0	-0.6	-1.5	3,936.5	3,925.2
和歌山県	2,617.3	2,617.1	3.5	0.0	2,784.4	2,780.9	2.5	-0.1	3,727.9	3,744.6
鳥取県	1,352.6	1,328.6	-0.9	-1.8	1,382.2	1,359.5	-1.2	-1.6	1,917.1	1,893.4
島根県	1,950.5	1,984.6	1.4	1.7	1,968.9	1,999.1	0.6	1.5	2,649.9	2,689.3
岡山県	5,165.3	5,106.8	-2.3	-1.1	5,349.9	5,299.3	-2.8	-0.9	7,934.1	7,842.5
広島県	8,666.6	8,387.1	-2.2	-3.2	9,063.3	8,869.1	-2.5	-2.1	12,257.7	11,969.1
山口県	4,397.7	4,269.1	-1.7	-2.9	4,500.4	4,407.4	-2.0	-2.1	6,482.1	6,350.5
徳島県	2,257.3	2,222.2	0.0	-1.6	2,327.2	2,294.4	-0.4	-1.4	3,235.8	3,222.4
香川県	2,803.6	2,832.0	-0.3	1.0	2,856.6	2,893.1	-0.4	1.3	3,956.3	4,008.7
愛媛県	3,529.2	3,516.3	-2.3	-0.4	3,656.9	3,657.9	-2.1	0.0	5,136.9	5,148.3
高知県	1,789.2	1,776.7	-1.1	-0.7	1,871.8	1,861.9	-1.2	-0.5	2,472.9	2,464.6
福岡県	13,980.8	13,865.3	0.2	-0.8	14,709.3	14,573.1	-0.1	-0.9	20,057.8	19,942.4
佐賀県	2,238.2	2,211.9	5.9	-1.2	2,351.3	2,330.7	5.9	-0.9	3,235.1	3,219.6
長崎県	3,471.2	3,421.3	1.3	-1.4	3,573.7	3,523.7	0.8	-1.4	4,820.0	4,789.8
熊本県	4,469.5	4,492.4	-0.4	0.5	4,716.5	4,747.4	0.4	0.7	6,299.8	6,363.4
大分県	3,051.4	2,936.9	2.8	-3.8	3,160.2	3,057.9	2.4	-3.2	4,636.2	4,525.1
宮崎県	2,576.0	2,501.2	-0.5	-2.9	2,671.0	2,613.3	-0.8	-2.2	3,783.5	3,704.0
鹿児島県	4,088.1	4,055.4	-1.6	-0.8	4,129.3	4,097.5	-1.7	-0.8	5,772.8	5,772.9
沖縄県	3,195.3	3,222.7	0.7	0.9	3,460.4	3,502.4	1.0	1.2	4,569.2	4,633.3
合計	409,277.3	403,648.9	0.6	-1.4	429,399.4	423,230.9	0.5	-1.4	585,665.3	580,766.9

- (注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の令和4年版「県民経済計算年報」によるものである。
2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名目)		県内総生産(実質)				1人当たり県民所得				項目	
増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(1,000円)		増加率(%)		県別	
30年度	令和元年度	30年度	令和元年度	30年度	令和元年度	30年度	令和元年度	30年度	令和元年度		
0.9	-0.3	20,196.7	19,998.3	0.7	-1.0	2,808	2,832	1.1	0.9	北海道	
-1.7	1.1	4,413.9	4,447.6	-1.9	0.8	2,591	2,628	-0.9	1.4	青森県	
1.0	-1.4	4,873.2	4,790.4	1.0	-1.7	2,813	2,781	1.7	-1.1	岩手県	
0.7	-2.1	9,969.9	9,704.2	0.6	-2.7	3,021	2,943	-0.1	-2.6	宮城県	
-2.3	1.6	3,538.8	3,589.2	-2.2	1.4	2,642	2,713	-1.4	2.7	秋田県	
-0.8	-0.2	4,336.7	4,329.6	-0.5	-0.2	2,893	2,909	0.0	0.6	山形県	
0.2	-1.2	8,064.0	7,929.6	0.3	-1.7	2,984	2,942	0.1	-1.4	福島県	
0.7	-2.0	14,341.2	14,008.1	0.8	-2.3	3,324	3,247	0.0	-2.3	茨城県	
-0.1	-1.9	9,473.8	9,273.9	0.1	-2.1	3,446	3,351	-0.2	-2.7	栃木県	
-0.3	0.2	9,358.5	9,386.0	-0.0	0.3	3,316	3,288	-1.2	-0.9	群馬県	
0.5	-0.4	23,693.9	23,517.4	0.4	-0.7	3,086	3,038	-0.4	-1.6	埼玉県	
0.8	-1.1	21,345.0	20,981.6	1.1	-1.7	3,144	3,058	0.2	-2.7	千葉県	
1.5	0.3	114,483.1	113,860.3	0.9	-0.5	5,876	5,757	1.0	-2.0	東京都	
0.6	-0.9	35,406.0	34,922.5	0.5	-1.4	3,229	3,199	2.1	-0.9	神奈川県	
0.8	-1.8	9,308.5	9,105.8	0.7	-2.2	2,980	2,951	1.1	-1.0	新潟県	
3.4	-0.6	4,946.9	4,904.2	3.5	-0.9	3,349	3,316	3.5	-1.0	富山県	
1.6	-3.1	4,934.5	4,764.5	1.7	-3.4	3,053	2,973	1.9	-2.6	石川県	
5.5	0.3	3,696.1	3,691.7	5.7	-0.1	3,274	3,325	4.1	1.6	福井県	
2.6	-1.3	3,609.0	3,552.3	2.6	-1.6	3,153	3,125	3.6	-0.9	山梨県	
1.0	-2.0	8,620.8	8,438.5	1.0	-2.1	2,986	2,924	1.1	-2.1	長野県	
2.3	-1.0	8,004.1	7,883.9	2.1	-1.5	3,070	3,035	2.4	-1.2	岐阜県	
1.3	-1.5	18,319.9	18,011.7	1.6	-1.7	3,448	3,407	0.8	-1.2	静岡県	
1.2	-3.4	42,792.7	41,301.3	1.5	-3.5	3,832	3,661	0.3	-4.4	愛知県	
0.8	-5.9	8,728.2	8,237.1	2.1	-5.6	3,218	2,989	0.4	-7.1	三重県	
1.1	0.1	6,993.4	7,003.9	1.5	0.2	3,359	3,323	-0.3	-1.1	滋賀県	
0.7	0.6	10,643.3	10,661.6	0.4	0.2	2,968	2,991	0.2	0.8	京都府	
0.3	-0.8	41,277.8	40,673.2	-0.2	-1.5	3,062	3,055	0.3	-0.2	大阪府	
0.3	0.2	22,159.8	22,116.9	0.3	-0.2	3,042	3,038	0.6	-0.1	兵庫県	
1.2	-0.3	3,924.5	3,892.3	1.1	-0.8	2,753	2,728	-0.0	-0.9	奈良県	
2.7	0.4	3,704.4	3,695.1	2.8	-0.3	2,963	2,986	3.4	0.8	和歌山県	
-0.4	-1.2	1,901.9	1,869.8	-0.4	-1.7	2,460	2,439	-0.4	-0.8	鳥取県	
1.6	1.5	2,630.8	2,662.0	1.5	1.2	2,885	2,951	1.2	2.3	島根県	
-0.8	-1.2	7,962.6	7,828.8	0.1	-1.7	2,810	2,794	-2.4	-0.6	岡山県	
-1.6	-2.4	12,288.0	11,974.2	-1.7	-2.6	3,210	3,153	-2.2	-1.8	広島県	
-0.2	-2.0	6,516.1	6,382.4	0.6	-2.1	3,287	3,249	-1.1	-1.1	山口県	
0.6	-0.4	3,246.1	3,241.6	0.9	-0.1	3,162	3,153	0.6	-0.3	徳島県	
0.1	1.3	3,931.5	3,959.9	-0.0	0.7	2,966	3,021	0.1	1.9	香川県	
-1.8	0.2	5,110.3	5,077.3	-1.4	-0.6	2,694	2,717	-1.4	0.8	愛媛県	
-0.4	-0.3	2,433.8	2,409.8	-0.7	-1.0	2,647	2,663	-0.2	0.6	高知県	
0.7	-0.6	19,944.5	19,740.6	0.4	-1.0	2,867	2,838	-0.3	-1.0	福岡県	
6.8	-0.5	3,221.7	3,197.5	6.9	-0.8	2,865	2,854	6.4	-0.4	佐賀県	
1.4	-0.6	4,787.0	4,740.7	1.6	-1.0	2,665	2,655	1.8	-0.3	長崎県	
-0.3	1.0	6,249.1	6,291.1	-0.3	0.7	2,682	2,714	0.9	1.2	熊本県	
2.6	-2.4	4,613.8	4,489.6	3.2	-2.7	2,765	2,695	3.3	-2.5	大分県	
-0.1	-2.1	3,740.4	3,650.3	-0.0	-2.4	2,464	2,426	-0.1	-1.6	宮崎県	
-1.1	0.0	5,689.6	5,662.9	-1.2	-0.5	2,558	2,558	-1.0	0.0	鹿児島県	
1.0	1.4	4,499.8	4,524.2	0.5	0.5	2,380	2,396	0.6	0.7	沖縄県	
0.8	-0.8	583,918.5	576,395.5	0.7	-1.3	3,388	3,344	0.7	-1.3	合計	

23 主要経済指標の推移

区分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
平成2年度	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
7	5,252,995	102.6	1,162,953	105.2	858,975	106.7
12	5,376,142	101.4	1,137,779	107.1	879,662	104.5
13	5,274,105	98.1	1,050,912	92.4	824,994	93.8
14	5,234,659	99.3	1,003,209	95.5	782,219	94.8
15	5,262,199	100.5	1,027,247	102.4	787,963	100.7
16	5,296,379	100.6	1,062,513	103.4	810,379	102.8
17	5,341,062	100.8	1,114,165	104.9	870,093	107.4
18	5,372,579	100.6	1,142,296	102.5	890,822	102.4
19	5,384,855	100.2	1,117,235	97.8	885,179	99.4
20	5,161,749	95.9	1,063,154	95.2	834,953	94.3
21	4,973,642	96.4	837,335	78.8	718,132	86.0
22	5,048,737	101.5	908,853	108.5	725,398	101.0
23	5,000,462	99.0	945,073	104.0	749,201	103.3
24	4,994,206	99.9	947,827	100.3	757,948	101.2
25	5,126,775	102.7	998,934	105.4	805,473	106.3
26	5,234,228	102.1	1,037,786	103.9	837,926	104.0
27	5,407,408	103.3	1,087,614	104.8	869,624	103.8
28	5,448,299	100.8	1,084,619	99.7	870,006	100.0
29	5,557,125	102.0	1,131,791	104.3	901,834	103.7
30	5,565,705	100.2	1,151,368	101.7	923,858	102.4
令和元年度	5,568,363	100.0	1,139,187	98.9	916,428	99.2
2	5,375,615	96.5	1,049,489	92.1	860,411	93.9
3	5,505,304	102.4	1,123,135	107.0	900,793	104.7
4	5,602,000	101.8	1,207,000	107.5	975,000	108.2
5	5,719,000	102.1	1,270,000	105.2	1,035,000	106.2

区分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
平成2年度	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
7	12,649	-	291,329	94.5	2,763,248	102.0
12	5,371	-	252,746	100.6	2,879,841	100.5
13	-10,133	-	236,051	93.4	2,889,016	100.3
14	-9,557	-	230,547	97.7	2,888,398	100.0
15	7,726	-	231,558	100.4	2,880,611	99.7
16	14,404	-	237,730	102.7	2,898,550	100.6
17	5,114	-	238,958	100.5	2,930,916	101.1
18	9,258	-	242,216	101.4	2,946,342	100.5
19	18,135	-	213,921	88.3	2,964,323	100.6
20	14,876	-	213,325	99.7	2,906,957	98.1
21	-45,809	-	165,012	77.4	2,857,796	98.3
22	11,058	-	172,397	104.5	2,861,102	100.1
23	16,005	-	179,867	104.3	2,869,458	100.3
24	3,072	-	186,807	103.9	2,894,771	100.9
25	-14,314	-	207,775	111.2	2,987,721	103.2
26	2,177	-	197,683	95.1	2,975,226	99.6
27	14,027	-	203,963	103.2	2,998,407	100.8
28	2,102	-	212,511	104.2	2,983,362	99.5
29	17,482	-	212,475	100.0	3,030,060	101.6
30	22,122	-	205,388	96.7	3,047,743	100.6
令和元年度	8,834	-	213,925	104.2	3,038,588	99.7
2	-9,607	-	198,685	92.9	2,885,052	94.9
3	11,056	-	211,286	106.3	2,962,496	102.7
4	19,000	-	213,000	100.9	3,129,000	105.6
5	18,000	-	217,000	101.9	3,230,000	103.2

区分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数27年=100	前年度比(%)	指数2年=100	前年度比(%)	指数2年=100	前年度比(%)
昭和45年度	49.5	110.8	54.6	101.7	31.4	-
50	53.9	95.6	84.3	102.3	54.2	110.4
55	72.7	102.2	111.1	112.5	74.4	107.7
60	86.5	102.5	109.2	98.3	84.2	101.9
平成2年度	109.0	105.0	105.0	101.2	90.4	103.1
7	103.3	102.1	100.1	98.9	95.8	99.8
12	107.7	104.3	96.2	99.4	97.2	99.4
13	97.8	90.9	93.8	97.5	96.3	99.1
14	100.7	102.8	92.2	98.3	95.7	99.4
15	103.6	103.5	91.7	99.4	95.5	99.8
16	107.6	103.9	93.2	101.7	95.4	99.9
17	109.3	101.6	94.8	101.7	95.2	99.8
18	114.3	104.6	96.8	102.0	95.4	100.2
19	117.5	102.7	99.0	102.3	95.8	100.4
20	102.8	87.3	102.1	103.2	96.8	101.0
21	93.0	90.5	96.9	94.9	95.2	98.3
22	101.2	108.8	97.3	100.4	94.7	99.5
23	100.5	99.3	98.6	101.3	94.6	99.9
24	97.8	97.1	97.6	99.0	94.4	99.8
25	101.1	103.4	99.4	101.8	95.2	100.8
26	100.5	99.4	102.2	102.8	98.0	102.9
27	99.8	99.3	98.8	96.7	98.2	100.2
28	100.6	100.8	96.4	97.6	98.2	100.0
29	103.5	102.9	99.0	102.7	98.9	100.7
30	103.8	100.3	101.2	102.2	99.6	100.7
令和元年度	99.9	96.2	101.3	100.1	100.1	100.5
2	90.3	90.4	99.9	98.5	99.9	99.8
3	95.5	105.8	107.0	107.1	100.0	100.1
4	-	104.0	-	108.2	-	103.0
5	-	102.3	-	101.4	-	101.7

(注) 令和3年度までは実績、令和4年度及び令和5年度は「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和5年1月23日閣議決定）による。

なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実額については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成23年基準(2008SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成27年基準(2008SNA)によるものである。

参 考

- I 地方財政計画(令和5年度)
- II 租税及び印紙収入予算額(令和5年度)
- III 税制改正(内国税関係)による増減収見込額
(令和5年度)
- IV 主要経済指標(令和5年度)

I 地方財政計画（令和5年度）

【通常収支分】

（単位：億円）

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	428,751	412,305	16,446	4.0
II 地 方 譲 与 税	26,001	25,978	23	0.1
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,164	2,291	△ 127	△ 5.5
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	50	48	2	4.2
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,874	2,891	△ 17	△ 0.6
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	152	149	3	2.0
5 特 別 と ん 譲 与 税	124	113	11	9.7
6 森 林 環 境 譲 与 税	500	500	0	0.0
7 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	20,137	19,986	151	0.8
III 地 方 特 例 交 付 金	2,169	2,267	△ 98	△ 4.3
IV 地 方 交 付 税	183,611	180,538	3,073	1.7
V 国 庫 支 出 金	150,085	148,826	1,259	0.8
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,216	15,015	201	1.3
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	105,911	104,917	994	0.9
(ア) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	13,555	13,402	153	1.1
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	13,912	14,203	△ 291	△ 2.0
(ウ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	834	810	24	3.0
(エ) 児 童 保 護 費 負 担 金	1,348	1,317	31	2.4
(オ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	17,255	16,394	861	5.3
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	12,199	12,588	△ 389	△ 3.1
(キ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	4,057	4,067	△ 10	△ 0.2
(ク) 子 ど も の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	15,948	14,918	1,030	6.9
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	26,803	27,218	△ 415	△ 1.5
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	26,555	26,532	23	0.1
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	26,251	26,228	23	0.1
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	304	304	0	0.0
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	299	299	0	0.0
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	76	76	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	516	535	△ 19	△ 3.6
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,052	1,023	29	2.8
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	408	376	32	8.5
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	52	53	△ 1	△ 1.9
VI 地 方 債	68,163	76,077	△ 7,914	△ 10.4
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	15,646	15,729	△ 83	△ 0.5
VIII 雑 収 入	45,867	44,456	1,411	3.2
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 3	△ 4	1	△ 25.0
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	60	△ 254	314	△ 123.6
歳 入 合 計	920,350	905,918	14,432	1.6

(単位：億円)

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	199,053	199,644	△ 591	△ 0.3
1 給 与 費 (退 職 手 当 を 除 く)	187,687	185,239	2,448	1.3
(ア) 義 務 教 育 教 職 員	55,912	55,421	491	0.9
(イ) 警 察 関 係 職 員	23,900	23,462	438	1.9
(ウ) 消 防 職 員	12,565	12,379	186	1.5
(エ) 一 般 職 員 及 び 義 務 制 以 外 の 教 員 並 び に 特 別 職 等	95,310	93,977	1,333	1.4
2 退 職 手 当	11,329	14,361	△ 3,032	△ 21.1
3 恩 給 費	37	44	△ 7	△ 15.9
II 一 般 行 政 経 費	420,841	414,433	6,408	1.5
1 国 庫 補 助 負 担 金 等 を 伴 う も の	239,731	234,578	5,153	2.2
(ア) 生 活 保 護 費	37,734	37,886	△ 152	△ 0.4
(イ) 児 童 保 護 費	11,860	11,344	516	4.5
(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	34,510	32,788	1,722	5.3
(エ) 後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費	29,010	27,887	1,123	4.0
(オ) 介 護 給 付 費	34,894	33,587	1,307	3.9
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	17,517	18,063	△ 546	△ 3.0
(キ) 子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	29,051	27,219	1,832	6.7
(ク) そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	45,155	45,804	△ 649	△ 1.4
2 国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 わ な い も の	149,684	148,667	1,017	0.7
3 国 民 健 康 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 関 係 事 業 費	14,726	14,988	△ 262	△ 1.7
4 デ ジ タ ル 田 園 都 市 国 家 構 想 事 業 費	12,500	12,000	500	4.2
(ア) 地 方 創 生 推 進 費	10,000	10,000	0	0.0
(イ) 地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,500	2,000	500	25.0
5 地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
III 公 債 費	112,614	114,259	△ 1,645	△ 1.4
IV 維 持 補 修 費	15,237	14,948	289	1.9
V 投 資 的 経 費	119,731	119,785	△ 54	△ 0.0
1 直 轄 事 業 負 担 金	5,522	5,594	△ 72	△ 1.3
2 公 共 事 業 費	51,072	51,054	18	0.0
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	50,671	50,658	13	0.0
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	401	396	5	1.3
(直轄、補助事業計)	56,594	56,648	△ 54	△ 0.1
3 一 般 事 業 費	28,699	28,167	532	1.9
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	28,306	27,776	530	1.9
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	393	391	2	0.5
4 特 別 事 業 費	34,438	34,970	△ 532	△ 1.5
(ア) 過 疎 対 策 事 業 費	11,824	11,612	212	1.8
(イ) 地 域 活 性 化 事 業 費	820	820	0	0.0
(ウ) 旧 合 併 特 例 事 業 費	5,112	5,856	△ 744	△ 12.7
(エ) 防 災 対 策 事 業 費	948	948	0	0.0
(オ) 施 設 整 備 事 業 費 (一 般 財 源 化 分)	934	934	0	0.0
(カ) 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800	5,800	△ 1,000	△ 17.2
(ク) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000	4,000	0	0.0
(ケ) 脱 炭 素 化 推 進 事 業 費	1,000	-	1,000	皆増
(地方単独事業計)	63,137	63,137	0	0.0
VI 公 営 企 業 繰 出 金	23,974	24,349	△ 375	△ 1.5
1 収 益 勘 定 繰 出 金	10,673	10,818	△ 145	△ 1.3
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,301	13,531	△ 230	△ 1.7
VII 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	28,900	18,500	10,400	56.2
歳 出 合 計	920,350	905,918	14,432	1.6

(参 考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳 入

区 分	令和5年度		令和4年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	428,751	46.6	412,305	45.5
地 方 譲 与 税	26,001	2.8	25,978	2.9
地 方 特 例 交 付 金 等	2,169	0.2	2,267	0.3
地 方 交 付 税	183,611	20.0	180,538	19.9
国 庫 支 出 金	150,085	16.3	148,826	16.4
地 方 債	68,163	7.4	76,077	8.4
使 用 料 及 び 手 数 料	15,646	1.7	15,729	1.7
雑 収 入	45,867	5.0	44,456	4.9
歳 入 合 計	920,293	100.0	906,176	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない。

(2) 歳 出

区 分	令和5年度		令和4年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	199,053	21.6	199,644	22.0
一 般 行 政 経 費	420,841	45.7	414,433	45.8
公 債 費	112,614	12.2	114,259	12.6
維 持 補 修 費	15,237	1.7	14,948	1.7
投 資 的 経 費	119,731	13.0	119,785	13.2
公 営 企 業 繰 出 金	23,974	2.6	24,349	2.7
地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	28,900	3.2	18,500	2.0
歳 出 合 計	920,350	100.0	905,918	100.0

【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

(単位：億円)

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳入				
I 震災復興特別交付税	935	1,069	△ 134	△ 12.5
II 一般財源充当分	3	4	△ 1	△ 25.0
III 国庫支出金	1,632	1,822	△ 190	△ 10.4
IV 地方債	9	9	0	0.0
V 雑収入	68	83	△ 15	△ 18.1
歳入合計	2,647	2,987	△ 340	△ 11.4
B 歳出				
I 給与関係経費	54	58	△ 4	△ 6.9
II 一般行政経費	1,288	1,418	△ 130	△ 9.2
1 国庫補助負担金を伴うもの	902	921	△ 19	△ 2.1
2 国庫補助負担金を伴わないもの	386	497	△ 111	△ 22.3
III 公債	68	83	△ 15	△ 18.1
IV 投資的経費	1,237	1,428	△ 191	△ 13.4
1 直轄事業負担金	0	0	0	0.0
2 公共事業費	1,235	1,426	△ 191	△ 13.4
3 一般事業費	2	2	△ 0	△ 0.0
V 公営企業繰出金	0	0	△ 0	△ 0.0
歳出合計	2,647	2,987	△ 340	△ 11.4

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	令和5年度		令和4年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳入	億円	%	億円	%
I 震災復興特別交付税	935	35.3	1,069	35.8
II 一般財源充当分	3	0.1	4	0.1
III 国庫支出金	1,632	61.7	1,822	61.0
IV 地方債	9	0.3	9	0.3
V 雑収入	68	2.6	83	2.8
歳入合計	2,647	100.0	2,987	100.0
B 歳出				
I 給与関係経費	54	2.0	58	1.9
II 一般行政経費	1,288	48.7	1,418	47.5
III 公債	68	2.6	83	2.8
IV 投資的経費	1,237	46.7	1,428	47.8
V 公営企業繰出金	0	0.0	0	0.0
歳出合計	2,647	100.0	2,987	100.0

(全国防災事業)

(単位：億円)

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	646	768	△ 122	△ 15.9
II 一 般 財 源 充 当 分	△ 60	254	△ 314	△ 123.6
III 雑 収 入	1	1	0	0.0
歳 入 合 計	587	1,023	△ 436	△ 42.6
B 歳 出				
I 公 債 費	587	1,023	△ 436	△ 42.6
歳 出 合 計	587	1,023	△ 436	△ 42.6

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	令和5年度		令和4年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 地 方 税	646	110.0	768	75.1
II 一 般 財 源 充 当 分	△ 60	△ 10.2	254	24.8
III 雑 収 入	1	0.2	1	0.1
歳 入 合 計	587	100.0	1,023	100.0
B 歳 出				
I 公 債 費	587	100.0	1,023	100.0
歳 出 合 計	587	100.0	1,023	100.0

Ⅱ 租税及び印紙収入予算額（令和5年度）

（単位 億円）

税 目	令和4年度		令和5年度						
	当 予 算	補 正 額	前年度予算額に対する 現行法による増減 (△)収見込額		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減(△)収 見込額	改正法に よる収入 見込額 (予算額)	前年度当初予算額に対する 増減(△)収見込額	
			対 当 初	対 補 正 後				対 当 初	対 補 正 後
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5) = (1) + (3) (2) + (4)	(6)	(7) = (5) + (6)	(8) = (7) - (1)	(9) = (7) - (2)
（一般会計）									
所得税	170,840	184,950	4,310	△ 9,800	175,150	-	175,150	4,310	△ 9,800
源泉分	32,980	35,240	2,350	90	35,330	-	35,330	2,350	90
申告分	203,820	220,190	6,660	△ 9,710	210,480	-	210,480	6,660	△ 9,710
法人税	133,360	137,870	12,770	8,260	146,130	△ 110	146,020	12,660	8,150
相続税	26,190	28,390	1,570	△ 630	27,760	-	27,760	1,570	△ 630
消費税	215,730	221,610	18,140	12,260	233,870	△ 30	233,840	18,110	12,230
酒税	11,280	11,280	520	520	11,800	-	11,800	520	520
たばこ税	9,340	9,340	10	10	9,350	-	9,350	10	10
揮発油税	20,790	20,790	△ 800	△ 800	19,990	-	19,990	△ 800	△ 800
石油ガス税	50	50	0	0	50	-	50	0	0
航空機燃料税	340	340	0	0	340	-	340	0	0
石油石炭税	6,600	6,600	△ 130	△ 130	6,470	-	6,470	△ 130	△ 130
電源開発促進税	3,130	3,130	110	110	3,240	-	3,240	110	110
自動車重量税	3,850	3,850	△ 70	△ 70	3,780	-	3,780	△ 70	△ 70
国際観光旅客税	90	90	110	110	200	-	200	110	110
関税	8,250	10,530	2,970	690	11,220	-	11,220	2,970	690
とん税	90	90	10	10	100	-	100	10	10
印紙収入	5,380	5,380	△ 170	△ 170	5,210	-	5,210	△ 170	△ 170
現金収入	4,060	4,060	490	490	4,550	-	4,550	490	490
合計	652,350	683,590	42,190	10,950	694,540	△ 140	694,400	42,050	10,810
（交付税及び譲与税配付金特別会計）									
地方法人税	17,127	18,213	1,792	706	18,919	-	18,919	1,792	706
地方揮発油税	2,225	2,225	△ 86	△ 86	2,139	-	2,139	△ 86	△ 86
石油ガス税（譲与分）	50	50	0	0	50	-	50	0	0
航空機燃料税（譲与分）	152	152	0	0	152	-	152	0	0
自動車重量税（譲与分）	2,916	2,916	△ 52	△ 52	2,864	-	2,864	△ 52	△ 52
特別とん税	113	113	12	12	125	-	125	12	12
特別法人事業税	20,044	21,039	49	△ 946	20,093	-	20,093	49	△ 946
合計	42,627	44,708	1,715	△ 366	44,342	-	44,342	1,715	△ 366
（国債整理基金特別会計）									
たばこ特別税	1,126	1,126	2	2	1,128	-	1,128	2	2
（東日本大震災復興特別会計）									
復興特別所得税	4,280	4,624	140	△ 204	4,420	-	4,420	140	△ 204
総計	700,383	734,048	44,047	10,382	744,430	△ 140	744,290	43,907	10,242

Ⅲ 税制改正（内国税関係）による増減収見込額（令和5年度）

（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税 NISAの抜本的拡充・恒久化	▲ 150	0
2. 資産課税 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築	70	-
3. 法人課税		
(1) オープンイノベーション促進税制の拡充	▲ 30	▲ 30
(2) 研究開発税制の見直し	▲ 130	▲ 90
(3) その他の租税特別措置の見直し	50	30
法人課税 計	▲ 110	▲ 90
4. 消費課税		
(1) 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設等	▲ 10	-
(2) 航空機燃料税の税率の見直し	190	-
消費課税 計	180	-
合 計	▲ 10	▲ 90

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 原子力発電施設解体準備金制度の廃止による増収見込額は130億円(1年当たり)であるが、この準備金制度の廃止と併せて創設される、使用済燃料再処理・廃炉推進機構(仮称)への廃炉拠出金(仮称)については、法人税法上、損金算入されることとなる。

(注3) 5年度改正における自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収見込額は平年度350億円、初年度20億円(特別会計分を含む)。

(注4) 他方、3年度から5年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲110億円程度(特別会計分を含む)。

(注4) ダイレクト納付の利便性の向上によって、令和5年度に帰属する予定であった法人税額の一部(20億円)及び消費税額の一部(30億円)が、納付時期のずれにより、令和6年度税収に帰属することとなる。

IV 主要経済指標(令和5年度)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度比増減率					
	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	(2021年度)	(2022年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2023年度)	(2023年度)
	兆円	兆円程度	兆円程度	%	%	%程度	%程度	%程度	%程度
	(名目)	(名目)	(名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)
国内総生産	550.5	560.2	571.9	2.4	2.5	1.8	1.7	2.1	1.5
民間最終消費支出	296.2	312.9	323.0	2.7	1.5	5.6	2.8	3.2	2.2
民間住宅	21.1	21.3	21.7	6.3	▲ 1.1	0.9	▲ 4.0	1.9	1.1
民間企業設備	90.1	97.5	103.5	4.7	2.1	8.2	4.3	6.2	5.0
民間在庫変動()内は寄与度	1.1	1.9	1.8	(0.4)	(0.3)	(0.1)	(0.1)	(▲0.0)	(0.0)
政府支出	148.7	150.7	148.2	2.9	1.3	1.3	▲ 0.1	▲ 1.6	▲ 1.9
政府最終消費支出	119.0	121.3	118.6	4.5	3.4	1.9	1.0	▲ 2.2	▲ 2.3
公的固定資本形成	29.8	29.6	29.6	▲ 3.3	▲ 6.4	▲ 0.5	▲ 4.3	0.0	▲ 0.5
財貨・サービスの輸出	103.6	124.4	130.0	22.8	12.3	19.9	4.7	4.7	2.4
(控除)財貨・サービスの輸入	110.4	148.3	156.4	30.1	7.1	34.4	6.9	5.4	2.5
内需寄与度	/			3.6	1.8	4.9	2.3	2.5	1.6
民需寄与度	/			2.8	1.4	4.5	2.3	2.9	2.1
公需寄与度	/			0.8	0.4	0.4	▲ 0.0	▲ 0.4	▲ 0.5
外需寄与度	/			▲ 1.2	0.8	▲ 3.2	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.1
国民所得	395.9	409.9	421.4	5.5	/	3.5	/	2.8	/
雇用者報酬	289.5	295.7	304.7	2.1	/	2.1	/	3.0	/
財産所得	27.4	27.6	27.8	6.6	/	0.6	/	0.8	/
企業所得	79.0	86.5	88.9	19.5	/	9.5	/	2.7	/
国民総所得	579.8	595.0	609.9	4.1	2.2	2.6	0.6	2.5	1.8
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度	
労働力人口	6,897	6,915	6,920	▲ 0.1		0.3		0.1	
就業者数	6,706	6,738	6,753	0.1		0.5		0.2	
雇用者数	6,013	6,056	6,067	0.2		0.7		0.2	
完全失業率	%	%程度	%程度	/		/		/	
	2.8	2.5	2.4	/		/		/	
生産	%	%程度	%程度	/		/		/	
鉱工業生産指数・増減率	5.8	4.0	2.3	/		/		/	
物価	%	%程度	%程度	/		/		/	
国内企業物価指数・変化率	7.1	8.2	1.4	/		/		/	
消費者物価指数・変化率	0.1	3.0	1.7	/		/		/	
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.1	0.0	0.6	/		/		/	
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	▲ 6.5	▲ 23.7	▲ 28.1	/		/		/	
貿易収支	▲ 1.6	▲ 19.6	▲ 23.3	/		/		/	
輸出	85.6	101.6	105.4	25.2		18.7		3.7	
輸入	87.2	121.4	128.7	35.0		39.2		6.1	
経常収支	20.3	8.3	7.3	/		/		/	
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度	/		/		/	
	3.7	1.5	1.3	/		/		/	

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率、円相場及び原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(実績)		
世界GDP(日本を除く。)の実質成長率(%)	6.4	2.1	2.3
円相場(円/ドル)	112.4	138.5	142.1
原油輸入価格(ドル/バレル)	76.3	100.4	89.1

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、令和4年11月1日～11月30日の期間の平均値(142.1円/ドル)で同年12月以降一定と想定。
3. 原油輸入価格は、令和4年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(89.1ドル/バレル)で同年12月以降一定と想定。